

第2章 目標別の取組みの方向

- 目標 1 子どもの生きる力と豊かな心を育てます
- 目標 2 健やかな子育てを応援します
- 目標 3 きめこまやかなサービスですべての子育て家庭をサポートします
- 目標 4 安心できる子育て環境をつくれます
- 目標 5 社会の一員として自分らしく生きられる環境づくりを推進します

第2章 目標別の取組みの方向の見方

- 次世代計画の内容を、施策目標（5つの目標）別に記載しています。

目標1 子どもの生きる力と豊かな心を育てます

目標2 健やかな子育てを応援します

目標3 きめこまやかなサービスですべての子育て家庭をサポートします

目標4 安心できる子育て環境をつくれます

目標5 社会の一員として自分らしく生きられる環境づくりを推進します

- この章は、下記のように構成しています。

目標名 → **目標1 子どもの生きる力と豊かな心を育てます**

目標を構成する
施策名

1 すべての子どもが大切にされる社会のために

① すべての子どもが自分らしく育ち社会に参加する権利

枝番号

【現状と課題】・・・施策の背景、国等の動向、関連調査結果等を踏まえ、当該施策の「現状と課題」を記載しています。

【取組みの方向】・・・「現状と課題」の課題に対する「取組みの方向」について記載しています。

取組みの方向
内容

【主な事業】・・・目標の実現に向けて、施策を進めていくための「主な事業」を記載しています。

事業名
主な事業内容

事業名	現況※	31年度目標*

※「現況」は表示がない限り平成25年度の実績です。

*31年度目標欄に＜29年度目標＞とある場合は、他の計画の最終年度に合わせて、29年度までの目標を記載しています。

年度目標については、事業を取り巻く状況変化への対応や、点検・評価により、必要に応じて見直しを行います。

・表中の網掛けは、子ども・子育て支援事業に該当する事業です。

現況の《 》にその事業名を記載しています。

○次世代育成支援関連の全事業については、資料編に掲載しています。

目標1 子どもの生きる力と豊かな心を育てます

1 すべての子どもが大切にされる社会のために

① すべての子どもが自分らしく育ち社会に参加する権利

【現状と課題】

(1) 子どもが大切にされるということ

日本が平成6年（1994年）に批准した「子どもの権利条約」では、大きくわけて次の4つの子どもの権利を守ることを定めています。

- | | |
|----------|--|
| 1 生きる権利 | …防げる病気などで命を奪われないこと。十分な栄養を得て健やかに成長すること。病気やけがをしたら治療を受けられることなど。 |
| 2 育つ権利 | …教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。 |
| 3 守られる権利 | …あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。障害のある子どもや少数民族の子どもなどは特別に守られることなど。 |
| 4 参加する権利 | …自由に意見をあらわしたり、集まってグループを作ったり自由な活動をおこなったりできることなど。 |

出典：「子どもの権利条約」日本ユニセフ協会抄訳

次世代計画では、こうした子どもの基本的な権利を大切に捉え、子どもの目線から子どもの幸せを考え、子どもが幸せに生きることのできる社会の実現を目指しています。

(2) 子どもの権利や自己決定に関する意識

区の調査※1で、中学生本人及び青少年に「子どもの虐待やいじめなどを解決するために大切と思うこと」の度合いについて尋ねたところ、「大人が日常生活の中で、子どもの意見をよく聞くよう心がけること」と、「命の大切さについて親子で話し合うこと」を「かなり大切だと思う」との回答がいずれの調査でも上位となりました。

中学生本人に「いっしょに住んでいる大人にしてほしい（してほしくない）と思うこと」を尋ねたところ、「大人の考えを押し付けないでほしい」「しつこくいろいろ聞いてこないでほしい」「自分のことは自分で決めさせてほしい」という回答が上位となりました。大人が子どもの意見や考えをもっと尊重し、子どもたちの自主性を伸ばしていくことが大切です。さらに、子どもたちに自分のことだけではなく、広く社会や地域の問題にも関心を持ってもらうための取組みも大切です。

※1 区の調査…「新宿区次世代育成支援に関する調査（平成25年度実施）」を指しています。調査は①就学前児童保護者、②小学生保護者、③中学生保護者、④中学生本人、⑤青少年、⑥若者の6種類を実施しました。（以後、本文中の「区の調査」はこの調査を指します。）

1 すべての子どもが大切にされる社会のために

② すべての子どもが人として尊ばれ守られる権利

【現状と課題】

(1) 子どもの人権を守るための関係機関の連携

虐待やいじめ、子どもの性の商品化などにより子どもの人権が侵害される事例は後を絶ちません。平成25年度の全国の虐待通告件数は、7万件を超えています。また、居住実態が把握できない子どもの悲惨な事件が、相次いで報道されている状況もあります。区では年々増え続けていた虐待相談が23年度を境に、やや落ち着いた状況にありますが、それでも年間150件以上の新規相談を受理しています。

区は支援が必要な事例に迅速かつ適切に対応するため、中核としての役割を担う子ども総合センターと4か所の子ども家庭支援センターが、きめ細やかな相談・支援体制を構築しています。また、「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク」※2のもとで、実際にケース対応を行うサポートチーム会議では、要保護児童、養育支援が特に必要である児童やその保護者及び妊婦への適切な対応を図るために、関係機関が必要な情報の交換を行うとともに支援の内容を協議し、必要なサービスの調整、見守り等を行っています。

また、乳幼児健診の未受診者や就学予定の学校に一度も登校していない等、居住実態が確認できない子どもについては、各所管による訪問等の調査を経て子ども総合センターに情報を集約し、児童相談所や警察と連携しながら安否確認をしてきました。平成26年度からは、全庁的な検討会議を立ち上げ、改めて居所不明児童についての対応マニュアルを整備し、子ども総合センターを中心に、関係部署が連携して居住実態の把握に努めていく体制を整えました。

今後も、児童の居住実態の把握や子どもに関する様々な相談に総合的に対応し、一貫した支援を行えるよう、適切な支援機関に円滑に切れ目なくつなげられる体制作りも必要です。

(2) 虐待発生予防の取組み

子どもの虐待を防いでいくには、問題が生じてからの早期発見・早期対応だけではなく、問題が生じる前から、育児不安や育児困難感を軽減し、保護者が安定した心で子育てに臨めるような支援が重要です。

子ども総合センター・子ども家庭支援センターでは、保護者自らが相談してくるケースに対

子どもの虐待の4つの類型

①身体的虐待

暴力により傷を負わせたり、生命に危険を及ぼすような行為

②ネグレクト

保護の怠慢、拒否、放置により、子どもの健康状態や安全を損なう行為

③性的虐待

性的な行為や性的な関係を強要したりする行為

④心理的虐待

ひどい言葉で子どもの心を傷つけたり、子どもの目の前でドメスティックバイオレンスが行われているなど、子どもの心を傷つけるような行為

※2 新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク…新宿区子ども家庭・若者サポートネットワークは、新宿区内の福祉、保健、医療、教育、就労その他、子ども、子育て家庭及び若者に対する支援に関連する機関、団体、及び児童・若者の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成されています。

応することはもちろん、関係機関が把握した心配な家庭に対して、関係機関と連携しながら、家庭訪問などの必要な支援を行っています。

すでに問題が深刻化している場合には、子ども総合センターと関係機関が協議し、養育支援ヘルパーの派遣等を検討し、積極的に家庭に入って養育状況を改善したり、子どもの登校・登園の保障をすることにより、虐待の発生を予防しています。

また、産後の育児不安や家事負担の軽減のためのヘルパーの派遣、入院・介護・育児疲れ等の理由で一時的に養育できなくなったときの「子どもショートステイ」、理由を問わず子どもを短時間預かる「ひろば型一時保育」、母親支援のグループワークである「ペアレントトレーニング」※3や「ノーバディーズパーフェクト」※4等、幅広い事業を展開し、育児不安や育児困難感を軽減することにより、虐待の発生を予防しています。

今後も引き続き、子ども総合センターの相談員が、各ケースに相応しい支援をコーディネートし、関係機関と連携することにより、虐待の予防に取り組んでいくことが必要です。

（事業計画については、第3章 131 ページ「養育支援訪問事業」を参照）

(3) 子どものいじめ・不登校等の防止の取組み

平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、国、地方自治体、教育委員会、学校におけるいじめの早期発見と対応等についての責任と役割が明確化されました。これにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することが求められています。

文部科学省が毎年、小・中学生を対象に実施している「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」では、調査年度により増減があるものの、新宿区立小・中学校から毎年一定のいじめの認知件数の報告を受けています。また、不登校児童・生徒については、スクールカウンセラー※5及びスクールソーシャルワーカー※6の派遣や各学校の教育相談機能の充実等を図ったことにより、平成25年度の不登校出現率が平成23年度に比べて、小学校で0.37ポイント減り0.32に、中学校では1.0ポイント減り2.84となるなど減少傾向にあります。引き続き不登校対策が求められています。

こうした現状を踏まえながら、平成26年3月に策定した「新宿区いじめ防止等のための基本方針」に基づき、各学校のいじめや不登校、その他問題行動の未然防止、早期発見、早期対応のための取組みを支援するとともに、家庭や地域、関係機関等が連携し、これを解決していく必要があります。

※3 ペアレントトレーニング…親が子どもの行動を整理し、効果的な対応ができるようにすることによって、より良い親子関係を築くための認知行動療法です。

※4 ノーバディーズパーフェクト…同年代の子どもを持つ親が、子育ての悩みや関心事を出し合い、話し合いながら自分に合った子育て方法を学ぶ、カナダ生まれの親支援プログラムです。

※5 スクールカウンセラー…東京都教育委員会又は新宿区教育委員会から派遣され、児童・生徒や保護者とのカウンセリング、教師への助言、専門機関との連携などを行います。

※6 スクールソーシャルワーカー…各学校の定期的な訪問による対応相談や不登校の対応相談、サポートチーム会議等での関係機関との連絡調整などを行います。

【取組みの方向】

◆人権教育の推進と啓発事業の充実

- ・学校・幼稚園・保育園・子ども園・児童館・保健センターなど、教育・福祉・保健の各分野において、子ども自身と保護者が人権についての理解を深めることにより、子どもが自分を大切に、大切にされる意識や、他者への理解、思いやりの心が根付くよう、引き続き取組みを推進します。
- ・子どもの虐待や子どもの性の商品化、性犯罪等の根絶のためには、社会全体の人権意識の向上が不可欠です。このため、人権啓発事業において「子どもの権利の視点」を重視して取り組んでいきます。

◆子ども自身が取り組める身近な課題や地域からの参画促進

- ・子どもが自らの意見を表明する機会を持つことで、区政への参画意欲を高め、新宿のまちへの愛情を持った大人に成長できるような取組みを進めます。

◆相談とネットワークの充実

- ・子どもの権利の侵害に対して、子ども自身や保護者が気軽に相談できる仕組みの強化を図るとともに、子ども総合センター・子ども家庭支援センター・教育委員会のほか、東京都児童相談所、区内の医療機関、警察などの関係機関が効果的かつ有機的に連携して、問題の解決を図るための取組みを進めていきます。
- ・虐待予防と虐待対応・居所不明児童への対応について、子ども総合センターを中心に、関係機関と密に連携しながら、取り組んでいきます。

◆いじめ・不登校等の防止の取組みの充実

- ・平成26年度に設置した「学校問題支援室」や「学校問題等調査委員会」等により、各学校のいじめ等の未然防止、早期発見・早期対応のための取組みを支援し、対策を推進していくとともに、児童・生徒や保護者がいつでも相談できる環境の整備に努めます。
- ・不登校への対策として、専門家による研修の実施や、教職員向けリーフレットの作成を通して、学校が組織的に対応していく力を高めます。また、支援の必要な児童・生徒やその保護者のニーズに応じて、関係機関と連携しながら、面談や家庭訪問を行うなど、学校復帰や不登校の未然防止のための家庭への支援をより充実させていきます。

【主な事業】

※「現況」は表示がない限り平成25年度の実績です。

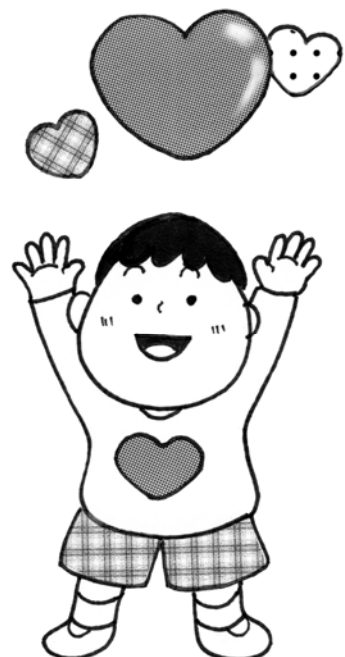
※＜29年度目標＞とある場合は、他の計画の最終年度に合わせて、29年度までの目標を記載しています。

・表中の網掛けは子ども・子育て支援事業に該当する事業です。現況の《 》にその事業名を記載しています。

事業名	現況※	31年度目標*
◆人権教育の推進 人権尊重教育推進委員会において取り組むべき課題や指導のあり方を協議するとともに、区教育委員会が指定する人権教育推進校において研究を進め、その成果を各学校に普及していきます。	・人権尊重教育推進委員会を年間3回実施 ・新宿区人権尊重教育推進校を2校指定し、実践的な研究成果を共有 ・人権教育の理解啓発を図るためのリーフレットを1,500部作成・教職員向けに配布 ・教育管理職の人権教育研修会参加率 98%	＜29年度目標＞ ・人権尊重教育推進委員会を年間3回実施 ・新宿区人権尊重教育推進校として、小・中学校を指定し、実践的な研究成果を共有 ・人権教育の理解啓発を図るためのリーフレットを作成し、教職員向けに配布 ・教育管理職の人権教育研修会参加率 100%

事業名	現況※	31年度目標*
◆子どもの施策への参画促進 [小学生・中学生フォーラムの実施]: 次代を担う小・中学生が、日頃の生活の中で感じていることを、区長等と意見交換することにより、区政に対する関心や意識を高めていきます。 [施策への参画]: 子どもが参画可能な施策(児童館・児童コーナー、中高生スペースの設置・公園の改修計画への参加等)において子どもの参画を促していきます。	・小・中学生フォーラム 小学校2校/年 中学校1校/年	子どもが区政に参加できる機会を引き続き確保していきます。
◆子ども家庭・若者サポートネットワーク 福祉、保健、教育、就労支援等の子どもと家庭・若者支援関係組織のより効果的な連携を図るため、「子ども家庭・若者サポートネットワーク」を設置、運営します。 児童虐待の早期発見・早期対応及び適切な連携を目的として、児童に関わる関係機関に向けた虐待防止ネットワークマニュアルを作成し、配付します。	・代表者会議 2回 ・虐待防止等部会 部会3回/研修会3回 ・子ども学校サポート部会 部会2回/研修会4回 ・発達支援部会 部会2回/研修会2回 ・若者自立支援部会 部会2回/研修会1回 ・事例検討部会 部会3回 ・サポートチーム会議 (5部会合計) 104回	継続して実施していきます。
◆子ども・若者総合相談窓口 子ども・若者に関わる既存の各種相談窓口を活用して、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行います。	・区民意識調査において、独身期(40歳未満の独身者)の区民が、生活における心配事がないと考える割合 40.4% ・来所相談 223件 ・電話相談 184件	<29年度目標> 区民意識調査において、独身期(40歳未満の独身者)の区民が、生活における心配事がないと考える割合 50%
◆子どもと家庭の総合相談(虐待の通報窓口) 子ども総合センター及び子ども家庭支援センター4か所が、区の虐待通告の窓口として、子どもと家庭に関わる相談に総合的に対応しています。児童相談所や関係機関との密接な連携のもと、迅速な対応を行っています。	・虐待相談受理件数 150件	虐待相談の最初の窓口としての周知をさらに広め、関係機関と連携しながら、困難な課題を抱えた家庭の課題が解決するよう、対応していきます。
◆要保護児童対策地域協議会 保護や支援が特に必要な児童やその保護者及び妊婦に適切な支援をするために関係機関が必要な情報の交換を行うとともに支援の内容を協議します。区では、「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク」が組織されています。	・虐待防止等部会におけるサポートチーム会議 78回開催	関係機関と連携しながら、要保護児童の適切な支援に努めていきます。
◆育児支援家庭訪問事業(養育支援) 特に養育に支障があると区が認めた家庭や特定妊婦に対し、専門的な支援員を派遣することにより、養育環境の改善や養育力の向上による児童の健全な成長と、虐待防止を図ります。	≪養育支援訪問事業≫ ・年間延べ利用件数 1,186人	継続して実施していきます。
◆新宿子どもほっとライン いじめ相談専用電話により、専門相談員が、児童・生徒や保護者からの相談を行います。	・電話相談 106件 ・手紙相談 0件	継続して実施していきます。
◆情報モラル教育の推進 インターネット(SNS等)によるいじめ防止のため、情報モラル教育を教育課程に位置づけ、児童・生徒がインターネットの特性を理解するとともに、他者の人権を尊重して活用する態度を身に付けるなどの授業を、民間技術者を活用して展開できるよう支援します。	・小学校における情報モラル授業支援 5年生対象出前授業 15校 教員対象研修 14校 ・中学校における情報モラル授業支援 中学校2年生対象 10校(全校)	<29年度目標> ・小学校については、27年度、出前授業(14校)、教員対象研修(15校)を実施します。以後、情報モラル授業支援を継続して実施します。 ・中学校については、継続して実施していきます。

事業名	現況※	31年度目標*
◆学校問題支援室の運営 いじめや不登校、その他問題行動に対する学校の対応を総合的に支援するため、スクールソーシャルワーカーや学校問題サポート専門員等で構成される専門家チーム「学校問題支援室」により、学校への継続的な助言や関係機関との連絡調整、個別の事案へのフォローアップ等を行います。	・スクールソーシャルワーカーの派遣 2人 ・学校問題サポート専門員の配置 1人 ・長欠児童・生徒調査の実施(毎月) ・ふれあい月間(6、11、2月)の取組みの周知及び状況把握のための調査の実施	継続して実施していきます。
◆学校問題等調査委員会の運営 専門家(法律・医療・学識経験)と教育委員会事務局職員で構成する「学校問題等調査委員会」により、いじめによる重大事態が発生した際の事実関係の調査や、児童・生徒への対応を適切かつ迅速に実施するため、新宿区のいじめの状況の情報共有や事例の分析等を行います。	・定例会を年2回開催	継続して実施していきます。
◆児童・生徒の不登校対策 不登校対策委員会で策定した不登校からの学校復帰と不登校の未然防止に関する方針に基づき、不登校担当者連絡会で担当教員が学校での不登校防止の取組みを協議し実践していきます。 また、不登校対策マニュアルの活用、理解啓発資料等の作成配布、学識経験者等の専門家による研修会の実施により、教職員への理解啓発を図っていきます。 さらに、スクールソーシャルワーカーや「家庭と子供の支援員」を派遣し、学校復帰や未然防止のための家庭への支援をより充実させていきます。	・不登校対策委員会及び不登校担当者連絡会(年3回)実施 ・不登校対策マニュアルの活用、理解啓発資料などの作成配布 ・スクールソーシャルワーカーの派遣 2人 ・家庭と子供の支援員の派遣 7人 ・不登校出現率 小学校 0.32% 中学校 2.84%	継続して実施していきます。



2 子どもの生きる力を育てるために

① 質の高い学校教育の推進

【現状と課題】

(1) 子どもたちの主体的な学びを育む質の高い学校教育の推進

グローバル化や少子化・高齢化の進展など、教育を取り巻く環境が大きく変わり、子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、規範意識の希薄化などの課題が指摘されています。また、平成20年3月に告示された学習指導要領では、次代を担う子どもたちに必要な力は、確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体のバランスがとれた、「生きる力」であることが示されています。

区はこれまで、児童・生徒一人ひとりの個性や可能性を伸ばすきめ細かな指導を徹底し、確かな学力の育成を図るとともに、国際化や情報化などの社会の変化に対応するため、外国語活動の充実やICT（情報通信技術）を活用した教育活動を行ってきました。また、子どもたちが、人間性豊かな自立した社会人として成長できるよう、心の教育の充実を図るとともに、体験的活動や学校の教育活動全体を通したキャリア教育を推進してきました。さらに、学校の主体性や地域の実態や特色を活かした創意工夫ある教育活動を行うため、組織マネジメントの視点から学校評価の充実を図り、学校経営力の向上にも努めてきました。

今後も引き続き、次世代育成支援計画及び新宿区教育ビジョンに基づき、子どもの学力や学習状況、心身の状況を的確に捉え、子どもたちの力を着実に伸ばす、より質の高い学校教育を実現するとともに、教育に対する保護者や地域の多様な要請に応えていくため、家庭・地域・学校がともに学び、ともに育つ関係を実現していく必要があります。

【取組みの方向】

◆確かな学力を育む学校教育の充実

- ・国や東京都の学力等に関する各種調査の結果などを参考に、子どもの学力の状況を的確に把握し、学習指導支援員※7の各校への配置等により基礎学力が十分身につけていない子どもへのよりきめ細かな学習支援を行うとともに、伸びる子どものより発展的な学習を支援し、一人ひとりの子どもの学力を高めていきます。
- ・学校支援アドバイザー※8を各校に派遣し、学校内のOJTと関連を図った課題解決型の研修等を通して、若手やミドルリーダー層の教員の指導力の向上を図ります。

◆子どもの豊かな人間性と自立を育む教育の充実

- ・人とのかわりなどを通して、思いやりや互いの命を大切にすることを育む教育を推進するとともに、子どもたちが社会の一員であることの認識を深めるため、地域や保護者と連携した道徳教育の充実、職場体験など社会性を育む学びの機会を充実します。
- ・言語活動の充実を重視した指導を行うとともに、教育活動全体を通して、体験的な活動や問題解決的な学習を積極的に取り入れ、子ども一人ひとりの実践的な態度・能力を育成します。

◆地域との連携による教育の推進

- ・地域の住民や保護者等が学校運営や学校評価に参画する仕組みを構築します。

※7 学習指導支援員(区費講師)・・・学校運営の様々な課題への対応を支援するため、少人数指導、チームティーチングの実施や連携教育の推進など、各校の実情に応じた指導を行います。

※8 学校支援アドバイザー・・・各学校へ派遣し、授業観察や個別指導を通して若手教員の指導・育成を図るとともに、管理職や主幹教諭等のミドルリーダーへの助言を行います。

【主な事業】

※「現況」は表示がない限り平成25年度の実績です。

*＜29年度目標＞とある場合は、他の計画の最終年度に合わせて、29年度までの目標を記載しています。

事業名	現況※	31年度目標*
◆学校支援体制の充実 学校運営の様々な課題への対応を支援するため、学習指導支援員を配置することにより、各学校の実情に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。 また、学校支援アドバイザーを派遣し、若手教員への基本的な指導や、管理職やミドルリーダーへの学校運営等の具体的な助言を行い、学校の教育力の向上を図ります。 さらに、区の教育課題を踏まえた研究校を指定し、その成果を区立学校で共有するとともに、優れた教育実践や研究活動を行った学校を表彰する制度を作り、教員の一層の意欲の向上を図ります。	・学習指導支援員の配置 58人 ・学校支援アドバイザーの派遣 8人 ・教育課題研究校の指定 2校(累計5校) ・教育課題研究発表会の参加者 704人	継続して実施していきます。
◆学校評価の充実 ①教職員による自己評価、②保護者・地域住民等による学校関係者評価、③学識経験者等による第三者評価(2年に1度実施)により学校評価を実施し、その評価結果を学校運営の改善に活用していきます。	・組織マネジメントの考え方を新たな仕組みとして取り入れた学校評価の実施準備 ・第三者評価を20校で実施 ・第三者評価委員による学校関係者ヒアリングの実施 ・学校評価報告書を全校で作成し、教育委員会へ報告 ・学校評価の自己評価、学校関係者評価の全校実施	組織マネジメントの考え方を取り入れた学校評価を実施していきます。
◆特色ある教育活動の推進 各学校(園)の中・長期的な視点に立った特色ある教育活動の展開を具現化するため、「特色ある学校づくりのための教育活動計画」や各校の教育目標に沿って、計画的な学習活動を実施します。	・児童生徒・保護者アンケートに関する学校における活動の理解度 72.2% ・学校の主体性や地域の実態・特色を活かした創意・工夫ある教育活動が実践されていると評価された学校の割合 75.0%	継続して実施していきます。
◆地域協働学校(コミュニティ・スクール)の推進 地域の住民及び保護者等が学校の運営に参画することにより、地域に信頼され、地域に支えられる開かれた学校づくりを進めていきます。そのため、学校運営協議会委員の研修や地域・保護者への説明会の実施、パンフレットの作成・配付による周知等を行いながら、順次、地域協働学校の指定学校を増やしていきます。 なお、指定にあたっては、1年間は準備校とし、各学校の状況や地域の実情に十分に配慮しながら円滑な導入を図ります。	・地域協働学校指定学校 小学校 6校 中学校 1校	順次、指定学校を拡大していきます。

2 子どもの生きる力を育てるために

② 一人ひとりの特性に応じた発達と自立への支援

【現状と課題】

子どもの心身の発達の仕方にはそれぞれの個性があり、成長のスピードは一人ひとり異なりますが、子どもの発達に関する相談は増え続けており、子ども総合センターの発達支援コーナー「あいあい」が対応した平成26年度の相談件数は、発足した23年度の約2.5倍となっています。

その原因の一つとして考えられるのが、社会性や他者とのコミュニケーションに弱さを抱えるいわゆる「発達障害」が、学校でのいじめ被害やその後のひきこもり・うつなどの危険因子にもなるという知識が広がっていることです。

発達障害の子どもについては、早期にリスクに気づき、特有の「認知のスタイル」にあわせた保育・教育を行うことで、本人の自信や自尊感情を育み、生きていく上での基礎力を育てることが大切です。そのためには、早期の支援開始と学習環境等の整備のみならず、周囲の大人や子どもたちの理解を深めることも重要です。

(1) 早い段階からの発達支援

区では、保健・福祉・教育の各分野が連携しながら、発達に心配のある子どもを持つ家庭への支援を早い段階から行っています。

疾病の予防や障害等の早期発見、早期支援のため、保健センターの乳幼児健診のほか、子ども総合センター「あいあい」では、心身の発達や成長に遅れのある子どもも家庭や地域で健やかに育つよう、子どもの発達に関する総合的な支援を行っています。

また、障害のある子どもへの保育を行うなかで、特別な子どもという意識を持たず、分け隔てのない子ども同士の育ち合いが、子どもの成長発達には不可欠です。保育士は専門の研究者から定期的にアドバイスを受け（巡回保育相談※9）、特別な配慮を要する子どもたちに対する保育を実践しています。幼稚園においても、専門家チームによる巡回相談等を実施するとともに、特別な配慮を要する子どもには、必要に応じて介護員を配置し、安全の確保と教育的効果の向上を図っています。

今後もそれぞれの子どもの健やかな育ちのために、一人ひとりの成長や家庭環境に応じた、早い時期からの適切な対応が求められています。

(2) 特別支援教育をめぐる状況の変化

区立の就学前施設及び区立小・中・特別支援学校に在籍する特別な支援を要する幼児・児童・生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うことが求められています。また、その支援がライフステージの節目ごとに途切れるのではなく、教育、保健・福祉、医療等が連携し、一貫性のある支援を行うことが重要です。各機関と連携を図りながら長期的な視点に立って一貫性のある支援を行うため、「個別的教育支援計

※9 巡回保育相談・・・専門職（心理職等）が保育現場に赴き、子どもの様子を実際に見た上で、専門的な知見を提供しつつ、保育者とともに障害児や配慮児の保育について考える相談活動です。

画」等の作成の取組みを進めていく必要があります。

また、各小・中学校への専門家チームによる巡回相談や、特別支援教育推進員※¹⁰の派遣により、一人ひとりの教育的ニーズに応える学校指導体制の充実に努めてきました。今後も引き続き、これらの取組みを着実に実施し、適切な指導及び必要な支援を行っていく必要があります。

さらに、情緒障害等通級指導学級を利用する児童・生徒数が増加傾向にあることから、今後は、発達障害のある児童が在籍校で指導を受けることができる新たな仕組みを構築していく必要があります。

この取組みにおいて重要な課題は、子どもの多様な特性を、子どもに関わるすべての人（教員・保護者・子ども・地域）が理解し、環境整備をはじめとする必要な支援を行うことです。人々が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、その担い手の育成に向けて広く理解啓発を図っていく必要があります。

【取組みの方向】

◆子ども総合センターを核とする障害児等支援体制の充実

- ・療育施設として、保護者との十分な話し合いにより確かな支援計画を策定し、より質の高い支援を実施するとともに、地域支援の拠点として社会資源の整備等を含めた支援体制の充実を図っていきます。

◆子どもの成長・発達に応じた相談等の充実

- ・乳幼児健康診査や保育園等での巡回相談により問題の早期発見・対応を行い、個々に応じたきめ細やかなサービスを提供していきます。

◆特別支援教育の推進

- ・特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に適切な指導及び必要な支援が行われるよう学校内指導体制の充実に努めます。また、在籍校で課題に応じた指導を受けることができる新たな仕組みを構築します。
- ・それぞれの支援ニーズに応じ一貫した教育的支援を行うため、就学支援シートや個別の教育支援計画の作成と活用の取組みを進めます。
- ・周囲の理解を育むための周知と理解啓発に取り組んでいきます。

◆障害理解教育の推進

- ・体験学習や福祉教育活動の交流・ボランティア体験の充実を図るとともに、通常の学級の児童・生徒と特別支援学級や特別支援学校の児童・生徒との交流及び共同学習等を一層促進することにより、障害理解教育を推進していきます。
- ・教職員に対する研修等、障害に関する理解を深める機会を充実するとともに、児童・生徒に対しては、差別や偏見を許さない人権を尊重する意識の向上を図ります。

※10 特別支援教育推進員(区費講師)・・・小・中学校に在籍する発達障害のある児童・生徒を対象に教員の指導の補助やその他の必要な支援を行います。

【主な事業】

※「現況」は表示がない限り平成25年度の実績です。

*＜29年度目標＞とある場合は、他の計画の最終年度に合わせて、29年度までの目標を記載しています。

事業名	現況※	31年度目標*
◆発達相談 子どもの発達、育児、障害等の相談を受け、発達検査、対応方法等のアドバイス、情報提供等を行います。必要に応じて関係機関と連携し、子どもや家庭の状況に合ったサービスにつなげていきます。	・相談件数 768件	増加傾向にある重度の障害をもつ児童、発達に心配のある児童の保護者の気持ちに寄り添い、対応できる環境を整備していきます。
◆児童福祉法に基づく児童発達支援 発達の心配や心身の障害がある、主に就学前の子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。区内では4か所(区立子ども総合センター、株式会社立のTEENS新宿、ベアーズキッズ、ADDS)で実施しています。	・利用者 215人/月 ・利用日数 3.8日/月	＜29年度目標＞ ・利用者 249人/月 ・利用日数 5日/月
◆巡回相談（障害児） 障害児及び特別な配慮を要する児童を対象に年2～3回実施し、障害児保育の適切な運営を図ります。保育上の不安解消と障害の種類、程度、対応についての知識を深めます。関係機関との調整及び保育相談を行うことを目的として、障害児保育の専門家が保育のアドバイスをするため保育園・子ども園を巡回します。	・2回実施 （対象：区立、私立保育園・子ども園） 第1回(4月～7月) 32か所 第2回(9月～12月) 34か所	継続して実施していきます。 ・年2～3回実施
◆巡回指導・相談体制の構築 医師・学識経験者や心理職などの専門家で構成される支援チームが各学校・幼稚園を巡回し、発達障害のある児童・生徒などに対する適切な指導や必要な支援について指導・助言します。 また、特別支援教育推進員を学校に派遣し、発達障害のある児童・生徒への適切な教育的支援を行うなど、学校内指導体制の充実を図ります。 さらに、支援が必要な児童・生徒が増加傾向にあるため、区としての新たな特別支援教育の推進体制を検討し方針を策定します。	・専門家による支援チームの各学校・幼稚園への派遣 ・特別支援教育推進員の派遣 26人	継続して実施していきます。
◆情緒障害等通級指導学級の設定 四谷第六小学校と鶴巻小学校の情緒障害等通級指導学級において特別支援教室モデル実施を行います。 これは、通常の学級で学ぶ、知的な遅れのない発達障害の児童に適切な指導を行うため、3校から4校を1つのブロックとし、その中に1校の拠点校を設け、拠点校に配置された教員がブロック内の児童の在籍校を巡回し指導を行う新たな特別支援教育の体制です。 このモデル実施を経て、28年度からすべての小学校に特別支援教室を設置していきます。	・情緒障害等通級指導学級設置校 小学校 3校 中学校 2校	特別支援教室を全小学校に設置していきます。

3 子どもが心身ともに豊かに育つために

① 心とからだの栄養素 「遊び」

【現状と課題】

子どもにとって「遊び」は、生きる力の基礎を築く上で欠かせないものです。

「遊び」には、「時間」「空間」「仲間」の3つの「間」が必要だと言われています。しかし、現代の都市生活において、遊べる時間やスペース、共に遊ぶ仲間づくりなど、子どもたちが自発的に、のびのびと遊べる環境を確保することに、様々な制約を伴う現状があります。

次代を担う子どもたちが健やかに成長していくために、「遊び」の意義を踏まえ、公園や遊び場等の環境整備と遊びの機会を充実させるための取組みが重要です。

(1) 「遊び」の場や機会の充実

区には、幼児から中高生まで利用できる、児童館(15 か所)と、児童館機能を併せ持つ子ども家庭支援センター(4 か所)と、子ども総合センターがあります。

また、特別支援学校を含め全区立小学校で、子どもの安全な遊びと学びと交流の場としての「放課後子どもひろば」を実施しています。

地域活動においては、子どもたちのリーダーとなる「ジュニアリーダー」の発掘と育成のため、「ジュニアリーダー養成講座」を行っています。さらに、区内の7か所の公園等において、プレイパーク活動とその普及を進める地域団体を支援し、「自分の責任で自由に遊ぶ」ことを大切に、それぞれの地域特性を活かした子どもたちの遊びが繰り広げられています。コーディネート役である「プレイリーダー」※11のノウハウの蓄積や、かつて「プレイパーク」で遊んだ子どもたちが成長し、自らの経験を伝え、子どもたちと遊べる世代が生まれつつあることも、これまでの取組みの大きな成果です。

子どもたちの自主的な「遊び」を活発にし、幅広い年齢の子どもたちが互いに影響し合いながら、豊かに育ち合うことができる地域づくりにつなげていくことが大切です。

今後、子どもの「遊び」の充実に向けた各種の取組みを、子どもたちの現状・ニーズに照らして検証するとともに、子どもの居場所づくり等も含めた総合的な施策として再整理し、さらに充実させていくことが課題です。

(2) 屋外の貴重な遊び場としての公園

区立遊び場※12を含む区内の公園は191 か所あり、平成26年10月に全面開園したおとめ山公園も含めると区の総面積の6.54%、1人あたりの公園面積は3.69㎡です。国民公園である新宿御苑や、都立戸山公園、区立新宿中央公園など大規模公園もありますが、区立公園の6割以上は面積1,000㎡未満の比較的小規模な公園です。

現在、区立公園の新設・改修にあたっては、地域でワークショップ等を行って、区民とともに作り上げる手法をとりながら、使いやすい公園づくりを目指しています。

※11 プレイリーダー…プレイパークでの自主的な遊びを見守ると同時に、遊び方を引き出すなど、子どもたちが生き生きと遊べる環境を整える存在です。

※12 遊び場…東京都等の所有する用地で、当該用地が本来の用途として利活用されるまでの間、一時開放地としての使用許可を得て、公園に準ずる空間として利用に供している土地です。

また、公園サポーター※13、プレイパーク活動など、区民による公園を守る活動や子どもの育成を目指す活動も展開されるなど、子どもの貴重な遊び場としての公園の活性化が進んでいます。

【取組みの方向】

◆「遊び」への支援と次代の担い手の育成

- 子どもたちが、区内の多様なスペースや機会を活用しながら、いきいきと遊び、成長できるよう、引き続き、遊びに関わる各種施策の役割を確認し、次代の担い手を育て、充実を図っていきます。

◆魅力ある公園の整備

- 「魅力ある身近な公園づくり基本方針」を策定し、今後の公園整備、運営の指針としています。この指針に基づき、公園の適地※14があれば取得を検討するほか、公園ごとの役割分担を明確にしながら地域住民と協働して計画案を作成し、整備を進めます。

◆既存の公園の再生と活性化

- 子どもたちや親子が安心して遊べる公園の実現を目指し、広く区民の意見を聞きながら、引き続き既存の公園の再生を図っていきます。

【主な事業】

※「現況」は表示がない限り平成25年度の実績です。

*＜29年度目標＞とある場合は、他の計画の最終年度に合わせて、29年度までの目標を記載しています。

事業名	現況※	31年度目標*
◆プレイパーク活動の推進 区内の公園でプレイパーク活動を行う任意団体・NPO 法人への支援により、子どもが安心して遊べる環境づくりを促進します。	・プレイパーク活動支援 5団体7か所 ・啓発活動支援 1団体	プレイパーク活動ボランティア・団体等との連携を密にしながら、子どもの遊びのニーズに合った活動への支援の充実を図ります。
◆プレイリーダーの養成 地域の遊びの活性化のため、プレイリーダーを養成します。また広報等の支援を行います。	・プレイリーダー養成講座 5回実施(延べ89人参加)	活動中のプレイリーダースタッフのノウハウを活かしながら、次代の担い手を養成し、地域の遊びの充実を図ります。
◆みんなで考える身近な公園の整備 地域の公園の改修にあたって、「魅力ある身近な公園づくり基本方針」を踏まえ、公園周辺の住民と協働して改修計画案を作成するなど住民参加による公園の再整備を行います。	26年度末整備済公園:計10園	＜27～29年度目標＞ 整備公園 1園(計11園)

※13 公園サポーター・・・公園の清掃、除草、植栽の手入れ、児童保護施設等の管理のボランティア活動に従事します。

※14 公園の適地・・・公園の機能向上に資する用地や、公園の少ない地域における用地などです。

3 子どもが心身ともに豊かに育つために

② 心とからだの栄養素 「文化・芸術」

【現状と課題】

(1) 子どもの文化芸術活動の推進

区では基本構想及び総合計画において、「文化芸術創造のまち 新宿」の実現を掲げています。その実現に向けた指針となる「文化芸術振興基本条例」の第10条では、「子どもの文化芸術活動への参加等の機会の確保」を定めています。

文化芸術とのふれあいは、子どもの創造性や感受性・共感する力を育む上で、とても重要です。区では、乳幼児文化体験事業や文化体験プログラムの実施をはじめとして、保育園、子ども園、幼稚園、学校、児童館、図書館等で、様々な文化芸術の鑑賞や体験の機会を提供して参りました。このほか、公益財団法人新宿未来創造財団が様々な文化芸術に触れられるプログラムを展開するほか、芸能花伝舎^{※15}でも、「新宿区における文化芸術振興に関する協定」に基づき、多彩な文化体験イベント等を実施しています。さらに、民間の美術館や博物館、NPO 団体等でも、多様な文化芸術にふれることができる取組みが盛んに行われています。

これからも文化芸術を通して、子どもの生きる力と豊かな心を育み、次世代を担う子どもたちの豊かな人間性を育むため、優れた文化芸術に触れ、文化芸術活動に参加する機会を更に提供して参ります。そしてこれらの体験をきっかけにして、子どもたちが自主的・持続的に文化芸術活動を行えるよう、取組みを進めていくことが必要です。

(2) 子どもの読書活動の推進

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高める上で欠くことのできないものであり、子どもの読書環境を計画的に整備していくことが求められています。区では、平成23年度に「第三次新宿区子ども読書活動推進計画」を策定し、家庭や地域、学校、保育園、幼稚園、子ども園等と連携して、子どもの読書活動の推進に取り組んでいます。

乳幼児期から本に親しむ環境づくりを一層充実させるため、読書に対する保護者の関心を高める取組みを推進していきます。

また、こども図書館及び地域図書館が中心となり、保育園、子ども園、幼稚園、学校、児童館、保健センター、地域の団体等と連携しながら、身近なところで、読書に親しめる環境づくりをさらに進めていきます。

小学生・中学生・高校生の不読者率^{※16}はここ数年間減少傾向となっていますが、男女とも学年が進むにつれて不読者率が増加していく傾向にあります。このことから、区立小・中学校と区立図書館との連携を一層深め、子どもの読書活動や学校図書館の利用を促進する必要があります。

※15 芸能花伝舎・・・新宿区と芸団協(公益社団法人日本芸能実演家団体協議会)は、新宿のまちづくりと文化芸術振興を目的として、「新宿区における文化芸術振興に関する協定」を結び、旧新宿区立淀橋第三小学校を芸団協が改修して、平成17年4月に芸団協の芸能文化拠点「芸能花伝舎」をオープンしました。

※16 不読者率・・・1か月間に本を1冊も読んでいない児童・生徒の割合です。

【取組みの方向】

◆文化芸術振興基本条例に基づく取組みの推進

- 文化芸術振興基本条例に基づき、「子どもの生きる力と豊かな心を育む」ことを、文化芸術振興の取組みの方向性の柱の1つにおいて、様々な文化芸術を体験できる環境の下で、子どもが成長できるように、取組みを進めていきます。

◆「新宿区子ども読書活動推進計画」の着実な推進

- こども図書館及び地域図書館（8館）を中心に、乳幼児健診時に読み聞かせ、読書塾や親力の向上講座などを実施し、早い時期から保護者に読書やお話の世界の素晴らしさを実感してもらいながら、本好きな親子を増やしていきます。また、保育園、子ども園、幼稚園、学校、児童館など、子どもが学校生活・日常生活の中で本に親しめる環境づくりの一層の充実を図っていきます。
- 保育園、子ども園、幼稚園、学校、児童館と連携し、身近な読書環境を整備するとともに、子どもが進んで学校図書館を利用・活用していけるように、学校保護者や地域の図書館ボランティア等による協力や学校図書館支援員等との連携により、運営の充実を図っていきます。

【主な事業】

※「現況」は表示がない限り平成25年度の実績です。

※＜29年度目標＞とある場合は、他の計画の最終年度に合わせて、29年度までの目標を記載しています。

事業名	現況※	31年度目標※
◆文化体験プログラムの展開 気軽に本格的な文化芸術体験ができる機会を提供することにより、区民の文化芸術活動への参加のきっかけ作りを行います。実施に際しては、専門性の高い文化芸術活動団体等と連携を図り、そのネットワーク、ノウハウ等を十分に活用し、魅力あるプログラムを提供していきます。	・多彩なプログラムの提供 18種類 ・プログラム参加者の満足度 参加者アンケートにより「とても楽しかった」「まあまあ楽しかった」と答えた人の割合 93.6%	＜29年度目標＞ プログラム参加者の満足度 各期 80%以上
◆学校図書館の充実 子どもの読書活動を推進するとともに、調べ学習など学校図書館を教育活動に一層活用するため、学校図書館に司書等を全校に配置し、学校図書 of 計画的な購入、児童生徒への読書案内やレファレンス※17、区立図書館との連携等を行い、学校図書館の充実を図ります。	・学校図書館司書の配置 39校 学校図書館活用推進員の巡回支援 40校 ・区立小学校児童の不読者率 6.4% ・区立中学校生徒の不読者率 12.8% ・区立小・中学校の図書の更新率 9.5%/年	継続して実施していきます。
◆子ども読書活動の推進 新宿区子ども読書活動推進計画に基づき、子どもが、自主的に読書活動を行うことができるように、読書に関する親力の向上講座、読書塾、区立図書館利用案内等説明会及び読み聞かせ講習会等を開催し、読書環境を整備します。	・子ども読書活動推進会議 3回開催 ・親力の向上講座 2回開催 ・読書塾 6回開催 ・読み聞かせ講習会 2回開催 ・区立図書館を利用した子ども 111,185人 ・区立小学校児童の不読者率 6.4% ・区立中学校生徒の不読者率 12.8%	新宿区子ども読書活動推進会議を経て、平成28年度からの「第四次子ども読書活動推進計画」を策定し、その計画に基づきさらに充実した読書環境づくりを推進します。
◆絵本でふれあう子育て支援 保健センターで実施している3～4か月健診時に絵本を配付し1カ月後の育児相談及び3歳児健診の際、ボランティアによる読み聞かせを実施します。また、3歳児への絵本の配付を図書館で行います。	・3～4か月児健診時読み聞かせ参加者割合 80.8% ・3歳児健診時読み聞かせ参加者割合 60.4%	図書館と保健センターが連携し、継続して実施していきます。

※17 レファレンス・・・必要な資料や情報を必要な人に的確に案内するサービスです。



トピックス



ともに創ろう、(仮称)「漱石山房」記念館

新宿区は、明治の文豪・夏目漱石が生まれ育ち、その生涯を閉じたまちです。
区では、漱石生誕 150 周年の平成 29 年(2017 年)2 月の開館を目指して、(仮称)漱石山房記念館の整備を進めています。

記 念館内に書斎・客間・ベランダ式回廊など

「漱石山房」の一部を復元します

常 設展のほか、企画展や講座・イベントを開催し、
漱石やその文学の世界を紹介します

漱 石の著作や関連する本を読みながら
ゆったりと過ごせる図書室やカフェを設置します

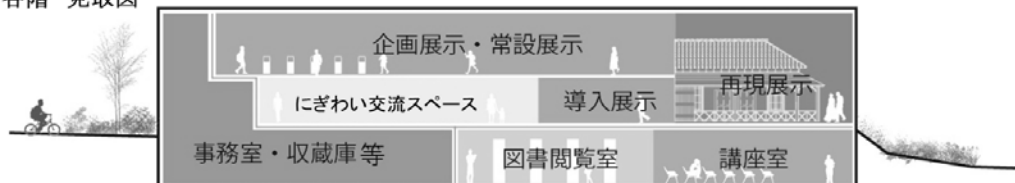
地 域の方々と企業・大学との連携を大切に、
地域の博物館として活動します

漱 石のすべてがわかる「情報センター」を目指します



【イメージ図】

各階 見取図



夏目漱石と新宿区

夏目漱石は、慶応 3 年(1867 年)2 月に牛込馬場下横町(現在の喜久井町)で生まれ、大正 5 年(1916 年)12 月に早稲田南町で亡くなりました。

漱石は、晩年の 9 年間で「漱石山房」と呼ばれたこの家で暮らし、この地で『三四郎』『こゝろ』『道草』など数々の代表作を執筆しました。

この家は、和洋折衷の平屋建てで、庭の大きな芭蕉の木や、洋風のベランダが特徴的でした。客間では週 1 回木曜日に、「木曜会」と呼ばれる文学サロンが開催され、漱石を慕う若い文学者たちの集いの場にもなっていました。建物は昭和 20 年(1945 年)の空襲で焼失しましたが、今でも人々の記憶に刻まれています。

夏目漱石記念施設整備基金

新宿区は、記念館の整備にあたり、全国の漱石を愛する皆さまや漱石を研究されている方々、文化芸術の振興にご理解の深い企業の皆さまに本事業への参画を得て進めていきたいと考え「夏目漱石記念施設整備基金」を設置し、寄附を募っています。

いただいたご寄付は、(仮称)「漱石山房」記念館の建設と資料購入に活用いたします。

皆さまのご支援・ご協力を心よりお願い申し上げます。

3 子どもが心身ともに豊かに育つために

③ 心とからだの栄養素 「食」

【現状と課題】

(1) 健やかな食習慣の確立

乳幼児期に楽しく食事をする経験を重ねることは、将来的に食べる楽しみ・意欲、そして生きる力を育むことに発展していくと考えられています。しかし、近年、核家族化や親のライフスタイルの多様化などにより、子どもの食に対しての時間的・精神的な余裕や栄養バランスなどに自信がないという保護者が増加している現状があります。

平成25年度の「乳幼児健診時のアンケート調査」では、子どもの食事についての悩み（好き嫌い、小食等）がある保護者の割合は7割以上※18にのぼることがわかりました。乳幼児一人ひとりの発育・発達状況、歯の本数や噛む力の状況、保護者のライフスタイルに応じ、各種専門家が適切な支援を行うことにより、保護者のゆとりや自信を生み出すことが必要です。

また、近年、離乳食の開始時期や食品の選び方に悩みを持つ保護者が増えています。子どもの食事に関する相談の多くが離乳食開始時期のものであるため、離乳食開始時期の支援をより充実させていく必要があります。

(2) 食を大切にする心・豊かな心を目指す

食育を推進するには、食と健康、食と安全、食を大切にする気持ち、さらに食文化の継承など幅広い課題があります。

区では、平成20年度に策定した「食育推進計画」に基づき、食育を推進しています。食育による取組みが充実してきたことで、食育に関心を持っている人の割合は、90%以上となっています。

しかし、「平成25年度新宿区立学校における食育アンケート」では、改善傾向にはあるものの「毎日朝食を食べる子どもの割合」が91.1%、「食事を残さず食べるようにしている子どもの割合」が74.4%となっています。また、区の調査で「子どもの食事で困っている」と回答した就学前保護者の52.4%が、「子どもの食事に好き嫌いがある」ことをあげています。

望ましい食習慣を身に付けるための働きかけや、食を共にする機会を広げるなど多様な食育の取組みが必要です。

※18 子どもの食事についての悩みがある保護者の割合・・・1歳6か月児健診では76.3%、3歳児健診では75.3%となっています。

【取組みの方向】

◆心とからだをつくる食生活のスタート支援

- ・生後6～7か月児の保護者を対象としていた離乳食講習会の対象を生後5～6か月児の保護者に変更し、はじめて食事を開始する頃（5～6か月頃）の内容を充実させ、離乳食のスタート時期の不安を軽減させます。

◆食育の推進

- ・食育ボランティアや地域団体等との協働により、共に調理、会食する機会となるような食育活動を充実させていきます。
- ・日々子どもと接する児童館や学童クラブ等の職員にも、食育に関する知識の向上を図っていきます。
- ・保育園・子ども園では、教育・保育の一環として様々な食育の取組みを行っています。また、給食レシピの家庭への配付など、食に関する知識、経験、技術を「子育て支援」の一環として保護者に提供し、子どもの育ちを共有します。
- ・区内の幼稚園・子ども園、小・中・特別支援学校に通う子どもたちの食育の目標を発達段階に応じて示した「学校食育計画」に基づき、各学校・園で「食育全体計画」を作成し、食育を推進します。
- ・学校における食の教育を充実させるため、教員・栄養職員の中に食育推進リーダーを育成し、食育推進のための校内指導体制を整備します。

◆食材に触れたり、料理を作る体験活動の推進

- ・食と健康、食事のマナー、季節の食材を使った調理体験など幅広い食育のテーマに沿った食育講座を実施していきます。
- ・食材や食と健康について考えながら調理する機会となるメニューコンクールを実施していきます。

【主な事業】

※「現況」は表示がない限り平成25年度の実績です。

※＜29年度目標＞とある場合は、他の計画の最終年度に合わせて、29年度までの目標を記載しています。

事業名	現況※	31年度目標*
◆もぐもぐごっくん支援事業 乳幼児の保護者からの口腔機能全般に関する相談に応じることで不安を取り除くとともに、適切な指導により健全な母子関係と乳幼児の健やかな発達を促すため、各保健センターにおいて、「お口の機能（飲み込み・噛み方等）」講習会の開催や、個別相談を実施します。	・「お口の機能」講習会 34回実施（562人） ・個別相談 24回実施（111人）	継続して実施し、乳幼児の健全な口腔機能の育成を図ります。
◆幼児食教室 1歳児の保護者を対象に、離乳完了から幼児食への移行期の食事についての講話と調理実演・試食を行います。	・19回実施 参加者数 305人	継続して実施していきます。
◆離乳食講習会 5～6か月児の保護者を対象に、離乳食の進め方の話と調理実演・試食を行い、保護者の食に対する意識の向上と乳児期からの健全な食生活の支援を行います。	・40回実施 参加者数 1,040人	はじめて食事を開始する頃（5～6か月頃）の内容をより充実させ、離乳食のスタート時期の不安を軽減させます。

事業名	現況※	31年度目標*
◆栄養相談 一人ひとりの健康状態、発育・発達状況、歯の本数や噛む力と食習慣に応じて、適切な栄養相談を行っています。	・妊産婦相談件数 288人 ・乳幼児相談件数 2,913人	継続して実施し、妊産婦や乳幼児の保護者の食に関する悩みを軽減させ、乳幼児のこころと体の健康、養育環境の向上を図ります。
◆保育園・子ども園での食育の推進 食事のマナーを身につけたり、簡単な調理や野菜の栽培など食の体験を通して、子どもの食生活への関心を高め、「食を営む力」の基礎を培います。	・区立保育園・子ども園 22か所（保護者に対する離乳食指導、食事のマナー、簡単な調理や野菜の栽培などの食育、給食だよりの発行等）	子どもの年齢に合わせ、各園で計画的な食育を実施していきます。
◆学校（園）における食育の推進 各学校（園）では、「新宿区立学校・園における学校食育計画」をもとに「食育全体計画」を作成し、幼児・児童・生徒の発達に応じた系統性のある食育を推進するとともに、学校における食の教育を充実させるため、教員・栄養職員の中に食育推進リーダーを育成し、食育推進のための校内指導体制を整備します。	・食育推進リーダー連絡会 2回開催 ・「学校食育計画を踏まえた実践事例集」の作成及び配付 ・区教育委員会の「学校食育計画」を改定	・食育推進リーダー連絡会開催 ・「学校食育計画を踏まえた実践事例集」の作成及び配付 ・毎年、全区立学校（園）において「食育全体計画」を作成
◆児童館等の職員への食育研修 日々子どもと接している児童指導員を対象に、食育に関する研修を行い、各館での食育事業の充実や、子どもへの適切なアドバイスができるようにします。	・1回実施 参加者数 19人	児童館等での食育の取組みが充実するよう、継続して実施していきます。
◆食育講座 地域グループや児童館等で食育に関する講習を開催し、食に関する基本的な知識や、料理づくり・会食などの体験を通して食育ボランティア等と食育の普及啓発を行います。	・27回実施 参加者数 528人	体験型の食育講座を中心に、継続して実施していきます。
◆メニューコンクール 区民を対象としたメニューコンクールを実施し、公募のメニューから優秀作品を選出し表彰します。	・1回実施 応募数 371作品	継続して実施し、地域の食育推進を充実させていきます。 ・年1回実施



4 国際化社会で生きる力を育む

【現状と課題】

(1) 国際化社会で生きる次世代の育成

区の外国人人口は、平成26年4月1日現在33,815人で、区全体の人口の約1割を占め、23区で最も多くなっています。また、6歳から14歳の学齢期の子どもの人口は15,177人で、そのうち外国籍の子どもは1,451人、約10%と、区の人口に占める外国人住民の割合とほぼ同様です。

第1期 新宿区多文化共生まちづくり会議（平成24年9月から平成26年8月）の答申では、外国にルーツを持つ子ども（両親、あるいは両親のどちらかが外国籍の子ども）は、グローバルに活躍できる可能性を秘め、将来、区の重要な担い手となることから、こうした子どもたちの教育環境の向上とともに、子どもの母語や母文化の尊重の必要性についても言及されています。

多様な国籍の人々が共に暮らす環境は、子どもたちにとって、様々な文化や習慣、価値観を経験できる豊かな環境です。国際化が進むなかでは、国籍にかかわらず、互いの違いを認め合い、異なる文化を温かく受け入れ、自らの文化を発信する力をもった次世代の育成が望まれます。

また、これからの学校教育では、国際的視野をもち、進んで国際友好親善に貢献できる児童・生徒の育成に努めることが重要です。

【取組みの方向】

◆国際化社会で生きる力を育む

- ・「多文化共生のまち新宿」の特性を活かし、国際理解の促進と日本と外国を結ぶ架け橋となる人材を育成していきます。
- ・オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、国際的な視野を持つ次世代の育成に努めていきます。
- ・日本と諸外国の伝統・文化の理解を深め、国際協力のあり方を学ぶことができるよう、外国人等との交流の機会を設定し、国際理解教育の推進を図っていきます。

【主な事業】

※「現況」は表示がない限り平成25年度の実績です。

*＜29年度目標＞とある場合は、他の計画の最終年度に合わせて、29年度までの目標を記載しています。

事業名	現況※	31年度目標*
◆国際理解につながる情報発信 しんじゅく多文化共生プラザを中心に、外国人と日本人の相互理解につながる情報発信を行います。	・しんじゅく多文化共生プラザの設置 ・多文化共生社会の担い手を育む情報発信	継続して実施していきます。
◆オリンピック教育推進事業 オリンピアンなどのアスリートを招へいして、児童・生徒が、オリンピック・パラリンピックの歴史や意義等を理解するとともにスポーツを通して、心身の調和的発達を遂げられるようにします。	・オリンピック教育推進校5校の指定	全小中学校でオリンピック教育を推進します。

目標2 健やかな子育てを応援します

1 妊娠・出産からはじまる子育て支援

【現状と課題】

(1) 妊娠期からの支援の大切さ

少子化、核家族化の進行により、妊婦と接したり乳幼児にふれあう機会が少ないまま、母親・父親になる人が増えています。また、働きながら妊娠期を過ごし、出産後も育児と仕事を両立する女性は少なくありません。

妊娠期は、胎児の成長とともに妊婦の全身状態を大きく変化させ、心身に大きな負担がかかった状態となります。健やかな赤ちゃんの誕生と、その後の子育てにおける育児不安・困難感に伴うトラブル等を未然に防ぐためには、心身ともに安定した状態での妊娠・出産が望ましく、妊娠期の健康だけでなく、出産や育児に関する情報提供などの支援を行っていくことが必要です。

保健センターでは、安全な出産と育児不安の解消を目指し、妊婦対象の母親学級（平日及び働く女性に配慮した土曜日開催）、夫やパートナー（父親）と参加できる両親学級、妊婦が乳幼児に触れながら子育て中の母親と情報交換できるグループ活動などを開催しています。

育児においては、夫やパートナーの役割もさらに重要になっています。夫やパートナーが妊婦の心身の状況を理解し、子どもが生まれる前から父親という新しい役割の準備をしていくことが、妊婦に「夫やパートナーから支えられている」という安心感をもたらすことにつながります。

また、10代の妊娠や高齢出産、妊娠届が22週以降と遅い場合などは、安全な出産を迎える上でリスクが高い傾向があります。区では、安全な出産や健やかな育児が行えるよう、その方の状況に応じた支援を行っています。

妊娠中は、身体的な変化や生活習慣の変化により虫歯や歯周病が発症しやすくなるなど、口の中も影響を受けやすくなります。また、産後は子育てなどにより歯科受診が難しい場合もあります。

妊娠・出産により口内の疾患が重症化することを防ぐため、妊娠安定期の積極的な歯科健診や、産後の継続した歯科受診への支援が必要です。

安全で安心な出産や子育てに臨めるよう、妊婦の心の健康対策も含めて、妊娠期からの支援のより一層の充実が課題です。

（事業計画については、第3章 133 ページ「妊婦健康診査」を参照）

シンボル

マタニティマーク

妊産婦が身に付けることにより、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするものです。



【取組みの方向】

◆安心して出産を迎える支援の充実

- ・母親学級・両親学級等で、地域での仲間づくりや、父親が育児に参加・協力することの重要性を伝えていきます。
- ・働く妊婦の方が参加しやすい学級を開催します。
- ・妊婦が赤ちゃんといれあえる場を充実させていきます。

◆特に支援を必要とする妊婦への支援の充実

- ・10代の妊娠、22週以降の遅い妊娠届、多胎妊娠、高齢初出産などへの支援を行っていきます。

◆妊産婦の歯と口の健康支援の充実

- ・妊娠中に歯科健診を受けられるように支援を行っていきます。
- ・産婦の歯科疾患予防のために、家庭でできる自己管理の技術支援を充実します。

【主な事業】

※「現況」は表示がない限り平成25年度の実績です。

※＜29年度目標＞とある場合は、他の計画の最終年度に合わせて、29年度までの目標を記載しています。

・表中の網掛けは子ども・子育て支援事業に該当する事業です。現況の《 》にその事業名を記載しています。

事業名	現況※	31年度目標※
◆母親・両親学級等の開催 母親・父親になる人を対象に、安心して出産・子育てに臨めるよう、妊娠、出産、子育てについての理解や知識の習得と仲間づくりを目的として実施しています。	・母親学級(2日制) 11回(延べ285人) ・母親学級(3日制) 45回(延べ740人) ・両親学級 14回(延べ641人) ・マタニティセミナー 4回(延べ66人) (母親学級・両親学級受講者実数 1,178人)	継続して実施し、参加者数の増加を図ります。 ・母親学級・両親学級受講者実数 1,300人
◆はじめまして赤ちゃん応援事業 妊婦とおおむね3～4か月児までの子を持つ母親を対象に、心理職等による講話、助産師・保健師による相談、グループで情報交換等を行います。	48回 妊婦 延べ82人 産婦 延べ878人	継続して実施し、参加者数の増加を図ります。 ＜29年度目標＞ ・妊婦 延べ120人 ・産婦 延べ950人
◆妊婦への相談支援 [ハイリスク妊婦等要支援者への支援の充実] ①妊娠届出書からハイリスク妊婦(10代及び40歳以上の妊娠・22週以降の妊娠届等)を把握し支援を行います。 ②母子健康手帳交付時に妊婦の生活習慣や心の健康状態を把握するための質問票を活用して支援します。	質問票活用による支援 1,408人	継続して実施していきます。
◆妊婦健康診査 妊産婦及び乳児の死亡率低下、流産及び早産の防止並びに子宮内胎児発育遅延等の予防のため、委託医療機関において、妊娠中の健康診断を行います。	《妊婦健康診査》 ・受診延べ人数 28,079人	・受診延べ人数 33,370人
◆妊婦歯科健康診査 妊娠中に歯科健康診査を実施し、歯科疾患の早期発見・早期治療及び予防を行うことで、産後やその子どもを含めた口腔の健康維持・増進を図ります。	健診受診者数 814人	継続して実施していきます。

2 子どもの健やかな成長のために

① 乳幼児の健やかな発達支援

【現状と課題】

(1) 産後の母親のこころの健康

産後はホルモンバランスの変化などから、マタニティーブルーズ※¹⁹や産後うつ病を発症することもあり、心の健康支援が一層必要になる時期です。また、これらは育児不安や虐待につながることもあり、子どもの健やかな成長を妨げる原因にもなります。

3～4 か月児健診時に実施している「産後うつの傾向」を判定する質問紙（EPDS※²⁰）の結果、来所する母親の約1割に「産後うつ傾向」が認められました。妊娠中に引き続き、出産後早い時期から育児環境を整え、母親が精神的に安定した状態で育児に取り組めるような支援が必要です。

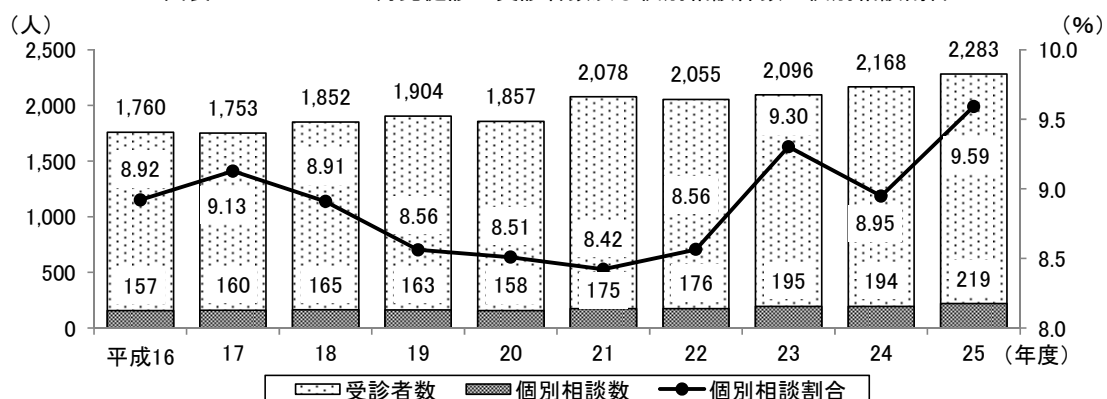


データでみると・・・

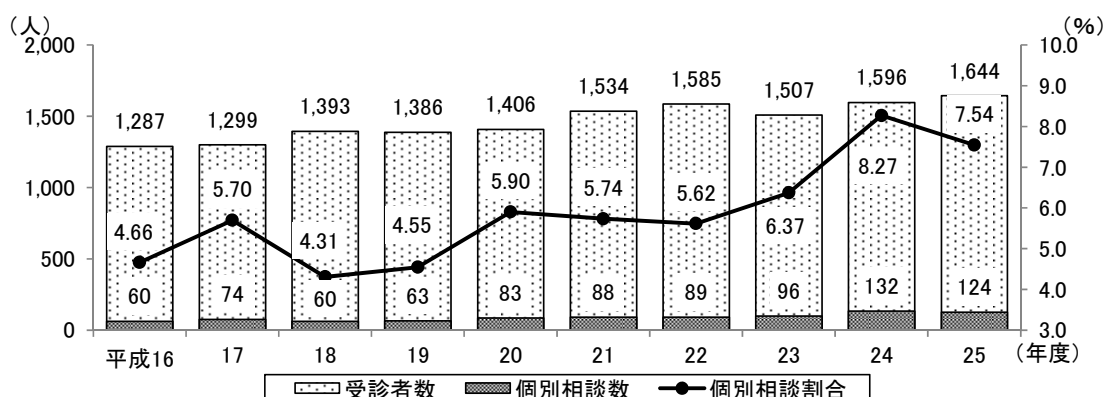
母親のこころの健康支援

3～4 か月児健診、1歳6 か月児健診時に、母親を対象に「産後うつの傾向」を測定する質問紙（EPDS）を用いて、スクリーニングを実施しています。「産後うつ傾向」がみられる母親には保健師が個別相談を行います。3～4 か月児健診に来所する母親の約1割に「産後うつ傾向」が認められます。

図表 II-1 3～4 か月児健診の受診者数及び個別相談件数・個別相談割合



図表 II-2 1歳6 か月児健診の受診者数及び個別相談件数・相談割合



出典：新宿区の保健衛生 各年

※¹⁹ マタニティーブルーズ・・・分娩後3～10日頃に発症し、一過性で短期間に改善する気分の低下、不安、涙もろさ、不眠、情緒及び認知の障害のことです。一般的に「マタニティブルー」ともいいます。

※²⁰ EPDS・・・正式名は「エジンバラ産後うつ病自己評価票(Edinburgh Postnatal Depression Scale)」で、1987年に英国で開発され、国際的に広く普及・定着しているスクリーニング・テストを示します。

(2) 子どもの成長・発達に応じた健診・相談等の充実

子どもの成長に応じて行っている乳幼児健診は、健やかな成長・発達を確認するとともに、子どもの疾病や障害の早期発見・早期治療につながります。また、保護者が抱える育児不安の解消といった子育て支援の場でもあります。

発育・発達に応じた情報提供や、育児不安を軽減するための育児相談等の実施により、すべての子育て家庭が安心して子育てできるように引き続き支援していくことが必要です。

(事業計画については、第3章 134 ページ「乳児家庭全戸訪問事業」を参照)

(3) 病気や事故防止及び医療に関する情報提供の充実

乳幼児期は、急な発熱や感染症などにかかる頻度が高く、健やかな成長発達には、この時期の適切な健康管理や健康習慣の獲得が不可欠です。また、全国的にみた幼児の死亡の主な原因は「不慮の事故死」となっており、不慮の事故を防止するための取組みも重要です。

乳幼児期にかかりやすい疾病や事故とその予防や対処方法、保護者が必要としている医療機関情報、適切な小児医療機関の利用の仕方などについて、情報や知識を普及することが必要です。



データでみると・・・

子どもの年齢別死亡原因別死亡数（全国）

全国の子どもの死亡原因を年齢階級別にみると、0歳、1～4歳では「先天奇形等」が最も多くなっています。また、1～4歳、5～9歳、10～14歳では「不慮の事故」が上位2位以内に入っているほか、「悪性新生物」が年齢が高くなるにつれ、上位となっています。

図表 II-3 子どもの年齢別死亡原因別死亡数（全国）

年齢	1位		2位		3位	
	死亡原因	死亡数 (割合)	死亡原因	死亡数 (割合)	死亡原因	死亡数 (割合)
0歳	先天奇形等	815 (35.5%)	呼吸障害等	314 (13.7%)	乳幼児突然 死症候群	144 (6.3%)
1-4歳	先天奇形等	180 (20.5%)	不慮の事故	123 (14.0%)	悪性新生物	101 (11.5%)
5-9歳	不慮の事故	103 (20.7%)	悪性新生物	84 (16.9%)	先天奇形等	35 (7.0%)
10-14歳	悪性新生物	111 (21.8%)	不慮の事故	95 (18.7%)	自殺	75 (14.7%)

出典：厚生労働省「平成24年人口動態調査」

【取組みの方向】

◆母親のこころの健康支援

- ・妊娠期に引き続き、出産後早期から支援が必要な母親に対して、適切なサービスを提供していきます。

◆子どもの成長・発達に応じた相談等の充実

- ・乳幼児健康診査や、保護者への相談事業を実施し、疾病や障害を早期発見するとともに、個々に応じたきめ細やかなサービスを提供していきます。

◆病気や事故防止及び医療に関する情報提供の充実

- ・子どもの病気や起こりやすい事故の防止及び子どもの医療に関する情報について、講演会の開催などにより、情報提供の充実を図ります。

【主な事業】

※「現況」は表示がない限り平成25年度の実績です。

※＜29年度目標＞とある場合は、他の計画の最終年度に合わせて、29年度までの目標を記載しています。

・表中の網掛けは子ども・子育て支援事業に該当する事業です。現況の《 》にその事業名を記載しています。

事業名	現況※	31年度目標※
◆親と子の相談室 3～4か月児健診・1歳6か月児歯科健診時に実施している母親対象の心のアンケートや相談において、育児不安やうつ傾向が強い方等を対象に、育児不安の解消及び乳幼児虐待の未然防止・早期発見を図るため、精神科専門医やカウンセラーによる相談を行います。	・開催回数 12回 ・相談人数 延べ45人 ・要支援事例検討件数 338件	継続して実施していきます。
◆子育て世代のストレスマネジメント講習会 子育ての不安・ストレスなどと上手に付き合えるよう、はじめまして赤ちゃん応援事業(妊婦とおおむね4か月児までの乳児を持つ母親を対象とした事業)において、ストレス対処法について心理職によるミニ講座を行い、同内容のリーフレットを配布します。	子育てなどのストレスと上手に付き合えるよう、はじめまして赤ちゃん応援事業などにおいて、ストレス対処法を学ぶ講習会を開催します。 (平成26年度より実施)	継続して実施していきます。
◆オリーブの会(MCG) MCG: Mother and Child Group 育児不安や虐待問題を抱える母親のケアをするグループ。専門相談員や保健師によるグループ相談を通して、悩みや問題の軽減を図ります。	・開催回数 12回 ・参加人数 延べ47人	継続して実施していきます。
◆歯から始める子育て支援体制の構築 子どもと子育て中の保護者の歯科保健を支えるため、区内歯科医療機関従事者や保育士等の子育て支援専門職をデンタルサポーターとして養成します。 また、3歳児から6歳児までを対象に、身近な歯科医療機関での歯と口の健康チェックと保健指導、無料のフッ化物歯面塗布事業を行っています。	・歯と口の健康チェックとフッ化物塗布(実人数)2,993人 ・デンタルサポーター研修会(子育て支援専門職対象)1回 43名	継続して実施し、むし歯の減少を図ります。
◆乳幼児健康診査 乳幼児の健やかな成長発達を促し、問題の早期発見・対応を行うため、乳幼児健康診査(3～4か月児・6か月児・9か月児・1歳6か月児・3歳児)、乳幼児歯科健康診査、栄養相談、心理相談などの母子保健サービスを継続的に行います。	※順番に「対象者数」「受診者数」「受診率」 ・3～4か月児健診 2,449人 2,283人 93.2% ・6か月児健診 2,449人 2,054人 83.9% ・9か月児健診 2,449人 1,922人 78.5% ・1歳6か月児健診 2,199人 1,769人 80.4% ・3歳児健診 2,076人 1,787人 86.1%	受診率の維持を図ります。
◆すくすく赤ちゃん訪問 0か月～生後4か月までの乳児を対象に助産師、保健師、看護師が訪問して、乳児の発育・栄養・生活環境・疾病予防等育児に必要な事項について指導します。 また、産婦の体調管理や子育てに関する情報提供及び相談を行い、育児不安の解消や必要に応じて適切なサービスにつなげます。	《乳児家庭全戸訪問事業》 ・年間利用人数 2,230人	・年間利用人数 2,543人

事業名	現況※	31年度目標*
◆すこやか子ども発達相談 多動や自閉傾向など発達上の心配がある乳幼児に対して、専門医による健康相談を実施し、病気の早期発見や療育の相談を行います。	・6回 延べ10人	継続して実施していきます。
◆育児相談・育児グループ・育児講演会 乳幼児の心や身体の健康、発育、育児、栄養、歯科のことについて個別相談を実施します。 また、双子を持つ保護者の集いや保護者同士の交流及び情報交換の場として実施します。さらに、子育てに関する知識の普及啓発のため講演会を開催します。	・育児相談 85回(延べ970人) (うち保健センター開催 46回 671人) ・育児グループ 46回(延べ444人) ・育児講演会 8回(延べ136人)	<29年度目標> 育児相談参加者数 保健センター開催 900人
◆家庭における乳幼児事故防止対策 乳幼児の不慮の事故を防ぐため、事故防止に関する講演会の開催及び母子保健事業実施時に事故防止の普及啓発を行います。	・乳幼児事故防止講演会 3回開催(延べ82人) ・離乳講習会時啓発 40回開催(延べ1,040人) ・事故予防のリーフレット配布 延べ2,329人	継続して実施していきます。
◆子どもに関する医療情報の提供 家庭において安心して子どもの健康を守れるよう、子どもによくある症状や病気の対処方法や医療機関情報などについて情報提供をするとともに、学習の機会を設けます。	・子どもの医療情報ハンドブックの作成、配布 2,600人	継続して実施していきます。



2 子どもの健やかな成長のために

② 学童期から思春期までの健康づくり

【現状と課題】

(1) こころの健康

学童期はもちろんのこと、特に思春期（概ね中学生～18歳までの時期）は、身体の著しい発達に比べ、精神的・社会的に未熟であり、様々なこころの問題が生じやすい時期といえます。身体と同様に、学童期や思春期のこころの健康が、本人自身の問題にとどまらず、将来、次世代を生み育てる親になった時の子育て観にも影響を及ぼすと言われています。

また、依然として心身症や不登校、ひきこもりをはじめとしたこころの問題が深刻となっています。

区の調査によると、「悩んだり困ったりした時に、気軽に相談できる相談相手」として、中学生では学校の友達や先輩が73.3%、次いで母親が50.8%であり、青少年では学校の友達や先輩が62.4%、次いで母親が61.3%と、いずれも身近な友人や家族であることがわかりました。

このことから、子ども自身はもちろん、家族や周囲が子どものこころやからだに起こる急激な変化を十分理解する必要があります。子どもが発するSOSのサインに早い段階で気づき対処できるよう、正しい知識や適切な対応についての普及啓発を広く行うとともに、見守り支援する取組みが重要です。

(2) 健やかな体づくりの推進

学童期から思春期にかけては、基礎的な体力や健康習慣が確立されるなど、生涯を通しての健康の礎となる重要な時期であり、健やかな体づくりが欠かせません。しかしながら、日常生活や遊びの中で体を動かす機会が減少していることなどから、子どもたちの体力の低下が懸念されています。

区立小中学校で実施する体力テストの結果は全体的に向上しつつあるものの、中学生では多くの種目で全国平均を下回るなどの課題が見られます。また、子どもたち全体の体力の低下とともに、運動する子どもとしない子どもの二極化傾向も指摘されています。

また、不規則な食習慣や過剰なダイエットなど、子どもの食生活に関する問題も指摘されています。

今後も、家庭・地域・学校が連携し、基礎体力の向上、生活習慣改善や心の健康保持の取組みを充実させ、子どもの心と体の健やかな成長を図る必要があります。

(3) 喫煙・飲酒・薬物問題や感染症予防の推進

10代の望まぬ妊娠・中絶や、若年者のHIV感染症を含む性感染症が依然として問題となっています。思春期の性感染症予防や妊娠・避妊等の性に関する正しい知識の普及啓発教育を積極的に行うことが必要です。

さらに近年は、危険ドラッグを使用した若者の死亡を含む健康被害や異常行動を起こす事例が発生しており、若年層の健康や生活を崩壊させるなど、社会的に大きな問題となっています。このため、薬物の危険性の正しい知識の普及・啓発を、保護者も含めて積極的に行うことが必要です。

性感染症や薬物・アルコール等の問題については、学校教育だけでなく、家庭や保健分野などが相互に連携・協力して取り組んでいくことが必要です。

【取組みの方向】

◆こころの健康支援

- ・学童期・思春期を対象に、こころとからだに起こる急激な変化や、それに伴う不安や悩みへの対処方法について、情報提供していきます。また、平成26年2月に四谷保健センター内に設置した「女性の健康支援センター」においても、思春期からの女性のこころとからだの健康づくりを支援していきます。

◆体力づくりと生活習慣病予防推進

- ・区立学校における体育の授業や部活動の指導を強化できるよう、学生ボランティア、スクールスタッフ※21、新宿未来創造財団の人材バンク登録者や区内体育協会の指導者等を活用します。また、区立学校では、引き続き「スポーツギネス新宿」※22に取り組み、運動の日常化と体力の向上を図ります。さらに、生活習慣改善の取り組みと連携した効果的な基礎体力づくりの推進や、体力テストを全区立学校・幼稚園が実施するなど、体力向上に取り組めます。
- ・子どもたちに適切な食生活や運動の習慣を身につけさせるため、区立学校において予防健診を実施し、小児生活習慣病を早期に発見し、栄養指導・運動指導等の対策を講じます。

◆たばこ・薬物・アルコール問題・性感染症予防の推進

- ・健康教育の充実を図り、発達段階に応じて喫煙・飲酒・薬物乱用や感染症と、健康との関連について具体的に指導し、自らの健康を適切に管理し、改善していく思考力・判断力などの資質や能力を育成していきます。
- ・小・中・高校生を対象として、保健センター及び関係団体等とが連携しながら、性感染症予防、たばこ、危険ドラッグ等の薬物、アルコール問題や、生命の大切さについての啓発を進めていきます。

※21 スクールスタッフ・・・地域の人材等を活用し、学校長の管理下で教育ボランティア活動(図書館、部活動指導等)に従事します。

※22 スポーツギネス新宿・・・様々な運動の経験と記録向上への挑戦を通して、運動の楽しさを味わわせ、運動の日常化と体力の向上を図る区の取組みです。

【主な事業】

※「現況」は表示がない限り平成25年度の実績です。

※＜29年度目標＞とある場合は、他の計画の最終年度に合わせて、29年度までの目標を記載しています。

事業名	現況※	31年度目標※
◆思春期保健出張健康教育 学校や施設からの要望に応じ、保健所や保健センターの専門職が、たばこ・薬物・アルコール問題・性感染症予防・命の大切さなど、学齢期・思春期の保健情報の提供や出張健康教育を実施します。	・命の大切さについては小学校高学年、性感染症予防については中学3年生を対象に、出張健康教育を希望校に対して実施しています。	引続き、学校や施設からの要望に応じ、保健所や保健センターの専門職が、たばこ・薬物・アルコール問題・性感染症予防・命の大切さなど、学齢期・思春期の保健情報の提供や出張健康教育を実施します。
◆10代のこころの健康に関する普及啓発事業 思春期にこころの不調が長引くと、不登校やひきこもり、こころの病気につながる場合があります。周囲が早い段階で気づき適切な支援につなぐために、また、悩んでいる本人が周囲にSOSを発することができるよう、普及啓発の強化を図っています。	・10代向けの普及啓発パンフレット「気づいて！こころのSOS」を平成25年度に作成し、同年から区立中学校の1年生全員に、また、その保護者にはリーフレットを配布しています。	教育委員会と連携し、継続して実施していきます。
◆学校での基礎体力向上への取組み 区立学校における体育の授業や部活動の指導を強化できるよう、学生ボランティア、スクールスタッフ、区内体育協会の指導者等の人材バンク登録者を活用します。また、区立学校では、「スポーツギネス新宿」を実施するとともに、体力テストを区立学校・幼稚園で行うなど、子どもの基礎体力向上に取り組めます。	・全小中学校で「スポーツギネス新宿」実施 ・全小中学校・幼稚園で体力テスト実施(全学年) ・「新宿区幼児期運動促進のすすめ」の実施 ・夏季集中研修において、異校種の合同研修会の実施	・全小中学校で「スポーツギネス新宿」実施 ・全小中学校・幼稚園で体力テスト実施(全学年) ・「新宿区幼児期運動促進のすすめ」の実施 ・夏季集中研修において、異校種の合同研修会の実施
◆小児生活習慣病予防健診 子どもたちに適切な食生活や運動の習慣を身につけさせるため、区立学校において予防健診を実施し、小児生活習慣病を早期に発見し、栄養指導・運動指導等の対策を講じます。	・受診者数 小学4～6年生 203人 中学1～3年生 67人	継続して実施していきます。
◆セーフティ教室や薬物乱用防止教室の実施 警察や薬剤師などの専門家を外部講師としたセーフティ教室や薬物乱用防止教室を実施します。	・警察や薬剤師等の専門家を外部講師としたセーフティ教室や薬物乱用防止教室の実施(全小中学校)	継続して実施していきます。

目標3 きめこまやかなサービスで すべての子育て家庭をサポートします

1 子育て支援サービスの総合的な展開

① 子育て支援サービスの充実

【現状と課題】

(1) 多様なニーズへの対応

子育てを社会全体で支援していく視点から、すべての子育て家庭を対象として、乳幼児親子の居場所づくり（子育てひろば）や子育て相談、一時保育、子どもショートステイ、ファミリーサポート事業などの施策を充実してきました。

また、支援が必要な家庭ほど情報やサービスへのアクセスが十分でなく、支援に結びついていないという現状を踏まえ、育児支援家庭訪問やすくすく赤ちゃん訪問、ホームスタートなどアウトリーチ（訪問相談）型のサービスも拡充してきました。

しかし、区の調査で、「子育てがいつもつらいと思う時がある」と回答した人の多くが、「子どもの遊ばせ方やしつけについて悩んでいる」、「仕事や自分のことが十分にできない」、「子育てが精神的負担になっている」と回答しており、子育ての孤立化を防ぐ取組みの徹底が求められています。

○一時保育等の充実

「子どもを育てやすい社会に必要なだと考えられること」の設問に対し約55%の人が「保育サービスの充実（待機児童解消、一時保育、病児・病後児保育など）」をあげています。こうした区民の現状や要望を踏まえ、さらに多様な子育て家庭のニーズに応える一時保育等の保育サービスの充実を図っていく必要があります。

（事業計画については第3章 128 ページ「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業以外の一時預かり事業」を参照）

○多様なニーズに応じたファミリーサポート事業の充実

核家族化の進行や、就労家庭が増加し勤務形態も多様化する中で、保育ニーズも多様化しています。地域における相互援助活動として、様々な利用者の要望に合わせたコーディネートができる、ファミリーサポート事業の重要性はさらに高くなっています。事業を開始した平成12年度末には、提供会員91人、利用会員342人、両方会員18人だった会員数が、平成25年度末には、提供会員343人、利用会員2,720人、両方会員35人にまで増加しました。

また、平成23年度から開始したファミリーサポート事業の病児・病後児預かりにおいても、年々会員数が増えてきています。平成26年度に会員を対象に実施した病児・病後児預かりに関するアンケート結果からも、より一層の需要が見込まれています。

今後も会員へのフォローアップ体制の充実や、ファミリーサポート事業の周知方法・利用

方法の改善などにより、安全・安心で利用しやすい環境整備を行っていくことが課題です。

（事業計画については第3章 128 ページ「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業以外の一時的預かり事業」、129 ページ「病児保育事業」、130 ページ「ファミリーサポート事業（就学後）」を参照）

○子どもショートステイ

子どもショートステイは、保護者の病気や出産・介護・冠婚葬祭・急な出張、育児疲れなどで必要なときに、区内の乳児院や協力家庭で宿泊を伴い一時的に預かる事業です。育児疲れでの利用が大変増えており、子育て不安や養育困難ケースも含めた多様なニーズに対応できるよう、協力家庭のスキルアップを図ることが課題です。

（事業計画については、第3章 125 ページ「子育て短期支援事業（ショートステイ）」を参照）

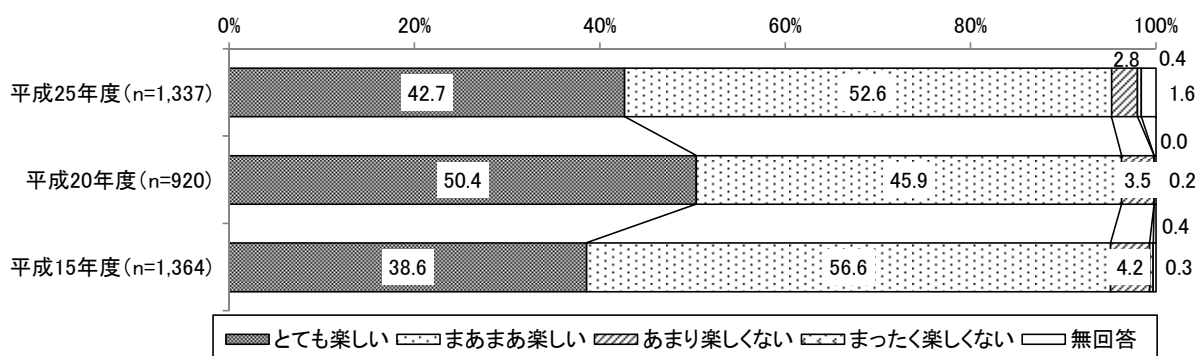


調査の結果では・・・

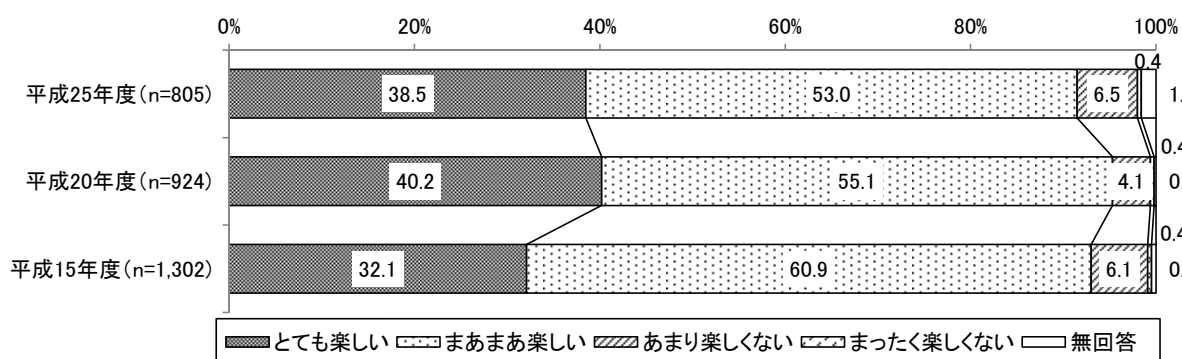
子育ての楽しさ

子育てを「とても楽しい」又は「まあまあ楽しい」と思っている保護者は、就学前児童保護者では 95.3%、小学生保護者及び中学生保護者では 91.5%となっています。中学生保護者では、「とても楽しい」が前回調査と比較して増えています。

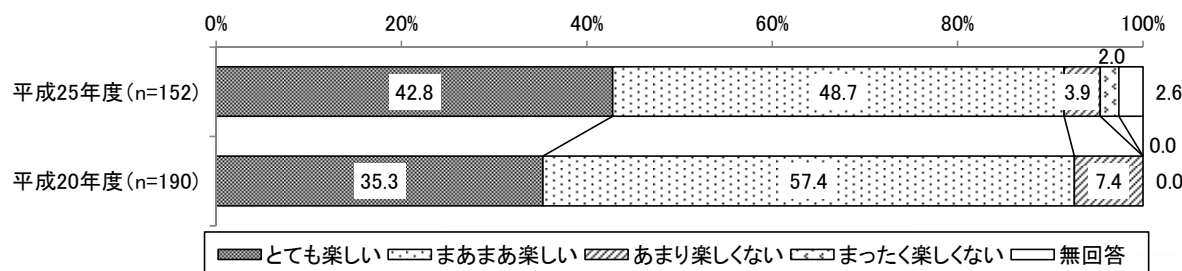
図表 II-4 就学前児童保護者



図表 II-5 小学生保護者



図表 II-6 中学生保護者



出典：新宿区「次世代育成支援に関する調査」平成 25 年度

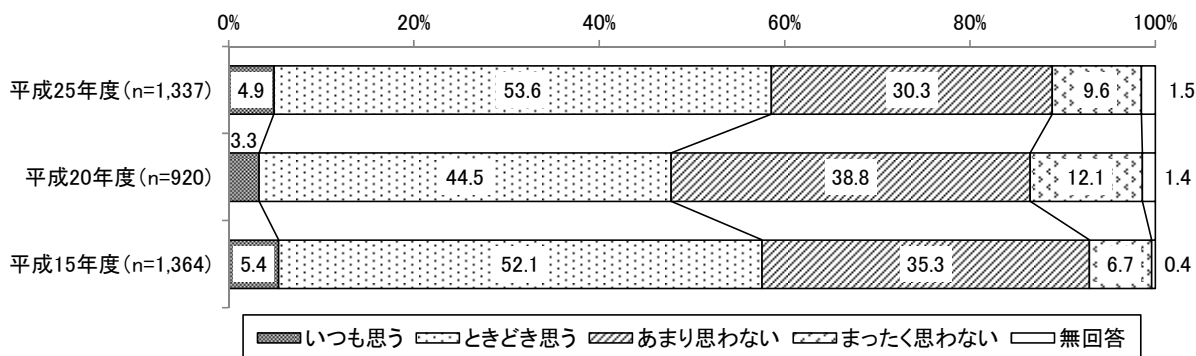
調査の結果では・・・

子育てのつらさ

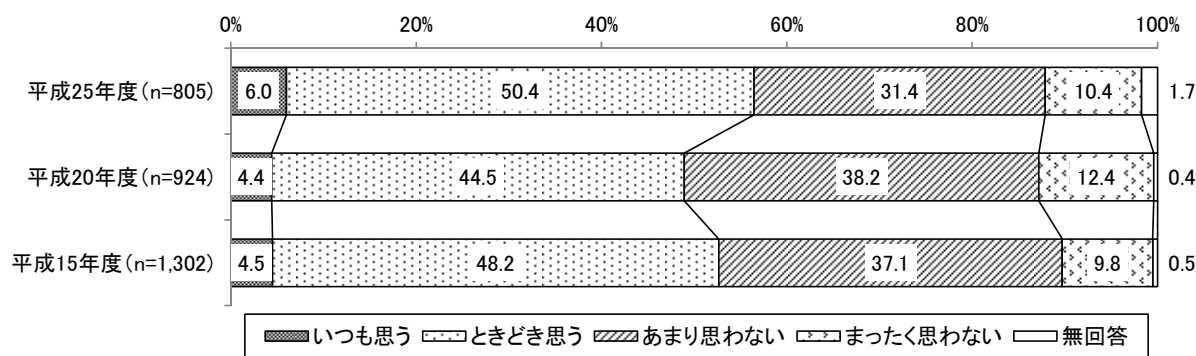
子育てが「いつも思う」又は「ときどき思う」人は、就学前児童保護者では 58.5%、小学生保護者では 56.4%、中学生保護者では 44.7%となっています。子どもの年齢が低いほど、子育てが「いつも思う」と思う割合が多くなっています。

また、就学前児童保護者を対象に、子育てのつらさを母親の就労状況別にみると、就労していない母親の方が、子育てが「いつも思う」と「ときどき思う」ことが多くなっています。

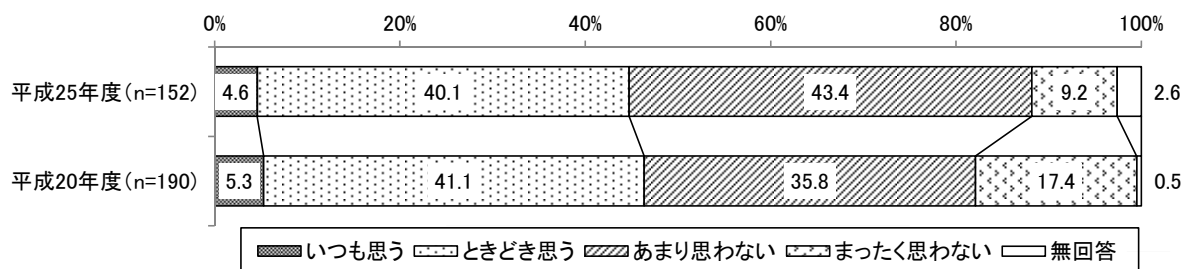
図表 II-7 就学前児童保護者



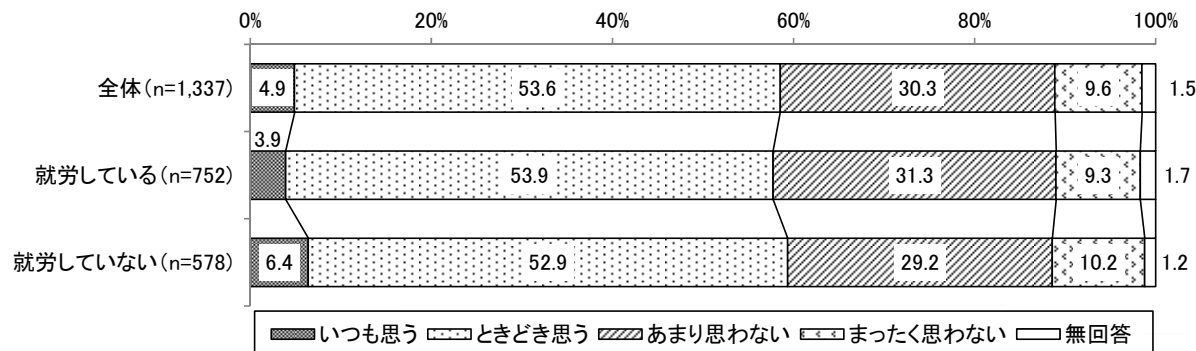
図表 II-8 小学生保護者



図表 II-9 中学生保護者



図表 II-10 母親の就労状況別（就学前児童保護者）



出典：新宿区「次世代育成支援に関する調査」平成25年度

(2) 相談しやすい環境等の充実

子育てに関する相談については、子ども総合センター・子ども家庭支援センターをはじめ、地域子育て支援センター（二葉・原町みゆき）、NPO 法人ゆったりの、保健センター、児童館、保育園、子ども園、幼稚園、学校、教育センター等、様々な窓口があります。区民にとって、相談のハードルを低くするためには、身近な相談窓口があり、気軽に相談できる環境を整えることが大切です。

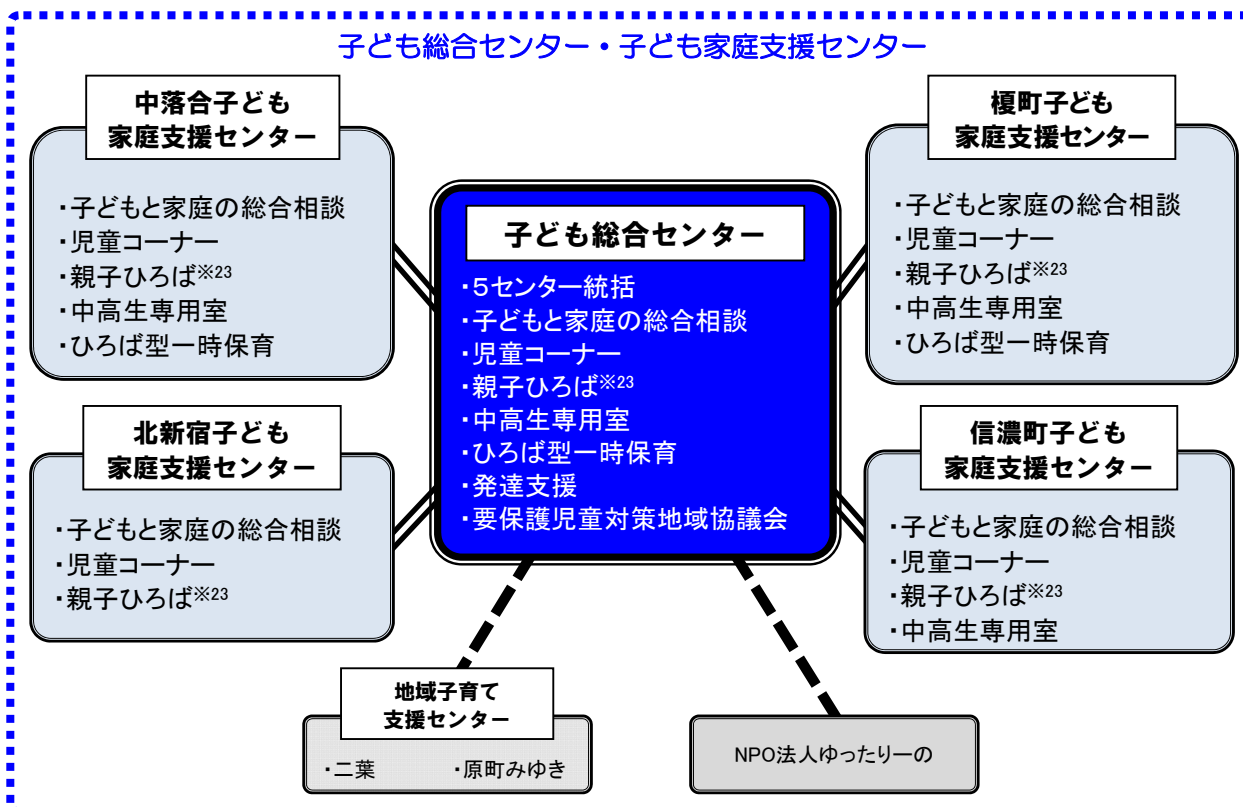
区では、子育てに関する相談の中心的な役割を果たしている子ども総合センター（1 か所）・子ども家庭支援センター（4 か所）を、区内にバランスよく配置し、地域において親同士がそれぞれの子育ての経験を活かして気軽に相談し合える環境を整えるとともに、子育て支援に関するサービスメニューも年々充実してきました。これらのメニューについては、区公式ホームページや子育て情報誌などにより最新の情報を発信していますが、多様なサービスの中から、自らの力で最適なサービスを選択することが難しい状況も見られます。

そのため、相談窓口では、子育て支援サービスはもとより、それ以外のサービスも含め、支援を求めている人に合ったサービスを組み合わせてコーディネートする必要があります。

また、専門知識が必要なケースについては、適切な機関につなげていく必要があるため、職員の専門性の向上を図ることが重要です。

なお、子ども総合センター・子ども家庭支援センターでは、18 歳未満の子どもを対象とした子どもと家庭の総合相談を実施していますが、思春期の子どもの相談窓口としての周知が進んでおらず、今後の課題となっています。

（事業計画については、第3章 126 ページ「地域子育て支援拠点事業」及び 132 ページ「利用者支援事業」を参照）



※23 親子ひろば・・・乳幼児と保護者がいつでも自由に遊べるとともに、仲間づくりを兼ねた行事及び子育て支援講座を開催することにより、乳幼児親子の交流を図る場です。

(3) 子育て支援情報をより確実にわかりやすく

区の調査による就学前保護者の「子育ての悩み」の内訳は、「子どもの遊ばせ方や、しつけ」が46.9%、「仕事や自分の事が十分にできない」が33.4%、「子どもの食事や栄養」が28.1%、「緊急時に子どもを見てくれる人がいない」が27.2%などでした。

区では、育児相談や一時保育を始めとした様々な子育て支援サービスを行っていますが、子育ての負担感や孤立感を軽減し、子育てを楽しんでいると感じてもらうためには、様々な子育ての悩みに適切に対応する情報が子育て家庭に確実に届く仕組みが重要です。

区は、子育てに関する情報を区の広報紙や区公式ホームページ、地域ポータルサイト等で提供しているほか、妊娠期から学齢期までの子育て情報を「新宿ハッピー子育てガイド」という冊子にまとめ、母子健康手帳交付時や関連施設の窓口で配布しています。また、乳幼児を連れての外出時に便利な「子育てバリアフリーマップ」のアプリ版も作成しています。

区の調査で、「子育てに関する情報で役立った情報の出所」について尋ねたところ、「同年代の子どもを持つ子育て仲間」が68.4%、「親や子育て経験のある人」が68.2%に対して、広報しんじゅくや区公式ホームページは、26%前後、子育てガイドは18.5%でした。

パソコンやスマートフォン、タブレット型端末機などの情報通信機器の普及はめざましく、保護者にとって、情報サイトの閲覧だけでなく、保護者同士の情報交換や相談のツールとしても大変有効な手段となっています。

こうした状況を踏まえ、今後、より一層、区の子育て支援情報を積極的に発信していくとともに、様々なツールを活用して子育て家庭の個別のニーズにも的確に対応する情報提供の工夫も必要です。

シンボル

赤ちゃん・ふらっと

乳幼児連れの方が安心してお出かけできるよう、授乳やおむつ替えなどができるスペースの愛称です。



【取組みの方向】

◆一時保育等・ファミリーサポート事業の拡充

- 一時保育等の事業は、在宅で子育てをする保護者の育児不安や負担を軽減するための事業として、依然として高いニーズがあるため、引き続き、保育園・子ども園・子ども家庭支援センターでの実施の拡大を検討していきます。
- ファミリーサポート事業は子どもの就学以降においても利用でき、施設型保育を補完する役割も担う相互援助活動です。より安全で使いやすい制度とするために、病児・病後児預かりや利用時間など事業の運営体制を整備・充実させていきます。

◆相談しやすい環境の整備と相談事業の専門性の向上

- 専門的な相談に応じたりコーディネートできる人材を確保するため、職員研修の充実を図ります。

◆子育て支援のさらなる総合化・ネットワーク化

- 子ども総合センターを中心に、区全体の子育て支援事業の総合化及びNPO等の民間団体との連携も強化していきます。また、子育て支援に関わる人たちの人材育成に努めていきます。
- 子どもや保護者が子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報提供、相談、助言、連絡調整等を行う「利用者支援事業」を充実していきます。

◆子どもにもわかりやすいホームページづくり

- 子育てに関する情報を様々なツールにより発信していくとともに、区に関する情報を子どもにもわかりやすく提供し、区政への関心と参画意識を育てていきます。

◆子育て支援情報を誰にも簡単にわかりやすく提供する仕組みづくり

- ・誰にでも簡単に区の子育て支援情報を入手し、活用していただけるよう、区公式ホームページから子育て支援情報サイトにアクセスできる仕組みを作ります。
- ・スマートフォンなどの普及を踏まえて、個人のニーズに沿って、より一層必要な情報が確実に手元に届く仕組みづくりを進めます。

【主な事業】

※「現況」は表示がない限り平成25年度の実績です。

※<29年度目標>とある場合は、他の計画の最終年度に合わせて、29年度までの目標を記載しています。

・表中の網掛けは子ども・子育て支援事業に該当する事業です。現況の《 》にその事業名を記載しています。

事業名	現況※	31年度目標※
◆一時保育の充実 緊急の事情(出産・病気等)や育児疲れの解消等の理由で、一時的に子どもの保育が必要になった時に、保育施設・子ども園では生後6か月から就学前の子どもを対象に一時保育を実施し、在宅で子育てしている家族を支援します。 保育園・子ども園の開設や改修の際、専用室の整備が可能な場合は専用室型一時保育を充実させていきます。	《一時預かり事業(幼稚園における在園児対象事業以外)》 ・年間延べ利用人数 13,267人	保育園・子ども園の開設や改修の際、専用室型の整備が可能な場合は、専用室型一時保育を充実させていきます。 ・年間延べ利用人数 74,944人(ひろば型一時保育、ファミリーサポート事業含む)
◆ひろば型一時保育の充実 身近なところで、短時間、乳幼児を預かることにより、在宅で子育てしている家庭を支援していきます。 対象は生後6か月から小学校就学前まで、一回の利用は4時間以内とします。	《一時預かり事業(幼稚園における在園児対象事業以外)》 ・年間延べ利用人数 3,543人	・年間延べ利用人数 74,944人(保育所・子ども園の一時保育、ファミリーサポート事業含む)
◆ファミリーサポート事業 子育ての援助を行いたい人(提供会員)と援助を受けたい人(利用会員)を会員とする、区民の相互援助活動をサポートする事業で、新宿区社会福祉協議会に委託して運営しています。平成23年度からは病児・病後児の預り事業も行っています。	就学前児童 《一時預かり事業(幼稚園における在園児対象事業以外)》 ・年間延べ利用人数 14,088人 就学後児童 《ファミリーサポート事業(就学後)》 ・年間延べ利用人数 4,751人 病児・病後児保育 《病児保育事業》 ・年間延べ利用人数 25人	安定的な相互援助活動を実施していくため、会員へのフォローアップ体制の充実や、周知方法・利用方法の改善などにより、安全・安心で利用しやすい環境整備を図ります。 ・一時預かり事業 74,944人(保育所・子ども園、ひろば型一時保育含む) ・ファミリーサポート事業(就学後) 12,976人 ・病児保育事業 8,293人(病児・病後児保育事業含む)
◆子どもショートステイ 病気、出産、看護、冠婚葬祭、出張、育児疲れなどで保護者が夜間も留守になるなど、一時的に子どもの保育ができない時に、区内の乳児院や協力家庭で子どもを預かります。(利用対象は0歳～小学生までの子ども)	《子育て短期支援事業(ショートステイ)》 ・年間延べ利用人数 375人	協力家庭の登録数を地域のバランスよく、50家庭程度にします。
◆子ども総合センターの運営 区の総合的な子育て支援施設として、子育てに関するあらゆる相談に対応するとともに、各種のサービスを提供します。	・子ども家庭支援センター、学童クラブ、子ども発達コーナー、障害児タイムケア、地域開放施設を有する、総合的な子育て支援施設として、運営しています。	総合的な子育て支援施設としての運営を、継続します。
◆子ども家庭支援センターの運営 子育ての悩みや不安を相談できる体制を整備し、虐待防止の取組みを含めた要保護児童支援の仕組みを充実させていきます。	・子ども総合センター 1か所 ・子ども家庭支援センター 4か所(26年度から)	・子ども総合センター 1か所 ・子ども家庭支援センター 4か所

事業名	現況*	31年度目標*
◆子育て支援コーディネート体制の充実 児童福祉・ソーシャルワーク・子育て支援・地域福祉等に関する講座の受講や自主研究を通じて、区職員のコーディネート能力の向上を図ります。	・子ども家庭支援センター職員 の外部研修への参加 13名	・子ども家庭支援センター職員 の外部研修への参加 20名
◆乳幼児親子の居場所づくり 子ども総合センター、子ども家庭支援センター、NPO 法人ゆったりの、区立保育園、子ども園、児童館では、乳幼児親子が優先して集えるスペースを確保し、「居場所づくり」「仲間づくり」を支援するほか、親子で参加できる行事等を行っています。	≪地域子育て支援拠点事業≫ 平成26年4月1日現在実施箇所 ・子ども総合センター 1か所 ・子ども家庭支援センター 4か所 ・地域子育て支援センター 2か所 ・NPO 法人ゆったりの 1か所 ・区立保育所 13か所 ・子ども園 12か所 ・児童館 15か所	・子ども総合センター 1か所 ・子ども家庭支援センター 4か所 ・地域子育て支援センター 2か所 ・NPO 法人ゆったりの 1か所 ・区立保育所 11か所 ・子ども園 14か所 ・児童館 15か所
◆地域子育て支援事業 子ども総合センター・子ども家庭支援センター・地域子育て支援センターにおいて、相談事業、専門機関や民間活動グループ等との連携、相談機関相互の連絡調整、乳幼児の居場所づくり等、子どもと家庭への総合的な支援を実施します。	≪利用者支援事業≫ 平成26年4月1日現在実施箇所 ・箇所数 7か所	・箇所数 7か所
◆幼稚園子育て支援事業の実施 区立幼稚園では、子ども家庭支援センターや児童館、子ども総合センター等多くの施設と連携し、地域の子育て支援のニーズを踏まえながら、未就園児の親子への遊び場開放や子育て相談など、子育て支援事業を実施していきます。西戸山幼稚園では「つどいのへや」を開設し、週4日間、子育て支援事業を行います。	≪地域子育て支援拠点事業≫ ・西戸山幼稚園「つどいの部屋」 年間延べ利用人数 1,508人 ・区立幼稚園 14園	・西戸山幼稚園「つどいの部屋」 ・区立幼稚園 14園
◆キッズページの運営 区公式ホームページ内において、キッズページを運営します。 子どもにもわかりやすく区に関する情報を提供し、区政参画意識を育てていきます。	・キッズページの年間アクセス平均値 (22年度～25年度) 24,727	引き続き、子どもにもわかりやすく区に関する情報を提供していきます。
◆まちの子育てバリアフリーの推進 子どもを連れた人へ配慮した取組みを行う区内の商店、飲食店などを子育て応援ショップとして登録し、ステッカーの交付や店舗等のPRを通じ、親子での外出や、子育てしやすいまちづくりを促進します。	・登録件数 528店 (平成22年7月～平成26年3月)	<29年度目標> 累積登録件数 700店



トピックス

スマートフォンに子育て情報が届きます(LINE)

スマートフォンにアプリをダウンロードして登録すると、区から、お子さんの月齢やお住いの地域に合わせた子育て情報(健診、予防接種、各種イベント等)を、随時お知らせします。

- お子さんのハンドルネーム
 - 出産予定日または誕生日
 - 性別 ■郵便番号
- などを登録してもらいます。

■子育てバリアフリーマップ (既存機能)

お子さん連れの方が利用しやすい施設を、外出先でも探すことができます。
GPSを使った経路検索も可能です。



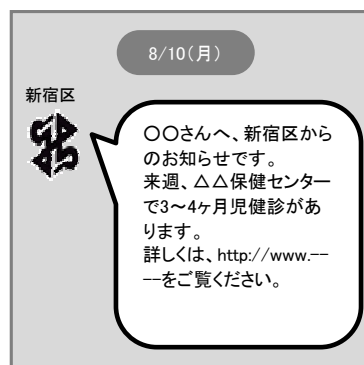
■子育て情報のプッシュ通知

お子さんの健診や予防接種の情報、イベント情報など、登録されたお子さんの誕生日に合った情報をプッシュ通知「LINE」で配信。
うっかり忘れがないよう複数回のお知らせで、健診や予防接種の受診率を高めます。

子育て関連のイベント情報を確認できます。

※画面はイメージです。
構成・内容は変わる場合があります。

通知受信時のイメージ



アドレスをクリックすると、区のホームページにリンクして、詳しい内容を確認できます

お父さん。お母さん。区から通知が来てるよ。
僕の健診、忘れないでね。
登録してくれて良かった！



1 子育て支援サービスの総合的な展開

② 経済的な支援

【現状と課題】

(1) 経済的負担感の緩和への取組み

区の調査で、「子どもを育てやすい社会に必要なこと」について尋ねたところ、就学前児童・小学生・中学生の保護者、18歳から39歳の区民いずれも、「児童手当や税金・教育費の軽減など経済的援助」が第1位となっています。この傾向は、平成20年度の区の調査でも同様の状況です。

また、子育て世代の経済的負担感の緩和については、国においてもその重要性が認識され、児童手当の拡充、幼児教育無償化、奨学金の充実などが図られています。

区でも、その重要性を認識し、多子世帯や低所得世帯など子育て世帯の状況に応じて保育園・認証保育所や幼稚園の保育料の負担軽減などを実施してきました。

しかし、一方で保育園の待機児童解消や学校教育の充実など、子育ての基盤整備についても、さらに充実を図る必要があります。財源が限られる中でこれらの施策を着実に実行していくためには、施策の優先度や緊急性に目配りしながら的確な財源配分を進めていく必要があります。

(2) 子どもの貧困防止に向けて

国が3年に一度実施している「国民生活基礎調査」によると、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの数は、2012年時点で16.3%と、過去最悪となりました。貧困世帯の子どもは十分な教育を受ける機会を失うことが多く、進学や就職が不利になりがちで、こうした世代間の負の連鎖を解消させることが喫緊の課題となっています。

平成26年1月、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目的として「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。そこに盛り込まれた当面の重点施策としては、学習支援や教育費負担軽減を内容とする教育の支援、保護者と子どものそれぞれに対する生活の支援や就労の支援、児童手当や貸付金の拡充等の経済的支援、実態把握のための調査研究があげられています。

区はこれらの施策の実際の担い手として、より地域の実情に合った施策の推進体制を検討し、既存のネットワークや支援機関との連携、区民との協働を通じて個々の世帯状況に応じた、きめ細かな支援を総合的に推進していく必要があります。

(3) 受益と負担のバランス

区の実施する事業は、事業の性格等により、国・東京都・区・利用者の負担の割合が異なります。この中で国・東京都・区の負担は税金による納税者全体の負担です。

このように、納税者全体が一定の負担をしていることから、特定の行政サービスを利用し、利益を受ける場合には、受益者としてコストの一部を負担していただくことで、サービスを利用しない方との間の負担の公平を図っています。

保育等の選択的なサービスについては、保育園で子どもたちの健やかな成長を促す日々の保育を行うために必要な経費の一部となることから、サービス内容とその利用者の経済力に応じた負担をする仕組みを導入し、負担の公平性を図っています。

また、平成27年4月から開始する子ども・子育て支援新制度では、保育園、認定こども園及び新制度に移行する私立幼稚園の保育料（利用者負担額）は現行の負担水準や保護者の所得に応じて、国が定める基準を上限として区が定めます。区立幼稚園・子ども園（短時間利用に限る。）の保育料等は、現行の負担水準を踏まえつつ、新制度への円滑な移行のための観点や、公立施設の役割・意義、幼保・公私間のバランス等を考慮し、区が定めます。

【取り組みの方向】

◆子育てに対する経済的負担軽減のための施策

- ・経済的負担感の解消に必要な施策については、国や東京都との役割分担、子育て支援に関する基盤整備とのバランス等を考慮しつつ、財源の確保に努めながら、経済的支援施策の確実な推進を図っていきます。また、国や東京都で実施するべきと考えるものについては、それぞれに要望し、特に国には、地方の財源負担が生じることのないよう要望していきます。
- ・平成21年度より、保育園等に通っている子どもが3人以上いる家庭に対し、保育料の負担軽減として、その中で一番高い保育料を無料にしています。今後も引き続き、保育料の負担軽減を図っていきます。また、幼稚園や子ども園では、国の幼児教育無償化の方針を受けて、区は平成26年度から対象を拡大して第二子の保育料を半額とし、第三子からは無料化を開始しています。

◆子どもの貧困防止に向けた検討

- ・既存のネットワークや支援機関との連携、区民との協働を通じて個々の世帯状況に応じた、きめ細かな支援を検討していきます。

【主な事業】

※「現況」は表示がない限り平成25年度の実績です。

*＜29年度目標＞とある場合は、他の計画の最終年度に合わせて、29年度までの目標を記載しています。

事業名	現況※	31年度目標*
◆児童手当 次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、15歳到達後最初の3月31日までの子どもを対象に手当を支給します。	・受給者数 22,104人	—
◆児童育成手当（育成手当・障害手当） [育成手当]:「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童で、父母が離婚、父又は母が死亡、父又は母が障害の状態などの状況にある児童」を養育している人に支給します。 [障害手当]:「20歳未満で愛の手帳1～3度程度、身体障害者手帳1・2級程度、脳性麻痺又は進行性筋萎縮症のいずれかの心身障害を有する児童」を養育している人に支給します。	・受給者数 育成手当 2,063人 障害手当 150人	—
◆児童扶養手当 「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（一定の障害のある場合は、20歳未満）で、父母が離婚、父又は母が死亡、父又は母が障害の状態などの状況にある児童」を養育している人（平成22年8月から父子家庭の父も対象となった）に支給します。	・受給者数 1,666人	—

事業名	現況※	31年度目標*
◆特別児童扶養手当 「20歳未満で、愛の手帳1～3度程度、身体障害者手帳1～3級・4級（一部）程度、日常生活に著しい制限を受ける疾病等を有する児童」を養育している人に支給します。	・受給者数 189人	—
◆子ども医療費助成 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもの保険適用医療費の自己負担分及び入院時の食事療養費を助成します。	・受給者数 28,727人	—
◆ひとり親家庭医療費助成 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（一定の障害のある場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭の親と子に対し、保険適用医療費の自己負担分のうち、一部負担金等相当額を除く医療費を助成します。	・受給者数 1,939人	—
◆第3子目以降の保育料無料化 保育に欠ける就学前の児童3人以上を保育園等に預けている場合の保育料軽減策として、保育料の負担は2人までとし、それ以外は公費負担とします。	・区立、私立保育園・子ども園 26人 ・その他の保育施設 3人 （認証保育所、保育ルーム等）	周知を徹底し、対象児について適正に実施していきます。
◆区立幼稚園保護者の負担軽減 一定所得以下の保護者について保育料を無料とするとともに、所得の多寡にかかわらず小学3年生以下の兄弟がいる園児を扶養する世帯の保育料を軽減します。	・入園料及び保育料免除者数 60人 ・26年度から所得制限なしに、多子世帯に対する入園料及び保育料の減額免除を開始	周知を徹底し、対象児について適正に実施していきます。
◆私立幼稚園保護者の負担軽減 私立幼稚園に在籍する園児の保護者に対して、入園料補助金、保育料補助金、就園奨励費を、各々の対象基準に該当する場合に支給します。	・受給者数 1,450人 ・26年度から所得制限なしに、多子世帯に対する補助金の交付を開始	周知を徹底し、対象児について適正に実施していきます。
◆母子生活支援施設における学習支援 入居中及び退所後の小中高生、その他地域に住んでいるひとり親家庭の中高生を対象に、学習支援を実施します。	・毎週水曜日 38回 ・毎週土曜日 45回 ・夏季講習・冬季講習等 29回	継続して実施していきます。
◆生活保護受給世帯の小中学生等への地域生活自立支援 生活保護受給世帯の小中学生とその保護者を対象に生活習慣の確立や学習意欲の形成のための支援をNPO等への業務委託により実施します。	・各種教室等実施回数 490回 ・参加人数：延べ 1,045人（実支援者数 29人／年）	継続して実施していきます。
◆生活保護受給世帯の小中学生への学習環境整備支援 生活保護受給世帯の小中学生を対象に基礎学力向上等を目的として、学習塾等への通塾費用を支給します。	・学習環境整備支援費 支給実績 中学生 53人 小学生 26人	継続して実施していきます。
◆生活困窮世帯の中中学生等への学習支援 生活困窮世帯（生活保護受給世帯含む）の中中学生を対象に高校進学を目的とした学習支援を実施します。 さらに、この事業の支援を受けて高校に進学した者に対し、高校に進学した年の8月31日まで高校生活の定着支援を行います。	・中学生学習支援者数 延べ 31人	継続して実施していきます。

2 就学前の教育・保育環境の充実

① 保育所待機児童の解消

【現状と課題】

(1) 就学前児童の教育・保育環境の充実

子どもを取り巻く社会環境はめまぐるしく変化しており、大人たちが手を携え、子どもが自ら育つ力を最大限に活かし、子どもの成長を見守るとともに、生きる力を育てる環境を整備していくことが求められています。とりわけ、乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、子どもの生きる力の基礎を育むために、就学前の教育・保育環境を充実することは重要な課題となっています。

区ではこれまで多様なニーズに対応するため、保育施設の整備、認定こども園の整備、幼稚園で行う幼児教育の充実、家庭で子育てを行う保護者に対する子育て支援事業の充実などに取り組んできました。

その結果、区の調査では、就学前児童の保護者の54.0%が新宿区を「子育てしやすいまち」と回答し、前回調査の47.0%から大きく増加しました。その理由として、34.2%の方が「保育園、子ども園、幼稚園などが利用しやすいこと」、24.5%の方が「保育サービスが充実していること」を挙げています。また、就学前児童保護者の84.5%が「ずっと」又は「当分の間」「新宿区で子育てをしていきたい」と回答し、新宿区が「子育てしやすいまち」と認識されていると考えられます。

今後は、この結果を踏まえて策定した事業計画に基づき、就学前児童の教育・保育施設や子育て支援事業の整備を推進し、環境の充実を図るとともに、質の高い教育・保育内容の提供に向けた人材育成や民間事業者の支援にも積極的に取り組んでいきます。

(2) 待機児童解消の着実な推進

区ではこれまで、待機児童の解消を目指し保育施設の整備に積極的に取り組み、平成26年までの10年間に1,800人以上の保育施設の受入枠を増加してきました。その結果、0歳から就学前の子どもの数に対する保育施設の定数は、平成26年4月1日現在で約45%となっており、東京23区の中でも高い水準になっています。

一方、近年の出生数の増加や子育て世代の転入、子育て世帯の共働き率の増加などにより保育施設の利用ニーズが急増し、平成25年4月に176名とはじめて3桁台になりました。区は緊急対策としての保育所整備などを行いましたが、それでも平成26年4月の待機児童は152名となっています。また、待機児童のうち0歳児から2歳児が全体の95%以上を占め、育児休業明けの1歳前後の子どもの保育ニーズが非常に高い状況であることから、0歳児から2歳児までの受入枠を拡大することが重点的な課題となっています。

今後、保育ニーズはより一層拡大し、多様化することが予想されます。区ではこれらのニーズを把握し対応するため、平成25年度に「次世代育成支援に関する調査」を実施しました。調査結果や現在の施設の整備状況、人口推計等を踏まえ、平成27年度から5年間の整備計画を定めた事業計画を策定します。

この事業計画に基づき、民間の運営主体の力を活用した機動的な整備、公有地を活用した

整備、既存園のスペースを有効活用した定員の見直し等、多様な手法による保育施設の整備を進め、待機児童の解消を目指すとともに、働きながら安心して子育てできる環境づくりを目指していきます。

（事業計画については、第3章 115 ページ「保育所等の量の見込みと確保数（定員数）」を参照）

【取組みの方向】

◆事業計画に基づいた保育所等の整備

- ・「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域の実情に即した保育施設を多様な手法により整備し、受入れ枠の拡大を図ることにより、待機児童の解消を目指します。
- ・0歳児から2歳児の育休明け前後の子どもの保育施設利用ニーズが高いことから、低年齢児の受入れ枠の拡大に重点を置いた待機児童解消対策を推進していきます。
- ・認証保育所については、今後も引き続き支援を行うとともに、施設の状況や意向を確認し、希望する施設に対しては、認可保育所への移行を支援していきます。

【主な事業】

※「現況」は表示がない限り平成25年度の実績です。

※＜29年度目標＞とある場合は、他の計画の最終年度に合わせて、29年度までの目標を記載しています。

・表中の網掛けは子ども・子育て支援事業に該当する事業です。現況の《 》にその事業名を記載しています。

事業名	現況※	31年度目標※
◆私立認可保育所等の整備 子ども・子育て支援事業計画に基づき、認可保育所を中心とした保育施設の整備を着実に進めることにより、保育受入れ枠の拡大を図り、地域の保育需要に応えていきます。	≪保育所等の量の見込みと確保数(定員数)≫ 26年4月1日現在定員 ・私立認可保育所 1,816人	・私立認可保育所 2,783人
◆認証保育所への支援 様々な就労形態やライフスタイルに合った保育需要に応えていくために、近年整備を進めてきた認証保育所については、引き続き支援を行うとともに、施設の状況や意向等を確認し、状況に応じて、認可保育所への移行を支援していきます。	≪保育所等の量の見込みと確保数(定員数)≫ 26年4月1日現在定員 ・認証保育所 843人	・認証保育所 858人
◆保育園・幼稚園の子ども園への一元化 保護者の就労の有無にかかわらず、0歳から小学校就学前までの子どもに対し、その成長と発達に応じた教育・保育を一体的に行うとともに、家庭と地域の子育て力の向上を図るため、保育園と幼稚園の子ども園への一元化を推進します。	≪保育所等の量の見込みと確保数(定員数)≫ 26年4月1日現在定員 ・私立認定子ども園 261人	・私立認定子ども園 502人
◆家庭的保育事業・小規模保育事業 家庭的雰囲気で行う家庭的保育事業、学校施設や民間賃貸物件を活用した保育ルーム等、子ども・子育て支援新制度に対応した地域型保育事業等の充実を図り、特に保育ニーズの高い0歳から2歳児の保育受入れ枠を拡大し、多様な保育ニーズに対応していきます。	≪保育所等の量の見込みと確保数(定員数)≫ 26年4月1日現在定員 ・家庭的保育事業・小規模保育事業 115人	・特定地域型保育事業等 158人

2 就学前の教育・保育環境の充実

② 保育サービスの充実と質の確保

【現状と課題】

(1) 子どもが生まれても安心して働ける環境づくりと多様化する保育ニーズ

近年子どもがいる夫婦の世帯で「夫婦とも就業」すなわち共働き世帯の割合は上昇しており、区では特に6歳未満の子どもがいる世帯の共働き率が大きく上昇しています。

子どもが生まれても安心して働ける環境づくりと、柔軟性のあるきめ細かで質の高いサービスの提供が求められています。

区では、多様なニーズに応えるため、延長保育、障害児保育、産休明け保育、休日保育、病児・病後児保育、定期利用保育などの保育サービスを実施していますが、引き続き、多様に変化する保育ニーズに対応していく必要があります。

また、保育園、幼稚園、子ども園などの多様な施設における保育サービスの質の向上を図るための保育士に対する各種研修の実施や、安定した教育・保育環境を提供するための区による指導・検査・巡回相談などの実施、区内の保育施設を対象とした利用者評価・事業者評価・第三者評価などの実施を充実していきます。

さらに、教育・保育の質の確保・充実を図るため、幼稚園と保育園の合同研修や交流保育、公開保育などにより教育・保育に携わる教諭、保育士の共通理解を深めていくほか、小学校を中心とした保・幼・小合同会議の実施、カリキュラムや指導方法の改善や私立の運営事業者との相互の連携などを進めることで、教育・保育の推進に関する体制を確保していきます。

（事業計画については、第3章 123 ページ「延長保育事業」及び 129 ページ「病児保育事業」を参照）

【取り組みの方向】

◆多様な保育サービス等の充実

- ・保護者の多様な保育ニーズに対応できるよう、延長保育・産休明け保育・休日保育・定期利用保育等を、引き続き充実していきます。
- ・区内2か所で実施する病児・病後児保育と、3か所で実施する病後児保育の利用実績を踏まえ、事業のさらなる充実を図っていきます。
- ・ファミリーサポート事業においては、保育施設の開始前・終了後の預かり、保育施設への送迎、病気又は病気回復時の預かり等を実施し、保護者の就労を支援していきます。

◆保育の質の向上

- ・保育現場の課題に応じ、保育の質を向上する理論や実技研修を計画的に実施していきます。
- ・区立、私立保育園、子ども園、認証保育所等の設備及び運営について、区が巡回を行い、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、園の適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者支援の向上を図っていきます。
- ・区内の保育施設を対象とした、利用者評価、事業者評価、第三者評価等を引き続き実施し、サービスの質の向上を図っていきます。
- ・子ども・子育て支援新制度に基づき、民間事業者の力を活用して新しく開設した保育施設等において、安定した質の高い保育サービスが提供されるよう、区が相談、助言等を行い、円滑な事業の実施を支援していきます。

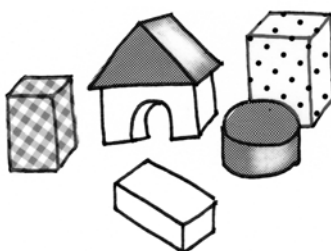
【主な事業】

※「現況」は表示がない限り平成25年度の実績です。

※＜29年度目標＞とある場合は、他の計画の最終年度に合わせて、29年度までの目標を記載しています。

・表中の網掛けは子ども・子育て支援事業に該当する事業です。現況の《 》にその事業名を記載しています。

事業名	現況※	31年度目標※
◆特別保育サービスの充実【延長、休日、病児・病後児等】 就労機会の増大、価値観やライフスタイルの変化に合わせて、保護者のニーズに機動的に応え、地域バランスも考慮して、多様で多角的な保育環境を整備します。延長保育、休日保育、病児・病後児保育の充実を図っていきます。	《延長保育事業》 認可保育所、認定こども園、保育ルーム等で実施 《病児保育事業》 年間延べ利用人数 1,350 人	・3,659 人 ・年間延べ利用人数 8,293 人 (※ファミリーサポート事業含む)
◆各種研修の充実 保育園において、理論・実技・障害児等保育に関わる専門研修を通し、専門職としての知識を高めます。さらに、テーマや職種別 OJT 研修、相談事務等に対応するスキルを身につけ、保育の質の向上を図ります。	・保育実技研修 2 回 ・食育や保健等を含めた理論研修 9 回 ・障害児等保育の研修 5 回 ・相談援助のための研修 6 回 ・新任保育士研修、初級保育士宿泊研修等を実施	継続して実施していきます。
◆指導検査 認可保育所や認証保育所など保育施設の適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者支援の向上を目的に、福祉諸法をはじめ労働基準法、消防法などの法令に照らし、設備及び運営に関する基準等の適合状況について検査し、必要な助言及び指導又は是正の措置を講じます。	・年 2 回実施 私立保育園 18 か所 私立子ども園 2 か所 区立保育ルーム 5 か所 家庭的保育事業(家庭的保育者) 3 か所 家庭的保育事業(保育所実施型) 1 か所 認証保育所 22 か所	継続して実施していきます。



2 就学前の教育・保育環境の充実

③ 幼児教育環境の充実

【現状と課題】

(1) 社会環境の変化に応じた幼児教育環境づくり

乳幼児期は、心情や意欲・態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、特に幼児期における就学前教育は、子どものその後の成長や学びに大きく影響を与えます。

一方、少子化や核家族化の進行等の社会情勢の変化は、区民ニーズを多様化・複雑化させ、就学前の子どもを取り巻く環境にも大きく影響を与えています。

平成20年には幼稚園教育要領及び保育所保育指針が改訂され、「ねらいと内容」のすりあわせが行われ、就学前教育の共通基盤が整ったことから、区では幼稚園、保育園、子ども園等の就学前児童の教育・保育施設において職員の相互現場研修等も行いながら連携して教育現場の整備充実に努めています。

区立幼稚園においては、昭和53年度の園数36園、在園児数4,813人をピークにそれ以降は減少の一途をたどり、平成24年度には17園、768人にまで減少しました。園児数の減少により学級編制ができずに休学級や休園となる園が出てきた一方、同じ就学前の子どもを対象とする保育園では待機児童が発生する状況のなか、長時間保育や就学前教育・保育の質の充実など保護者ニーズの多様化に対応するため、保育園・子ども園の開設を進めてきました。

しかし、区立幼稚園に対する期待も高まり平成24年度を底に平成26年度には在園児798人となり、充足率も平成24年度の64.3%から平成26年度には75.5%と回復基調に転じています。また、私立幼稚園在園児についても区内外あわせて年々増加の一途をたどり、平成26年度は21年度に比べ、約14%増の約1,600人となっています。

背景としては、幼稚園が学校教育施設として小学校就学に向けての重要な役割を担っていると再認識されたことや女性の社会進出が一般的になり、幼稚園等に預けながらパート等の就労を希望する保護者が多くなり、幼児教育と子育て支援を両立させる施設としての幼稚園の役割が求められていることなどが考えられます。このことは、子ども・子育て支援新制度の導入に向けてのニーズ調査にも表れており、特に3歳児保育のニーズの高まりや子育て支援としての預かり保育への対応が課題となっています。

こうした現状を踏まえて、区では区立幼稚園のあり方についての検討を実施していますが、3歳児保育のニーズや子育て支援としての預かり保育への対応についても、公私立の幼稚園の役割分担も含めて私立幼稚園と連携を図りながら検討していくなど、幼児教育環境の充実に取り組んでいきます。

（事業計画については、第3章121ページ「幼稚園等（幼稚園、認定こども園（幼稚園機能））」を参照）

【取組みの方向】

◆就学前教育合同研修等の充実

- ・就学に向けた教育・保育の内容の充実を目指し、保育園・子ども園・幼稚園の職員同士の合同研修を実施します。
- ・危機管理や人権研修等、園児の安全面と保護者対応に向けた研修を実施します。また、公開保育参観等、具体的な取組みを通して、保育園・子ども園・幼稚園が、就学前の子どもの成長と発達段階に応じた教育・保育を一体的に行えるよう、就学前教育の充実を図ります。

◆区民ニーズに対応した幼児教育環境の充実

- ・区民ニーズに対応した就学前の子どもに対する幼児教育環境を充実するとともに、施設の選択の幅を広げ、保護者が公立の保育園・子ども園・幼稚園を個々のニーズに応じて選択できる環境づくりを進めていきます。

【主な事業】

※「現況」は表示がない限り平成25年度の実績です。

※＜29年度目標＞とある場合は、他の計画の最終年度に合わせて、29年度までの目標を記載しています。

・表中の網掛けは子ども・子育て支援事業に該当する事業です。現況の《 》にその事業名を記載しています。

事業名	現況※	31年度目標※
◆就学前教育合同研修等の充実 区と教育委員会が研修の内容について協議、協力しながら、年度内に8回実施します。区内の公立保育園・子ども園の保育士・教諭及び区立幼稚園の教諭等を対象に専門分野の外部講師を招聘し、情報交換等の交流をしながら保育の質の向上に向けた研修を行います。	・保育園・子ども園・幼稚園の職員同士の合同研修や交流保育を通じて、それぞれの園がよりよい就学前教育の場となるよう、年間8回実施 理論研修 4回 実技研修 2回 公開保育 2回 ・具体的な保育の取り組みを公開保育参観などで公開し各園のよさを共有	継続して実施していきます。
◆時代の変化に応じた教育環境づくりの推進（区立幼稚園のあり方の見直し） 良好な幼児教育環境を実現するため、区民ニーズを踏まえ、幼稚園教育における公立園の役割と今後担うべき役割について検討を行います。	《幼稚園等（幼稚園、認定こども園（幼稚園機能））》 ・区立幼稚園のあり方について再検討を実施	27年度に「区立幼稚園の見直し方針」を決定し、28年度から同方針を実施します。
◆私立幼稚園預かり保育推進事業 私立幼稚園で実施している預かり保育事業に助成し、預かり保育時間の延長、休業期の実施など子育て支援事業の充実を図ります。	《一時預かり事業》 ・年間延べ利用人数 40,249人	・年間延べ利用人数 90,000人 私立幼稚園協議会と協議し、確保方針について検討していきます。
◆子ども園における預かり保育の充実 教育課程に係る教育時間後に、希望する園児を対象に行う教育活動を、子ども園で実施します。	・子ども園 11園で実施 年間延べ利用人数 5,439人	非定型就労など、保護者のライフスタイルの多様化に対応し、保護者の選択できる保育サービスの充実を図るため、子ども園全園で実施します。

3 放課後の子どもの居場所の充実

① 学童クラブの充実と質の確保

【現状と課題】

(1) 学童クラブの現状と今後のあり方

○学童クラブの現状

区内には、区立学童クラブと区が運営助成をしている民間学童クラブがあります。

区立学童クラブは、児童館・子ども家庭支援センター等に併設又は区立小学校内に開設しています。児童館等では施設の利用児童と、小学校内では放課後子どもひろば利用児童との交流ができ、またそれぞれの行事にも参加できるなど、利用児童間の幅広い交流と活動ができる環境となっています。

利用時間については、保護者からの利用時間延長の希望増に対応し、業務委託化の手法により放課後から午後7時まで利用できる学童クラブを拡大してきており、平成27年4月からは区立全学童クラブで延長を行います。

また、民間学童クラブは、独自の運営の工夫や長時間の預かり、保育園との交流など各々の特徴を活かした運営を行っています。

学童クラブは、保育園利用児数の増大が示すように共働きやひとり親家庭の増加とともに利用児童数は増加傾向にあり、平成26年4月には、区立学童クラブ全体の総定員1,200人に近い登録がありました。また、地域により施設規模や児童数に大きな差があるため、定員を超えて受入れを行っている学童クラブもあります。

平成27年度4月から開始する子ども・子育て支援新制度に併せ、運営基準を条例で定めるとともに、対象を6年生までに拡大しました。

○学童クラブの今後のあり方

今後は子ども・子育て支援新制度を踏まえた育成環境の整備や、保護者の就労形態や各家庭のニーズに合った事業の展開が求められています。

増大し、多様化しているニーズには、新たな整備も視野に入れつつ、放課後子どもひろばの機能拡充により対応していきます。具体的には学童クラブ利用要件のある児童が午後7時まで利用できる時間延長や、帰宅時間の管理・連絡帳等のサービスを付加し、保護機能をもった放課後の居場所づくりを検討していきます。

さらに、子どもの自立度や家庭の状況により、学校休業中だけ利用したいというニーズに対応し、長期休業期間のみ学童クラブを利用できる仕組みも平成27年4月から開始します。

区立学童クラブで需要をカバーできない地区や夜間の学童保育需要に対応している民間学童クラブとも連携しながら、利用するすべての児童が心身ともに健やかに成長できる場となるよう取り組んでいきます。

(事業計画については、第3章124ページ「放課後児童健全育成事業(学童クラブ)」を参照)

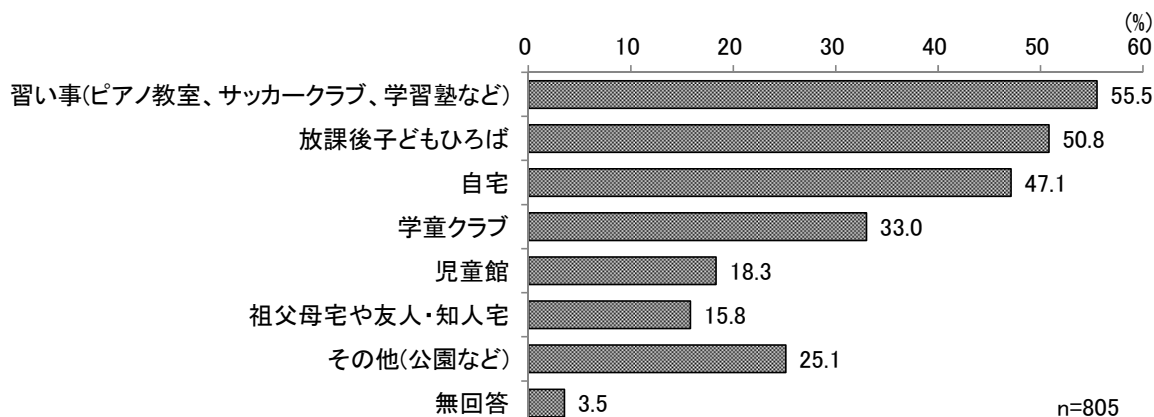


調査の結果では・・・

小学校低学年（1年生～3年生）の放課後に過ごさせたい場所（小学生保護者）

子どもが小学校低学年（1年生～3年生）の時、放課後に過ごさせたい場所を小学生保護者に尋ねたところ、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が最も多く、55.5%となっています。

図表 II-11 小学校低学年（1年生～3年生）の放課後に過ごさせたい場所（小学生保護者）



出典：新宿区「次世代育成支援に関する調査（小学生保護者）」平成25年度

【取組みの方向】

◆学童クラブ事業の質の向上

- すべての学童クラブで利用時間の延長を行うとともに、民間のノウハウを活かしたプログラムの充実を図ります。
- 利用者要望の把握及び学童クラブ主任会議等を通じた課題検討や情報共有を行い、事業の質の向上を図っていきます。
- 区は巡回等により運営状況を継続的に確認していきます。

◆利用対象等の拡充

- 利用対象を6年生まで拡大します。
- 今後も需要増が見込まれる地域については、学童クラブ定員の拡充を検討していきます。
- 利用方法は、従来の「定期利用」に加え、長期休業中のみ利用できる仕組みを開始します。
- 放課後子どもひろばの機能の拡充をしていきます。

【主な事業】

※「現況」は表示がない限り平成25年度の実績です。

※＜29年度目標＞とある場合は、他の計画の最終年度に合わせて、29年度までの目標を記載しています。

・表中の網掛けは子ども・子育て支援事業に該当する事業です。現況の＜ ＞にその事業名を記載しています。

事業名	現況*	31年度目標*
◆学童クラブの充実 通常時の平日午後6時以降や小学校の長期休業中の午前9時以前の保育需要に応えるため、区立学童クラブ全所で児童指導業務委託を導入し、延長利用を実施します。	＜放課後児童健全育成事業（学童クラブ）＞ 26年4月1日現在定員 ・学童クラブ定員 1,356人	・学童クラブ定員 1,465人
◆各種研修の充実 日常活動のスキルアップにつながる研修（児童館実技研修）、配慮が必要な児童への対応（障害児研修）、保護者対応の研修等を実施します。 その他、他館の学童クラブの運営を体験する（体験研修）も行います。	・児童館実務研修 4回 ・ソーシャルワーク研修 8回 ・児童館体験研修（児童館行事）1回 ・児童館体験研修（幼児サークル、学童クラブ運営）1回	継続して実施していきます。
◆巡回指導（障害児）＜学童クラブ＞ 年間2回以上、専門家よりアドバイスをもらう巡回指導を行い、日常活動に活かします。	・学童クラブにおける巡回指導 在籍児1人につき年2回	学童クラブにおける巡回指導を、個別の児童の状況に応じて、引き続き実施していきます。

3 放課後の子どもの居場所の充実

② 児童館・放課後子どもひろば等の充実

【現状と課題】

(1) 児童館等の充実

区には、子どもの健全育成と乳幼児を持つ家庭への子育て支援を行うための拠点として、15か所の児童館と、児童館機能も併せ持つ子ども家庭支援センター（4か所）、子ども総合センター（1か所）があります。児童館を利用する子どものほとんどは幼児や小学生ですが、中高生も利用しています。

しかし、児童館の広さなど施設上の制約もあり、中高生が過ごしづらい現状があります。そこで、子ども家庭支援センターや子ども総合センターには、中高生専用スペースを設け、中高生の居場所づくりを進めてきました。

児童館は、子どもをめぐる社会環境や家庭状況の変化に伴い、子どもの遊びの場所にとどまらず、子育て支援や地域との交流の場としての役割がますます重要になっています。このため、関係機関と連携して子育て支援を行うことができる職員の育成により、育児不安に悩む家庭への支援や児童の健全育成などを行う施設として充実させていく必要があります。

また、民間ならではのアイデア、柔軟な人員配置など民間活力を活かした運営を行うために、平成26年度までに11か所の児童館に指定管理者制度を導入しました。これまで積み上げてきた区の児童館運営のノウハウを絶やすことなく民間事業者へも継承していく必要があります。

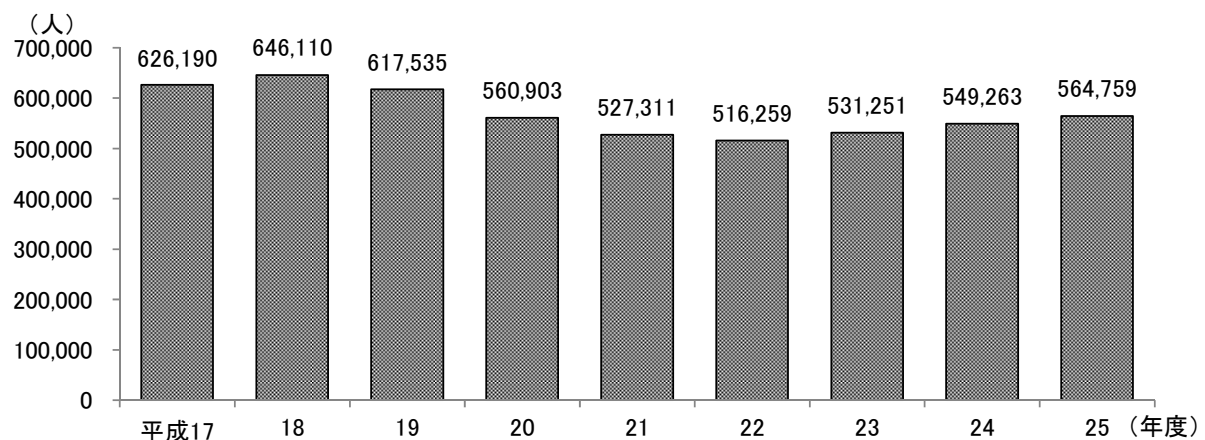


データでみると・・・

児童館の利用人数の推移

児童館の利用人員（年間延べ）は平成18年度の646,110人をピークにしばらくは減少し、平成22年度に516,259人となりました。平成23年度以降は増加傾向にあり、平成25年度は564,759人となっています。

図表 II-12 児童館の利用人数の推移



出典：新宿区「新宿区の概況」

(2) 放課後子どもひろばと児童館・学童クラブの連携

放課後子どもひろばは、学校施設を活用して子ども家庭部と教育委員会が連携、協力しながら、行っている事業です。子どもたちが自由に集い、遊び、考え、子ども同士の交流ができる安全・安心な遊びと学びの場として、平成19年度から整備を始め、平成23年度には全29か所の区立小学校で実施しています。また、平成26年度からは、新宿養護学校でも開始しました。

放課後子どもひろばと児童館は、自由な子どもの居場所としての共通点が多く、様々な連携を行っています。1学期に1回程度実施する各放課後子どもひろば連絡会※24に児童館職員、学童クラブ職員が参加することにより、子どもの居場所や指導方法についての情報の共有を図っています。

学校内に学童クラブがある小学校では、両事業を同一の事業者へ委託し、放課後子どもひろば参加児童と学童クラブ児童と一緒に参加できるプログラムを行っています。学校内に学童クラブがない小学校でも、より一層交流できる環境を整備していくことが必要です。

より良い子どもの居場所としていくために、児童館職員と放課後子どもひろばのスタッフが、児童健全育成に関する知識と経験を共有しながら連携していくことが課題です。

また、放課後の居場所として、放課後子どもひろばを利用している児童には、保護者の就労等により継続的に適切な保護が受けられない児童も数多くいます。学童クラブ需要の高まりへの対応を含め、多様なニーズを受け止められる場として、放課後子どもひろばをどのように整備していくかが課題です。

(3) 障害のある子どもの放課後支援の充実

障害のある子どもの放課後活動の支援としては、「放課後等デイサービス事業」と「障害児等タイムケア事業」の2つの事業があります。

「放課後等デイサービス事業」は、放課後や学校の長期休業中の学齢期の子どもを受け入れ、生活能力の向上や交流の機会を提供しています。区内には多様な設置主体により7か所が事業運営しています。「障害児等タイムケア事業」は子ども総合センター3階に「まいペーす」※25を開設し、肢体不自由児5名を含め、1日30人を受け入れています。

今後も、就学している障害のある子どもが安心して過ごせる放課後等の居場所を充実させていく必要があります。

【取組みの方向】

◆特色ある児童館等の運営

- ・地域特性や利用実態を考慮し、利用者や地域の意見を反映した運営を進め、地域の子どもの健全育成や子育て支援の拠点としていきます。
- ・直営児童館等と指定管理児童館との連携により各施設の特色を活かしたサービスの充実を図ります。

◆中高生への支援の充実

- ・児童館等での中高生タイムの実施や子ども家庭支援センター等の中高生専用スペースの利用のルール作りを自ら行う取組みなどにより、中高生への支援の充実を図っていきます。

※24 放課後子どもひろば連絡会…管理責任者、小学校等代表、PTA代表、地域関係者で組織しており、各校放課後子どもひろばの事業内容などを検討する他、連絡調整を行う会です。

※25 まいペーす…社会福祉法人新宿あした会が障害児等タイムケア事業を実施するスペースの名称です。

◆放課後子どもひろばの充実

- ・児童館や学童クラブとの連携による内容の充実を図ります。一人ひとりの児童に合った居場所を提供するため、放課後子どもひろば運営委員会で協議し、放課後子どもひろばの時間延長等、事業の拡充を行います。
- ・児童館内学童クラブ利用児童も、放課後子どもひろばのプログラムにより一層参加しやすくなるよう、連携を深めていきます。

◆障害のある子どもの放課後支援の充実

- ・就学している障害のある子どもを対象に、安心して過ごせる場を充実させていきます。
- ・保護者のレスパイト※²⁶や就労への支援のみならず、障害のある子どもの社会性の習得や友人関係の構築を支援していきます。

【主な事業】

※「現況」は表示がない限り平成25年度の実績です。

*＜29年度目標＞とある場合は、他の計画の最終年度に合わせて、29年度までの目標を記載しています。

事業名	現況※	31年度目標*
◆児童館における指定管理者制度の活用 児童館に併設されていることぶき館の機能転換の機会や地域バランスを考慮の上、児童館への指定管理者制度導入をしています。 なお、子ども家庭支援センターは区の直営とします。	＜26年度実績＞ ・指定管理者制度導入 11 館	＜29年度目標＞ 指定管理者制度導入 12 館
◆中高生にとっての魅力ある居場所づくり 児童館等での中高生タイムの実施や、子ども家庭支援センター施設を有効活用し、中高生の居場所を拡充します。	・中高生スペース(子ども家庭支援センター等) 4 館 ・児童館等での中高生タイム実施館 3 館 ・中高生対象事業実施館 9 館	中高生支援の事業等の拡充を図ります。
◆放課後子どもひろばの拡充 余裕教室等学校施設を活用して、放課後に子どもたちが自由に集い、遊び、考え、子ども同士が交流できる遊びと学びの場として、「放課後子どもひろば」を小学校で実施しています。	・区立小学校全校及び新宿養護学校で実施	ひろばの時間延長や、地域ニーズに合った事業の拡充を図ります。
◆学童クラブと、放課後子どもひろばの一体的運営 放課後子ども総合プランに基づき両事業の一体的な運営または連携による事業実施を行います。	・区内 8 小学校で一体的運営を実施	区内 10 校で一体運営を実施する他、19 校で事業連携を図ります。
◆児童福祉法に基づく放課後等サービス 心身に障害のある、就学している子どもに、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流を進める支援を継続的にを行います。区内では 7 か所で実施しています。	・利用者 63 人/月 ・利用日数 4.7 日/月	＜29年度目標＞ ・利用者 79 人/月 ・利用日数 10 日/月
◆障害児等タイムケア事業 小学校・中学校・高校生の障害児について、放課後・土曜日及び夏休み等の学校長期休業中の居場所を提供します。	・延べ利用者 892 人/年 ・利用日数 6,864 日/年	＜29年度目標＞ ・延べ利用者 895 人/年 ・延べ利用日数 6,870 日/年

※26 レスパイト・・・一時休息のこと。短期入所等で子どもを一時的に預かることで、保護者の負担を軽減します。

4 特に配慮が必要な子どもと家族のために

【現状と課題】

保育園、子ども園、幼稚園などの就学前施設や、学童クラブや放課後子どもひろば等では、障害児等の健やかな成長と安全な環境を保障するため、人的配置や施設整備に配慮をしています。

障害の有無にかかわらず、すべての子どもが地域で共に成長することができるように支援するとともに、子どもの特性に合った支援を提供できる環境の整備が大切です。

乳幼児期から学齢期、高校卒業後までの継続した切れ目のない相談や支援体制の整備を進めるとともに、相談件数の増加や多様化しているニーズに適切に対応していく必要があります。

(1) 特に配慮が必要な子どもへの教育・保育

区では昭和48年度より先進的に区立保育園で障害児を受け入れ、「ともに育つ保育」を行ってきました。平成13年度には区立保育園全園で受入れを開始し、平成20年度には、すべての区立、私立の認可園で体制を整え、障害の有無にかかわらず、子どもが一緒に育ち合う保育をしています。

このように、就学前施設では障害児保育を実施していますが、今後も教育・保育の向上に努めていく必要があります。

(2) 学童クラブにおける特に配慮を要する子どもへの支援

学童クラブでは、平成7年度に「新宿区学童クラブ障害児等利用要綱」を整備し、障害児等の受入れを行うとともに、平成19年度から、障害児や発達状況から見て特別な配慮を要する子どもが在籍している学童クラブを対象に巡回指導を実施しています。障害児等に関する専門的な知識・経験を有する者からの指導により、担当職員が適切な支援を行えるようスキルアップを図り、学童クラブにおける障害児等の健全育成に努めています。これらの取り組みは引き続き実施していきます。

また、学童クラブは、障害児等の就学後の放課後支援の場として、今後も大切な役割を担っていきます。

(3) 新宿区障害者計画・障害福祉計画との連携

平成25年度に区が実施した「区民の生活のニーズに関する調査（新宿区障害者生活実態調査）」の結果から、子育てに関し「障害等の早期発見・早期支援」「乳幼児期の子育てに関する相談の充実」「乳幼児期の支援体制の充実」「学齢期の支援体制の充実」「療育・教育・保育・福祉施策の連携」「放課後支援等の日中活動の充実」「障害等のある子どもへの専門相談」等の施策の推進・充実が求められていることがわかりました。

区はこれらの調査結果を踏まえ、平成27年3月に「新宿区障害者計画・第4期新宿区障害福祉計画」を策定します。障害者計画では、「ライフステージに応じた成長と自立への支援」を基本目標の一つに掲げ、さらに「障害等早期発見と成長・発達への支援」「多様な就労支援」「社会活動の支援」を個別目標としています。特に配慮が必要な子どもと家庭に対して、乳幼児期はもとより、青年・壮年期まで含めた切れ目のない支援を進めていくことが大切です。

第4期障害福祉計画においては、障害のある子どもに対する障害福祉サービス、地域生活支援事業及び障害児通所支援事業について、サービス必要見込量など具体的な数値目標を定めています。

障害のある子どもを持つ家庭の負担は大きく、子どもだけでなく保護者を心身ともにサポートする体制が欠かせません。障害のある子どもと家庭を支援するため、関係各課や関係機関がより実効性のある連携を取っていく必要があります。

○障害のある子どもと家族のためのサービス

障害のある子どもに対する障害者福祉の制度には、補装具、日常生活用具、住宅改修等のハード面の給付と、ヘルパーや通所療育等のソフト面の福祉サービスがあります。一人ひとりの障害や生活の状況に合わせ、子どもの発達を支援していく必要があります。

障害のある子どもを育てている家族の急病時や休養に対応できるように、区立障害者施設等で「短期入所」や「日中一時支援事業(日中ショート)」を実施しています。また、居宅においてヘルパーが入浴や排せつの介助を行う「居宅介護」や、外出時の支援である「移動支援」、発達段階に応じた療育を行う「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」の事業所も区内にあります。これらのサービスを利用するには、「サービス等利用計画」や「障害児支援利用計画」を作成するか、家族自身が「セルフプラン」を作成する必要があります。

子どもと家族等が、利用計画作成の支援を受け、適切なサービスを利用できるようにすることが必要です。

○言語の獲得とコミュニケーション能力の向上

子どもは成長段階において、音声情報を取得することで音声言語を獲得し、また他者とのコミュニケーションを学習していきます。難聴の子どもが音声言語を獲得し、コミュニケーション能力を向上させるためには、適切な時期に適切な支援を受ける必要があります。

○医療依存度の高い子どもへの支援

医療依存度の高い重症心身障害児や難病児等にとって、訪問診療や訪問看護、在宅療養機器の手配等、在宅における支援体制が整うことにより、はじめて子どもやその保護者家族も安心して在宅生活を送ることができるようになります。

子どもの状況に応じた専門的ケアや多様なニーズに対応するため、医療、保健、教育・保育、福祉等の多領域にまたがる支援の仕組みを検討する必要があります。

○障害のある保護者への育児支援

障害者が育児を行う場合に、障害の特性や程度によって、保育園等への送迎や連絡帳の記入、子どもの食事の世話等について、支援を受けながら行う必要もあります。

○文化・スポーツ等への参加の促進

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を好機と捉え、障害者がそれぞれの障害種類、程度や意向に合わせ、身近な地域でスポーツが楽しめることができるよう、区では、新宿未来創造財団等を通じて、生涯学習・スポーツ等の関係団体や障害者団体等と連携・協力を一層強め、文化・スポーツ活動の機会を提供します。また、各種講座やスポーツ教室、講演会等の周知を通じて障害者スポーツ振興を図ります。

【取組みの方向】

◆特別な配慮の必要な子どもへの教育・保育

- ・就学前施設では、巡回相談や障害に関する研修などにより、保育者、教員の資質を高め、子どもの育ちを心身両面から支えるきめ細かい教育・保育を行っていきます。
- ・学童クラブにおいても、引き続き巡回指導や研修等により、学童クラブ職員のスキルアップを図り、障害児等の健全育成に努めていきます。

◆障害のある子どもへの支援

- ・補装具等の福祉用具の給付を受け、住宅設備を改善することにより、日常生活を容易にし、利便性を向上することができます。補装具、日常生活用具、住宅設備改善は、障害や生活の状況に応じて適切な給付が受けられるように区が相談を受け、支給決定を行います。
- ・言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、障害者福祉の制度の対象外となる中等度の難聴の子どもに対しても補聴器の購入費用の一部を助成します。
- ・重症心身障害児については、年齢（月齢）が低いために障害者手帳の診断を受けられない子どもに対しても、医師意見書等で子どもの心身の状態を確認し、日常生活用具（在宅療養機器）の給付の決定や福祉サービスの支給決定を行います。

◆障害のある子どものサービス利用の支援

- ・障害のある子とその家族が必要なサービスを上手に組み合わせて、計画的に利用することができるよう、「サービス等利用計画」や「障害児支援利用計画」の作成を子ども総合センター、基幹相談支援センター（障害者福祉課）の区直営施設（2か所）、民間事業所（3か所）の相談支援事業所で支援します。

◆障害のある保護者への育児支援

- ・障害者が育児を行う際に支援を必要とする場合、居宅介護や重度訪問介護といった障害福祉サービスの支給決定を受けて、ホームヘルパーによって子どもの保育園等への送迎や連絡帳の記入、子どもの食事の世話等の育児支援をしてもらうことができます。

【主な事業】

※「現況」は表示がない限り平成25年度の実績です。

*＜29年度目標＞とある場合は、他の計画の最終年度に合わせて、29年度までの目標を記載しています。

事業名	現況※	31年度目標*
◆保育園等における障害児保育 保育園や子ども園で中軽度で集団保育が可能な障害児を保育します。また、障害児を持つ保護者に対する支援を進めます。	・区立、私立保育園・子ども園 38 か所 利用者 25 人 非常勤 25 人	継続して実施していきます。
◆幼稚園における障害児保育 幼稚園で集団保育が可能な障害児を保育します。安全の確保と教育的効果の向上を図るため、必要に応じて介護員を配置します。	・区立幼稚園 10 園 利用者 44 人 介護員 36 人	継続して実施していきます。
◆学童クラブにおける障害児保育 学童クラブで集団生活が可能な障害児等の利用を受け入れ、適切な指導や必要な支援を行います。	・障害児対応 1 対 1 又は 2 対 1 の加配職員の配置 ・障害児研修 2 回	継続して実施していきます。
◆補装具費の支給 障害のある子どもの保護者に対し、補装具の購入・修理費用について支給します。	・補装具の購入(18 歳未満) 84 件/年	継続して実施していきます。
◆日常生活用具の給付 介護訓練、自立生活、在宅療養、情報・意思疎通、排泄管理という 5 種類があり、在宅の障害児者に給付します。	・障害児者合わせて 4,279 件/年	＜29 年度目標＞ 障害児者合わせて 5,196 件/年
◆住宅設備改善 在宅の重度の障害児者の住宅設備を事前の申請により改善します。	・障害児者合わせて 15 件/年	＜29 年度目標＞ 障害児者合わせて 20 件/年
◆中等度難聴児発達支援事業 障害者福祉制度対象外の中等度難聴児に対し、言語の習得を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。	1 人 1 台(片耳)	＜27 年度末時点目標＞ 3 人 6 台(両耳)
◆障害者のための居宅介護(ホームヘルプサービス) 障害のある子どもに対して、自宅での入浴や排泄、食事等の介助、調理や掃除等の家事援助、通院等介助を行います。障害のある保護者が、育児に支援を必要とする場合、支援の対象になることがあります。	障害児者合わせて ・利用者 506 人/月 ・利用時間 12176 時間/月	＜29 年度目標＞ 障害児者合わせて ・利用者 506 人/月 ・利用時間 12,275 時間/月
◆障害児者のための短期入所(ショートステイ) 家族が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。小学生以上の子どもは新宿生活実習所、中学生以上はあゆみの家で受け入れます。重症心身障害児者は区外の医療機関併設の専門施設で対応します。	障害児者合わせて ・利用者 80 人/月 ・利用日数 6 日/月	＜29 年度目標＞ 障害児者合わせて ・利用者 91 人/月 ・利用時間 7 日/月

5 ひとり親家庭への支援

【現状と課題】

(1) ひとり親家庭支援施策の現状

平成23年全国母子世帯等調査によると、ひとり親家庭の平均所得は一般子育て世帯の約4割となっています。また、ひとり親家庭の母の約8割、父の約9割は就労していますが、非正規の割合は母で約5割、父で約1割となっており、社会的な非正規雇用が増加する中、ひとり親家庭では子育てと生計を一人で担う不利な状況を抱え、経済的に厳しい状況が続いています。

このような状況下、区では、国に先駆けて児童扶養手当と同水準の手当として「新宿区父子家庭手当」を平成22年1月に創設しました。その後、国が児童扶養手当の対象を父子家庭に拡大したため、「新宿区父子家庭手当」は平成22年7月分をもって廃止しました。

国では、ひとり親家庭への経済的支援策に位置づけられている児童扶養手当について、平成22年8月以降、支給対象に父子家庭を加え、施策の拡充を図ってきました。

また、父子家庭への福祉を充実するため、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と法律名を改称し、平成26年10月1日から施行しています。さらに、従来の母子自立支援員を母子・父子自立支援員と改称し、自立促進計画の規定に父子家庭を追加する等の改正をしてきました。

このほか、児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しや、ひとり親家庭の経済的な自立生活を促す就業支援策の高等職業訓練促進給付金等の法定化及び非課税化が実施される等、実効性のある支援施策の強化が図られています。

(2) ひとり親家庭に関する相談などの支援

区では、母子・父子自立支援員^{※27}、自立支援プログラム策定員^{※28}及び家庭相談員^{※29}を配置し、父子家庭を含むひとり親家庭への総合的な相談窓口を設けています。

ひとり親家庭の抱える課題は、生活費や子どもの学費、養育費等の経済的な問題、子育ての悩みや住まいの確保等様々です。相談窓口では、貸付金の相談や母子生活支援施設への入所、公営住宅募集の情報提供などの支援を中心に、ひとり親家庭の経済的な自立への意欲にも資するよう、各家庭の状況に応じた継続的、計画的な寄り添い型の対応を行っています。

中でも平成19年度から開始した「自立支援プログラム策定員」による就労相談では、各家庭の状況に応じた自立支援計画の策定を行い、着実に成果を挙げています。

今後のひとり親家庭への支援に関しては、将来にわたる生活の安定のためにも、ハローワーク、マザーズハローワークや子ども総合センター等の関係機関との連携を深め、支援の質・量を充実して、継続していく必要があります。

また、従来から実施している生活保護制度による各種支援策のほか、福祉、保健、雇用、教育、住宅、法務などの多様な分野について、関係部署との協力や連携を拡げ、併せて、各種支援施策の利用について、さらなる周知を図っていくことが課題です。

※27 母子・父子自立支援員…ひとり親家庭の相談に応じ、自立に必要な情報提供を行います。

※28 自立支援プログラム策定員…ひとり親が安定した収入を得て、自立するための就労相談等を行います。

※29 家庭相談員…家庭生活の人間関係全般に関する相談を行います。

【取組みの方向】

◆自立に向けた支援体制の強化

- ・就労による自立のために必要な生活基盤を築くため、家事・育児などの生活支援も行いつつ、より良い就労に向けた能力開発の支援を行っていきます。
- ・引き続き就労支援に力を入れるとともに、就労後も個別の事情に応じて相談や情報提供を行うなど、就労継続のための取組みを行っていきます。

◆ひとり親家庭への支援策の継続

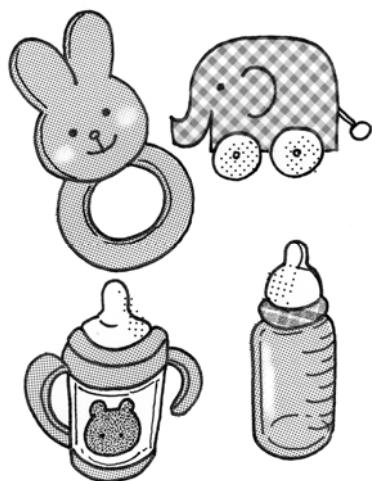
- ・父子家庭を含めたひとり親家庭共通の課題である経済的基盤の安定のため、これまでと同様の支援を継続し、自立に向けた取組みを進めていきます。

【主な事業】

※「現況」は表示がない限り平成25年度の実績です。

*＜29年度目標＞とある場合は、他の計画の最終年度に合わせて、29年度までの目標を記載しています。

事業名	現況※	31年度目標*
◆自立支援促進事業（ひとり親家庭福祉） ひとり親家庭に対して、きめ細かな就労支援を展開するため、自立支援プログラム策定員を配置し、個々の状況に応じて自立支援計画を策定し、就労を支援します。	・相談者数 125人 ・自立支援プログラム策定者数 63人 ・相談延べ件数 2,325件 ・支援結果：就労 61人 職業訓練学校入校 3人 生活保護者等就労支援事業利用 35人	＜29年度目標＞ ・相談者数 210人 ・自立支援プログラム策定者数 66人 ・相談延べ件数 2,270件 ・就労 70人
◆母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業 就職に有利となり生活の安定に資する国家資格等の取得に係る養成訓練（2年以上）において、受講期間のうち一定期間について高等職業訓練促進給付金を支給します。	・高等職業訓練促進給付金等事業 11人	＜29年度目標＞ ・高等職業訓練促進給付金等事業 8人
◆ひとり親家庭への家事援助者雇用費助成 義務教育修了前（中学生の場合はひとり親になって6か月以内の家庭）の児童を扶養しているひとり親家庭の親又は子どもが一時的な疾病などにより日常生活に支障をきたしたとき、家事援助者を雇う費用を助成します。	・助成世帯数 88世帯 ・助成延べ日数 343日	＜29年度目標＞ ・助成世帯数 100世帯 ・助成延べ日数 600日



6 外国につながるのある家庭、子どものために

【現状と課題】

(1) 外国につながるのある家庭と子どもたち

区の6歳から14歳の学齢期の子ども的人口は平成26年4月1日現在15,177人で、そのうち外国籍の人口は1,451人、約10%であり、区の人口に占める外国人住民の割合とほぼ同じとなっています。

一方、区立の小中学校に在籍する児童生徒は10,986人で、そのうち外国籍児童生徒は494人、約4.5%となっています※30。

区が平成23年度に行った「外国にルーツを持つ子どもの実態調査」では、「教科学習の強化の観点から、各学校の実態に応じた日本語指導体制」「日本語を習得していない保護者への十分なケア」「トータルな生活支援の一環として、住まいに関する情報提供」「保護者向けの施策や取り組みに対する認知度の向上」「不就学児童の通学支援に向けた対応」が課題として挙げられました。

さらに、第1期 新宿区多文化共生まちづくり会議（平成24年9月から平成26年8月）では、日本語指導の充実、外国人の保護者が子育てや地域で孤立しないための家庭へのサポート、地域での連携強化とともに、子どもが教育を受ける機会を逸しないための取り組みの必要性が指摘されています。

(2) 外国籍等の子どもや保護者への支援

区の全人口に占める外国人の人口が1割を超える中、日本語の理解が難しく、地域や学校での生活に不安を感じている幼児・児童・生徒及び保護者は少なくありません。

このような状況で、外国籍等の子どもや保護者が生活に不自由を感じないように、多言語による情報提供・相談体制の充実を図るとともに、子どもたちの学ぶ権利を保障していく必要があります。

学校や教育センターでは、外国等から編（転）入学した幼児・児童・生徒が日本の学校生活に円滑に適應できるよう、「日本語サポート指導」を実施しています。ここ数年、児童・生徒の日本語習得状況に応じた弾力的な指導時間の延長、日本語習得の程度に応じた指導の取り組みなど、日本語サポート指導の充実に努めてきました。平成25年度には大久保小学校に加え、新宿中学校に日本語学級を設置し、中学生の指導の充実に取り組んでいます。

保育園、子ども園、幼稚園においても、言葉や生活習慣の違いから生じる課題を克服し、子どもがのびのびと過ごせるよう、母国語による日本語サポートや日本語能力習得を進めるための言語支援を実施しています。

今後は、生活への適應や教科学習につながる日本語指導の実践により、児童・生徒等一人ひとりの実態に応じた学習環境の充実をより一層図っていくとともに、保護者と学校との間のコミュニケーション支援など、保護者へ適切な情報提供を行っていく必要があります。

※30 外国籍児童生徒は約4.5%・・・学校基本調査の結果です。

【取組みの方向】

◆外国につながるのある家庭と子どもたちへのサポート

- ・外国人が地域での生活に不自由を感じないように、多言語での生活情報の提供や日本語の習得につながる支援を続けていきます。
- ・外国人の保護者への啓発や相談体制の充実により、子どもの教育に対する意識を高め、子どもたちの学ぶ権利を保障していきます。

◆日本語のサポートが必要な子どもと家庭への支援の充実

- ・学校・幼稚園や教育センターでの日本語サポート指導や、保育園、子ども園での母国語による日本語サポート及び言語支援を引き続き実施していきます。
- ・学校において、外国等から区立学校に編（転）入学した児童・生徒一人ひとりの実態に応じた日本語及び学校生活への適応指導の充実を図り、児童・生徒が学習を着実に積み重ね、日本語の定着を図ることができるよう支援していきます。
- ・外国籍等の子どもや保護者への支援のため、引き続き、保護者会・面談等への通訳派遣や学校文書の翻訳、母国語による連絡や調整等を実施し、円滑なコミュニケーションを図っていきます。

【主な事業】

※「現況」は表示がない限り平成25年度の実績です。

*＜29年度目標＞とある場合は、他の計画の最終年度に合わせて、29年度までの目標を記載しています。

事業名	現況※	31年度目標*
◆外国にルーツを持つ子どものサポート 外国にルーツを持つ子どもの日本語学習・教科学習を支援するための日本語教室を運営するほか、子どもたちが学校や地域で健やかに成長するため、庁内連携して具体的な施策を検討し、サポート事業を実施していきます。	・子ども日本語教室の運営 2か所 3教室	継続して実施していきます。
◆日本語学習への支援 外国人の子どもは日本語が十分でないため教科学習が遅れがちな場合があります。夏休み、春休みの日本語教室や親と子の日本語教室等の学習支援を実施します。	・親子日本語教室(通年) ・春休み・夏休み子ども日本語教室	外国人の子どもや親子に対して継続的な支援を図っていきます。
◆外国語版生活情報紙の発行 外国人向けに8種類の目的別の生活ガイドを作成、配布し、毎年掲載情報の更新を行います。	・4か国語 57,600部	継続して、外国人区民に必要な情報を精査し、提供していきます。
◆保育園児等への日本語サポート 外国等から転入した入所児童で、日本語のサポートが必要な4、5歳児を対象に日本語指導を行います。また、日本語によるコミュニケーションが困難な保護者との面談や保護者会に通訳者を派遣します。	・園児への日本語サポート 4か所 9人 ・保護者への通訳サポート 2か所 6人	利用園児数等に応じて、継続して実施していきます。
◆日本語サポート指導 区立学校に編入した外国籍等の児童・生徒などが日本語の授業を理解できるように、日本語適応指導員による日本語サポート指導を行います。教育センター又は分室における通所指導とともに、必要に応じて学校へ日本語適応指導員を派遣して、取り出し指導を行います。さらに、希望者には放課後に日本語学習支援員を派遣し、日本語や教科の学習を支援します。	・教育センター又は分室における通所指導 25人 ・日本語適応指導員の学校への派遣による取り出し指導 92人 ・日本語学習支援員を派遣した放課後の教科学習支援 94人 ・日本語検定実施 57人	継続して実施していきます。
◆日本語学級の運営 日本語の習得が十分でない外国籍等の子どもに対する学習言語としての日本語指導を目的として、大久保小学校と新宿中学校に日本語学級を設置し運営しています。中学校日本語学級には「センター的機能」を位置づけ、指導方法や進路等に関する情報提供などにより区内の他の学校の取り組みを支援しています。	・小学校 1校 2学級 ・中学校 1校 1学級	継続して実施していきます。

目標4 安心できる子育て環境をつくります

1 みんなで子どもの育ち・子育てを支えあえる環境づくり

【現状と課題】

(1) 子育て支援活動の輪をさらに広げる環境づくり

区内では多くの子育て支援関連団体が活動しており、年々その活動が充実し、団体同士の輪も広がってきています。

区では、区内で子育てに関する活動を行っている地域団体等の取組み発表や交流、情報交換の場として「新宿子育てメッセ実行委員会」※31を設置しています。新宿子育てメッセでは、各団体の特色を活かした催しが毎年実施され、出展団体数は、平成22年度の19団体から、平成26年度には41団体に増えました。

また、平成16年に、住民主体による区立北山伏保育園の跡地活用モデル事業として始まった「ゆったりーの」は、地域の子育て中の親子が利用しやすい場となるよう、様々な企画や利用の仕組みを生み出し、より地域に根差した存在として活動を続けています。

この他にも、委嘱委員である新宿区青少年活動推進委員の活動への支援や、地域の青少年育成活動への補助、事業委託など様々な形態での支援を行っています。活動意向のある人たちが気軽に子育て支援活動に参加できる機会を増やすことや、多様な形態による活動展開への支援により、子育てを支えあえる環境づくりを、さらに広げていくことが求められます。

(2) 世代を超えて交流できる環境づくりの推進

区の世帯の状況を家族類型別にみると、単独世帯の割合が高く、平成22年の国勢調査では、区の一般世帯の約60%が単独世帯となっています。また、核家族世帯は一般世帯数の30%を占めるのに対し、三世帯家族は約1%にとどまっています。

子どもの成長過程において、親世代だけでなく、幅広い年齢の大人と交流することは、多様な価値観に触れ、広い視野や豊かな心を育む上で大切です。また、親世代や祖父母世代にとっても、多世代間の交流は、互いの能力や経験を活かして支えあう大切な機会となります。しかし、現代の世帯形態を考えると、家庭内での世代間交流が取りづらくなっています。

そこで、平成21年度から「落合三世帯交流サロン」を開設し、幅広い年代の区民が主体的に参加し、世代を超えた多様な人間関係の中で、それぞれの役割を担いあい、集い、交流できる場を提供しています。区民で構成する「落合三世帯交流を育てる会」に事業運営を委託し、地域の実情・要望に応じたプロジェクトやイベント等を実施し、地域コミュニティの拠点となっています。また、子育ての援助を行いたい方と子育ての援助を受けたい方が支えあう「ファミリーサポート事業」も、幅広い世代が交流のするひとつの機会となっています。

今後、子育て支援施策だけではなく、区の施策全体を通じて、幅広い世代が出会い、交流し、支えあえるような場と機会を増やしていく取組みが必要です。

※31 新宿子育てメッセ実行委員会…平成24年1月に「新宿区地域家庭活動推進協議会」から「新宿子育てメッセ実行委員会」に名称変更しました。

【取組みの方向】

◆子育てを支援する団体・人との出会いと活動への支援

- ・「新宿子育てメッセ」等の機会を通じて、子育て団体や区内の社会貢献活動団体のネットワークづくりや、活動意向がある人や団体が出会う機会を増やし、既存の活動支援とあわせて、新たな活動の展開を支援していきます。

◆NPOをはじめ地域を支える社会活動団体のネットワークの拡充

- ・子育て支援者の養成、子育て団体も含む区内の社会貢献活動団体のネットワークづくりや団体の相互支援等の活動拠点を設置し、運営を支援していきます。

◆世代間交流の機会の拡充

- ・「落合三世代交流サロン」を含む各施策において、さらに幅広い世代が参加し、交流が活性化されるような事業を展開するとともに、区の施策全体を通した多世代交流の機会を活かしていきます。

【主な事業】

※「現況」は表示がない限り平成25年度の実績です。

※＜29年度目標＞とある場合は、他の計画の最終年度に合わせて、29年度までの目標を記載しています。

事業名	現況※	31年度目標※
◆家庭・地域の教育力との連携（子育てメッセ） 区内で子育てに関する活動を行う地域団体の取組み、発表や交流、情報交換の場として「新宿子育てメッセ」を開催します。家庭と地域の教育力向上のため、各地域団体や家庭との連携により子育てを支えあえる環境作りを目指します。	・第4回子育てメッセの開催 約1,500人来場 （於：新宿コズミックセンター地下1階）	団体同士のネットワークづくりや、人や団体が出会う機会を増やし、既存の活動と併せて、新たな活動の展開を支援していきます。
◆北山伏子育て支援協働事業（ゆったりーの） 区の空き施設を利用したNPO等区民グループの自主的な子育て支援事業を実施します。	・利用者数 9,479人 ・相談件数 202件	・利用者数 10,000人 ・相談件数 220件
◆保育園・子ども園地域交流事業 在宅で子育てをしている保護者が在園児や保護者とふれあう場を提供します。 また、ベビーマッサージや食育講座など、子育ての不安感を解消するための講座も開催しています。	・区立保育所 13か所 ・子ども園 12か所	継続して実施していきます。
◆地域の子育て支援力の向上支援 子育て支援に興味のある区民を対象にワークショップを実施し、子育て支援者の拡大を図る子育て支援者養成事業を実施します。	・子育て支援者養成講座受講者 24人 ・受講後活動している人 70%	＜29年度目標＞ ・子育て支援者養成講座受講者 28人 ・受講後活動している人 75%
◆落合三世代交流事業 西落合児童館内に、区民との協働により、幅広い年代の区民が日常的に集い、交流する場として「落合三世代交流サロン」を開設しています。事業運営は区民有志からなる「落合三世代交流を育てる会」に委託しています。	・落合三世代交流サロン利用者総数 15,146人 （プロジェクト利用者含む） ・プロジェクト利用者総数 4,177人	幅広い世代が参加し交流が活性化されるよう事業を展開していきます。

2 子どもの笑顔があふれるまちづくり

【現状と課題】

(1) 子どもと一緒に外出がさらに楽しくなるまちづくり

道路・駅などの交通関連施設や建物における段差の解消、エレベーターの設置など、まちのバリアフリーは着実に進展しています。

しかし、子どもを連れて外出する際には、授乳やおむつ替えスペース等の確保、子どもを連れて行った場合の店舗などの受入体制、店舗などでの買い物の最中に子どもが安心して居られるスペースがあるかなど、独自の悩みや外出のしづらさがあり、まだまだ多くのバリアがあることも事実です。

それに対処するため、子どもと一緒に外出を支援する施設や店舗についての情報を、適切かつ手軽に入手でき、活用できるような環境を整えることも必要です。

今後も、「子育てしやすいまち」の実現に向けて、ハード・ソフト両面で、子どもと一緒に外出がさらに楽しくなるような取組みを進めて行く必要があります。

【取組みの方向】

◆子育てバリアフリーのまちを推進します

- 子どもを連れて外出する際の利便性を高める情報をアプリやウェブで提供するとともに、スマートフォン、タブレット型端末、自宅のパソコンなどから、いつでもどこでも情報を手に入れることができる環境を整備し、外出しやすく子育てしやすいまちを目指します。
- 子どもと一緒に外出時に便利な設備、サービスのある民間の店舗・施設を登録し、子育てを応援する施設であることを明示するステッカーを貼ってもらうことで、まち全体で子どもを連れてた外出を歓迎し、子どもを大切にする風土を醸成していきます。

◆誰もが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすいまちに

- 「ユニバーサルデザイン※32まちづくりガイドライン」を活用して、つかい手、づくり手、行政等がそれぞれの立場でまちづくりの役割を担い、一人ひとりの工夫と協働の取組みを進めることにより、様々な人々の社会参加や自由な都市活動を促進し、誰もが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすい新宿のまちを実現していきます。
- 区民の身近なテーマを取り上げ、当事者参加型ワークショップ※33を活用し、利用者、生活者の視点から、ユニバーサルデザインについて理解を深めます。また、その結果をガイドブックにまとめ、関係者に配布するなど更なるユニバーサルデザインの普及啓発を図ります。

※32 ユニバーサルデザイン・・・年齢や障害の有無にかかわらず、すべての人が使いやすいように工夫された用具・建築物などのデザインのことを指します。

※33 ワークショップ・・・所定の課題についての事前研究の結果を持ち寄って、討議を重ねる形の研修会のことを指します。

【主な事業】

※「現況」は表示がない限り平成25年度の実績です。

*＜29年度目標＞とある場合は、他の計画の最終年度に合わせて、29年度までの目標を記載しています。

事業名	現況※	31年度目標*
◆区有施設における子育てバリアフリーの推進 区有施設における授乳可能なスペース等の情報を区公式ホームページ等で公開するとともに、施設の新築や大規模改修等の際に、乳幼児親子が利用しやすい環境整備を促進します。	・区有施設のバリアフリー情報について、子育て情報ガイド「新宿はっぴー子育てガイド 2013」に掲載するとともに区公式ホームページで公開。	継続して実施していきます。
◆交通バリアフリーの整備促進 交通バリアフリー基本構想に基づき、重点整備地区（高田馬場駅周辺地区・新宿駅周辺地区）の整備促進を図るとともに、重点整備地区以外の鉄道駅についても、エレベーター設置補助等によりバリアフリー化を推進していきます。	・区内鉄道駅 49 駅中 39 駅 エレベーター設置（整備率 79.6%）	・区内全鉄道駅エレベーター設置（工事着手含む）
◆ユニバーサルデザイン・ガイドラインの策定と推進 平成 22 年度に策定したユニバーサルデザインまちづくりガイドラインを普及・啓発し、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めていきます。	・推進会議の開催 3 回 ・テーマごとにワークショップを6回開催し、その成果に基づきガイドブックを作成（2 冊） ・ガイドブックの活用による普及啓発	・推進会議の開催 ・テーマごとにワークショップを開催し、その成果に基づきガイドブックを作成 ・ガイドブックの活用による普及啓発
◆清潔できれいなトイレづくり 既設の公園トイレと公衆トイレを、清潔で誰もが利用しやすく、バリアフリーに配慮したトイレに改築します。	・26 年度末改築済公園・公衆トイレ 計 39 か所	＜27～29 年度目標＞ 改築の公園・公衆トイレ 3 か所（計 42 か所）



3 もっと安全で安心なまちづくり

【現状と課題】

(1) 安全で安心して暮らせるまちづくりの推進

平成26年度警察白書によると、刑法犯に係る13歳未満の子どもの被害件数は、平成16年以降減少傾向にありましたが、平成25年は26,939件となり、前年より1,327件(5.2%)の増加となりました。新宿区に限らず、子どもが犯罪や交通事故を含む不慮の事故・事件に巻き込まれる例は多く、社会全体において子どもの安全に対する関心が高まっています。

そこで、区では「新宿区民の安全・安心の推進に関する条例」に基づき、地域における具体的かつ継続した防犯活動を推進していくことを前提とした重点地区を区内全域に広め、警察等と連携を図りながら区民の活動を支援しています。

また、各町会、自治会、地区協議会、青少年育成委員会、民生委員・児童委員、PTAなどが、学校への登下校時や地域行事等において、声かけ運動、あいさつ運動、見守りパトロール、交通事故防止などの活動を行うことにより、子どもと地域の方々とのコミュニケーションの醸成を図りつつ、地域全体で子どもを守る取組みを実践しています。

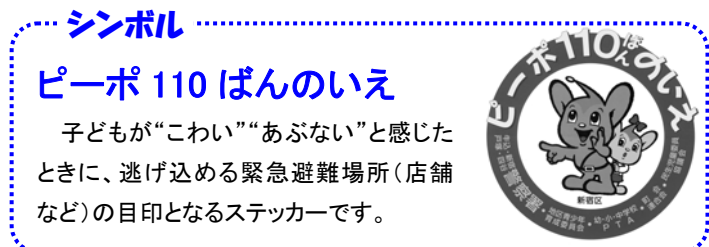
(2) 地域の安全な駆け込み場所・ピーポ110ばんのいえ

区では、区内の警察署と地域団体の協力のもと、地域の中に子どもの緊急避難場所を確保する取組みとして「ピーポ110ばんのいえ」の設置を推進しています。各地域を所管する警察署による現地確認を経て登録した家庭や事業者には、子どもに見えやすい場所に「ピーポ110ばんのいえ」のステッカーを掲示しています。また、万が一、子どもを保護した際に不審者等から人的・物的被害を受けた場合に備え、「新宿区コミュニティ活動補償制度」を導入し、協力する人も安心できる仕組みを整えました。

地域団体が中心となって、子どもと一緒に「ピーポ110ばんのいえ」

の場所を確認しながら地域安全マップを作成するなど、各地域での安全向上に活用する取組みも広がっています。また、各地域で作成したマップが有効なものとなるよう、まちの状況を歩いて再確認しながら、安全・安心情報の正確性を保つ取組みも行われています。これらの活動を通じて「ピーポ110ばんのいえ」への地域の理解が深まり、新たな登録加入が促進されるなどの効果が生まれています。

今後も、子どもや保護者への周知を進め、地域や事業者等への普及啓発に努めながら、「ピーポ110ばんのいえ」設置箇所をさらに増やしていくことが課題です。また、緊急時に有効に活用されるよう、登録した家庭や事業者に配付する「保護マニュアル」の充実を図り、従業員への周知を促すなど、子どもの避難時に、適切な対応ができる体制づくりを整えていくことも重要です。



(3) 携帯電話やインターネットと子どもたち

携帯電話・スマートフォン、パソコン等の情報通信機器や、インターネットが普及し、情報通信環境は、ますます私たちの暮らしに密接なものとなっています。

インターネット、メール、LINE（ライン）※³⁴等の利用においては、長時間利用による生活への影響、誹謗・中傷によるいじめ、個人情報の流出、出会い系サイト等での性的被害や犯罪の発生など、課題も多くあります。

区の調査で、「自分専用の携帯電話やスマートフォンを持っているか」と尋ねたところ、中学生では75.9%が、15歳から17歳までの青少年では89.2%が「持っている」と回答しています。また、「インターネットの利用」については、中学生では89.3%が、青少年では93.5%が「利用している」と回答しており、5年前の調査に比べ、インターネットの利用率、利用時間ともに増えていることがわかりました。

区では、小・中学校での情報モラル教育の実施や、教員対象の情報モラル研修の取組みを行っていますが、今後も様々な機関が連携して、フィルタリング※³⁵の普及を図るとともに、スマートフォン等やインターネットの利用に関する家庭でのルールづくりの推進など、子どもや保護者に対する啓発活動を推進していく必要があります。

(4) 安全・安心情報の発信

子どもを取り巻く環境は、社会情勢とともに大きく変化しており、子どもが犯罪や事故等の危険にさらされる事例も多く、子どもを守る対策の必要性がますます高まっているのが現状です。

また、区の調査で、「安心して子育てをするために必要な地域での取組み」を尋ねたところ、「行政や保護者、地域の人たちが協力し、子どもの安全を守るための活動をする」との回答が最も多く寄せられました（就学前児童保護者44.4%、小学生保護者では42.5%）。

今後も、犯罪・事故・不審者に関する情報を区民の方に迅速かつ的確に伝達し、子どもの安全をまち全体で見守ることが必要です。

※³⁴ LINE（ライン）・・・SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）と呼ばれる、インターネット上の会員サービスの一種です。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や、新たな人間関係を構築する場を提供しています。

※³⁵ フィルタリング・・・インターネットのページを、一定の基準により「表示して良いもの（子ども向けの健全なサイトなど）」と、「表示禁止のもの（出会い系サイトやアダルトサイトなど）」に分け、子どもの年齢や家庭の主義にあわせて、子どもに見せたくないページにアクセスできないようにする機能です。

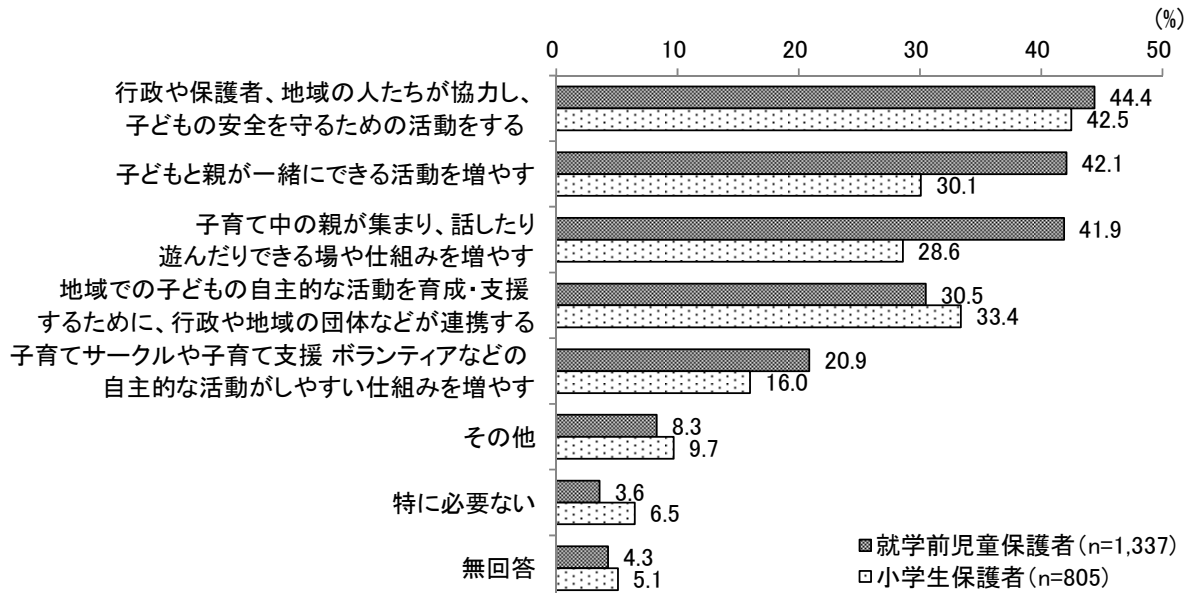


調査の結果では・・・

安心して子育てをするために必要な地域での取組み

安心して子育てをするために必要な地域での取組みで最も多いのは、「行政や保護者、地域の人たちが協力し、子どもの安全を守るための活動をする」で、就学前児童保護者では44.4%、小学生保護者では42.5%となっています。就学前児童保護者では、「子どもと親と一緒にできる活動を増やす」が42.1%、小学生保護者では、「地域での子どもの自主的な活動を育成・支援するために、行政や地域の団体などが連携する」が33.4%で次に多くなっています。

図表 II-13 安心して子育てをするために必要な地域での取組み



出典：新宿区「次世代育成支援に関する調査」平成25年度

【取組みの方向】

◆地域との協働による見守り

- ・町会、自治会、地区協議会、青少年育成委員会、民生委員・児童委員、PTA等による、声かけ運動、あいさつ運動、見守りパトロール、交通事故防止の実践など、地域の人材やあらゆる資源を活用した見守りの輪を広げる活動を引き続き推進していきます。

◆安全教育及び学校の安全対策の推進

- ・交通安全教室やセーフティ教室、情報モラル教育等により、災害、交通事故などの危機から子どもが自ら身を守る能力の育成を図り、メディアなどからの様々な有害情報やインターネット利用の危険に対する正しい対処法を身につけさせます。また、国や東京都で作成しているリーフレット等を活用し、家庭の協力を得て家庭等での利用に関するルールづくりなどを進めていきます。
- ・学校や通学路での子どもの安全が守られるよう、家庭や地域との連携を図り、「地域安全マップづくり」や「通学路の見守りやパトロール」、平成26年度に策定した「新宿区通学路交通安全プログラム」に基づく「交通安全総点検の実施」など、地域ぐるみで子どもの安全を守る環境づくりを進めていきます。また、児童のより一層の安全確保を図るため、小学校の通学路に防犯カメラの設置を進めます。

◆ピーポ110ばんのいえの普及拡大

- ・地域安全マップの作成・編集の取組みなどの機会を捉え、地域住民の協力も得ながら、「ピーポ110ばんのいえ」の周知を進めるとともに、引き続き登録箇所を増やし、緊急時に有効な対応ができる体制を整えるための働きかけを行っていきます。

◆子どもの安全を守るための情報提供

- ・子どもの安全を守るため、「しんじゅく安全・安心情報ネット」により、地域や行政機関等から寄せられた犯罪・事故・不審者に関する情報を区民の方に提供していきます。

【主な事業】

※「現況」は表示がない限り平成25年度の実績です。

*＜29年度目標＞とある場合は、他の計画の最終年度に合わせて、29年度までの目標を記載しています。

事業名	現況※	31年度目標*
◆みんなで進める交通安全 [交通安全教室]: 幼児期からの交通安全教育が重要であるので、保育園、幼稚園及び小学校に出向き、警察の指導による交通安全教室を実施します。また、小学生向けに正しい自転車の乗り方や点検の仕方について指導を行う自転車教室も実施します。さらに、平成23年度からは中学生向けにスタントマンを活用した自転車交通安全教室を実施しています。 [交通安全総点検]: 毎年5～6校の通学路の交通安全総点検を計画的に実施していきます。	・子ども交通安全自転車教室 小学校17校で実施 ・スタントマンを使った自転車交通安全教室 (中学生対象) 中学校3校で実施 (地域一般区民対象) 3回実施 ・交通安全総点検 小学校2校で各1回ずつ実施	・交通安全教室や自転車教室を継続して実施します。 ・交通安全総点検 毎年5～6校の通学路の交通安全総点検を計画的に実施していきます。(平成26年度～30年度の5か年で区立全小学校実施)
◆緊急避難場所「ピーポ 110 ばんのいえ」 子どもたちが身の危険を感じたときに避難できる「ピーポ 110 ばんのいえ」の普及・啓発について、設置主体の警察と協力して推進します。	・区内4警察署・危機管理課との連絡会議の開催 1回／年 ・平成26年3月31日現在登録者数 1,423件	「ピーポ 110 ばんのいえ」の周知を進めるとともに、引き続き登録箇所を増やすための働きかけを行っていきます。
◆安全で安心して暮らせるまちづくりの推進 平成19年11月から、しんじゅく安全・安心情報ネットにより不審者・事件の各情報についてのメール配信及び電子掲示板への掲出を開始しています。	・25年度配信件数 45件	迅速で的確な情報提供に努めます。



4 未来の子どもたちへの環境づくり

【現状と課題】

(1) 人と環境にやさしい潤いのあるまち

新宿区基本構想及び総合計画では、目指す方向性の一つとして、地球環境に負荷が少なく次の世代にも引き継いでいける、将来にわたって持続可能な都市と環境を創っていくことを掲げています。

区では、この目標の実現に向けて、環境を大切にする「環境行動」の推進に取り組んでいます。

「環境行動」とは、特別なことをするわけではなく、一人ひとりが日常生活の中で環境に気を遣うこと、心がけること、気付くことが大切です。

また、次世代を担う子どもたちに「環境行動」を広げるためには、学校での学習に加え、区の環境活動の拠点である環境学習情報センターと連携した、環境学習を推進していくことが重要です。

環境学習情報センターでは、環境学習を通じて子どもたちが環境保護の主人公になり、知識を教わるだけでなく自分たち自身で取り組むということを体験し、達成感を得られるような講座等を実施しています。

今後も、学校や家庭・地域で、子どもたちが実践行動に結び付けられるように環境教育を推進していくことが必要です。

(2) 子どもを安心して生み育てられる居住環境の整備

区の調査で、「新宿区での子育ての継続意向」を尋ねたところ、「ずっと新宿区で子育てをしていきたい」と回答したのは、就学前児童保護者で35.0%、小学生保護者で48.7%、中学生保護者で55.9%でした。

同じ質問で、「当分の間は新宿区で子育てをしていきたい」と答えた人にその理由を尋ねたところ、「子育ての利便性は高いが家賃や地価が高く、広い住居は望めない」という回答が、就学前児童保護者で47.6%、小学生保護者で43.9%、中学生保護者で43.5%でした。

また、「新宿区が子育てしやすいまちだと思う理由」について尋ねたところ、「交通機関が便利」、「子どもの遊び場が多い」、「保育園・幼稚園などが利用しやすい」、「職場と住居が近い」などの回答が上位となりました。

これらから、新宿区は交通機関や職住近接の利便性が大きい反面、家賃が高い、住宅が狭いなど居住環境の課題があり、子育て家庭も含めた区民の多くが、利便性と住宅の規模や家賃水準、居住環境などのバランスを考慮しながら、新宿区に住み続けるかどうかの選択をしていることがわかります。



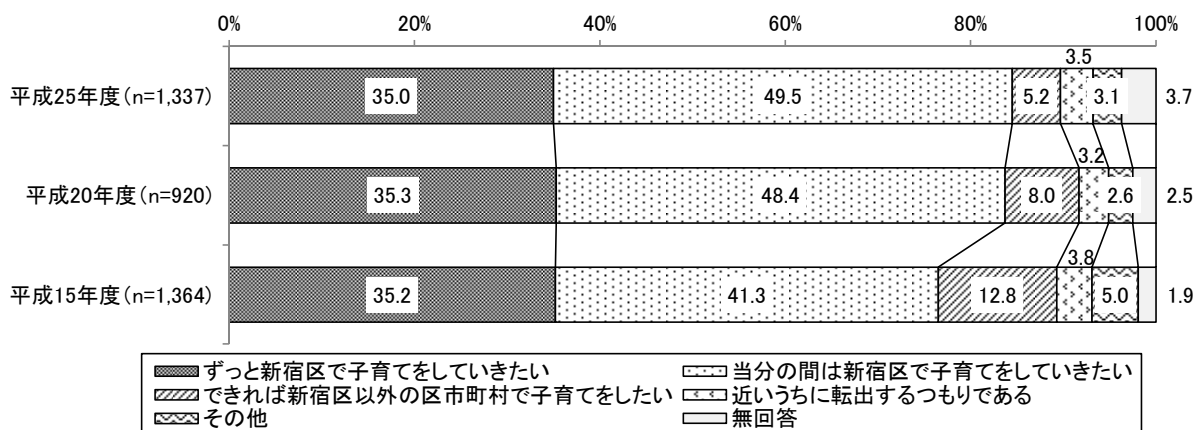
調査の結果では・・・

新宿区での子育ての継続意向

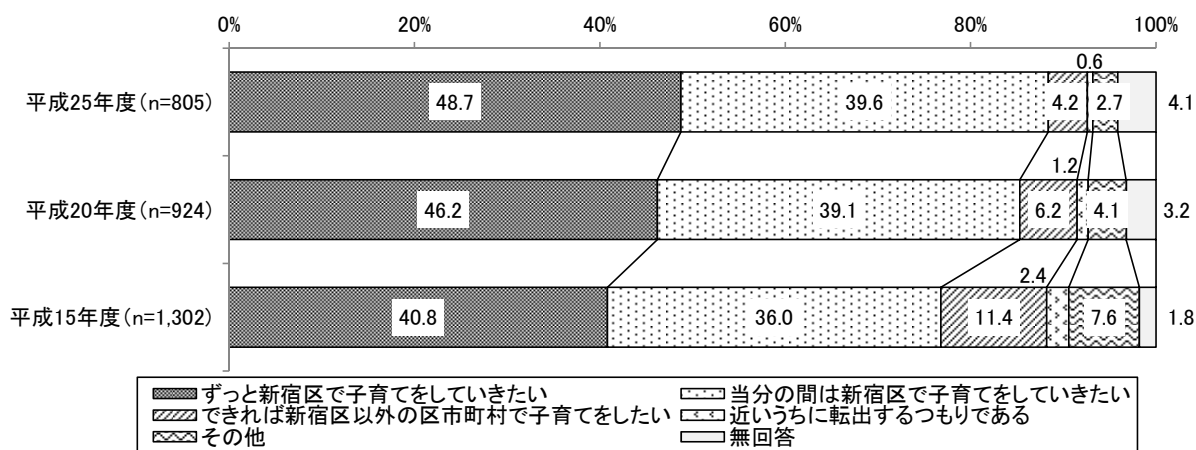
新宿区での子育て継続意向を尋ねたところ、「ずっと新宿区で子育てをしていきたい」は就学前児童保護者で35.0%、小学生保護者で48.7%、中学生保護者で55.9%となっています。

また、「ずっと新宿区で子育てをしていきたい」と「当分の間は新宿区で子育てをしていきたい」を合わせた『新宿区で子育てをしていきたい』は就学前児童保護者、小学生保護者は平成20年度、平成15年度調査よりも、中学生保護者は平成20年度調査よりも多くなっています。

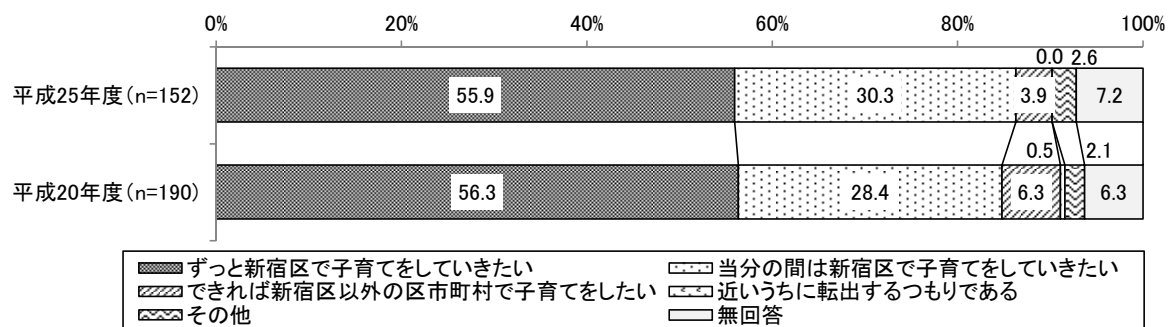
図表 II-14 就学前児童保護者



図表 II-15 小学生保護者



図表 II-16 中学生保護者



出典：新宿区「次世代育成支援に関する調査」平成25年度

【取組みの方向】

◆環境学習情報センターの機能の充実

- 子どもたちが、生物に対する関心や食物に対する関心などを自然に身に付け、当たり前環境へ配慮できる行動を実践でき、環境行動の気づきに出会える場として、環境学習情報センターが核となり、学校と連携しながら環境学習を推進していきます。
- 環境学習情報センターがコーディネートして、区民・企業・NPO・学校との連携と協働を進め、環境応援団として出前授業を実施するなど、環境学習の普及を進めます。
- 「夏休み体験教室事業」は、様々な学校の子どもたちが一緒になって身近な自然体験学習に取り組むことで、学校以外での環境学習への意欲を高め、環境への関心を育んでいきます。
- 子どもたち自身が、環境について家庭や学校で考え、気づき、取り組んだことを自分の言葉で書く「新宿区みどりの小道環境日記」や、絵で表現する「環境絵画」に取り組むことで、環境への思いが養われていくことを目指します。

◆学校での環境学習の推進

- 身近な自然の中での体験活動や学校施設を活用した環境学習などを通して、子ども一人ひとりの環境に配慮した実践的な態度を育てるとともに、環境に配慮できる能力の向上を目指します。また、環境学習発表会の実施により、学校での環境学習の優れた取組みを広く発信します。
- 学校施設において、太陽光発電設備の設置、屋上緑化及び壁面緑化の整備を計画的に実施し、環境学習につなげていきます。

◆子育て世帯に対する居住継続の支援

- 子育て世帯が良好な環境で住み続けられるよう、居住環境の改善を支援するために実施している、子育てに適した住宅への住み替え支援（転居助成）を継続していきます。

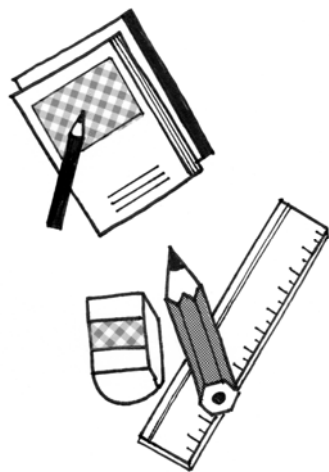
【主な事業】

※「現況」は表示がない限り平成25年度の実績です。

*＜29年度目標＞とある場合は、他の計画の最終年度に合わせて、29年度までの目標を記載しています。

事業名	現況※	31年度目標*
◆環境学習情報センターの運営 環境保全意識の普及・啓発、環境情報の発信を行い、環境活動の交流の拠点となる施設を目指します。また、区民、団体や事業者との協働で、地域とのつながりを重視した事業を展開します。	・来館者数 45,359人（通算来館者数 256,485人） ・区民ギャラリー登録団体 36団体 ・環境学習情報センター登録団体 42団体	新宿区第二次環境基本計画の計画期間である平成34年度まで、各年度の来館者数を前年度の来館者数より増加させることを目指します。
◆地球温暖化対策の推進 区民一人ひとりの省エネルギーに対する意識向上を図り、身近な省エネ行動を始めるきっかけとなるよう、新宿エコ隊の登録数を増やし、みどりのカーテンの普及、新宿打ち水大作戦などの事業を実施します。	・新宿エコ隊登録者数 3,628人 ・みどりのカーテン普及啓発事業 734件（カーテン数 2,178枚） ・新宿打ち水大作戦 101件（参加人数約 13,742人）	＜29年度目標＞ 新宿エコ隊登録者数 5,000人
◆環境学習・環境教育の推進 「環境教育ガイド」の活用等により、学校教育、生涯学習などの様々な場における環境学習・環境教育を推進します。	・環境学習発表会の参加者数 388人 ・夏休み体験教室参加者 599人 ・出前講座 115回（延べ 5,490人） ・身近な自然の中での体験活動や学校施設を活用した環境学習の推進 ・普及啓発、環境日記：応募 882点 ・環境絵画：応募 338点	・継続して実施していきます。 ・応募者数と参加者数の増と、区民等のニーズや関心の高いプログラムを提供し、環境学習・環境教育の普及啓発を図ります。

事業名	現況※	31年度目標*
◆アユが喜ぶ川づくり(神田川河川公園の整備) アユ等の水生生物が生息できる水辺空間の創出を図ります。	・神田川ふれあいコーナー 親水テラスの運営、テラス開放(夏季)、子ども向け講座の開催 ・神田川ファンクラブの運営、区内在住小学生によるクラブ活動の実施	・神田川ふれあいコーナー 親水テラスの運営継続 ・神田川ファンクラブの運営継続
◆子育てファミリー世帯居住支援 [転入助成]:義務教育修了前の子どもを扶養する世帯が、区外から区内の民間賃貸住宅に住み替える場合に、引越しにかかる費用と賃貸借契約に係る費用を助成します。 [転居助成]:区内に居住する義務教育修了前の子どもを扶養する世帯が、子の出生や成長に伴い区内の他の民間賃貸住宅に住み替える場合に、引越しに係る費用と転居前後の家賃の差額を2年間助成します。	・転入助成 26世帯 ・転居助成 58世帯	<29年度目標> ・転入助成 30世帯 ・転居助成 82世帯



目標5 社会の一員として自分らしく生きられる環境づくりを推進します

1 ワーク・ライフ・バランスが実現できる取組みの推進

【現状と課題】

(1) 働きやすさの向上に取り組む企業への支援

個人の働きがい高め、生活を豊かにするとともに、子育て・介護等と仕事の両立や、女性の活躍等の社会的ニーズに応えるためには、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進することが必要です。

事業者にとっても、過度な長時間労働の改善や柔軟で多様な働き方ができるよう、働く人のワーク・ライフ・バランス実現のための環境を整えることは、優秀な人材の確保や生産性の向上など、企業の持続的発展のために必要なことと言えます。

区では、仕事と子育て・介護等との両立支援や、働きやすい職場づくりなどに積極的に取り組んでいる事業者を「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として、また、これから取り組みたいと考えている企業を「ワーク・ライフ・バランス推進宣言企業」として認定しています。これらの推進企業や宣言企業に対しては、希望によりコンサルタントを派遣し、ワーク・ライフ・バランスの推進を着実なものにしていけるよう支援しています。平成19年の事業開始から平成26年3月末で127社から申請があり、そのうち36社を「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定しました。

今後も、事業者におけるワーク・ライフ・バランス推進の取組みが広がるように、啓発や情報提供を進めていくことが必要です。

シンボル くるみんマーク

子育てサポート企業として、厚生労働大臣の認定を受けた企業の証となるマークです。



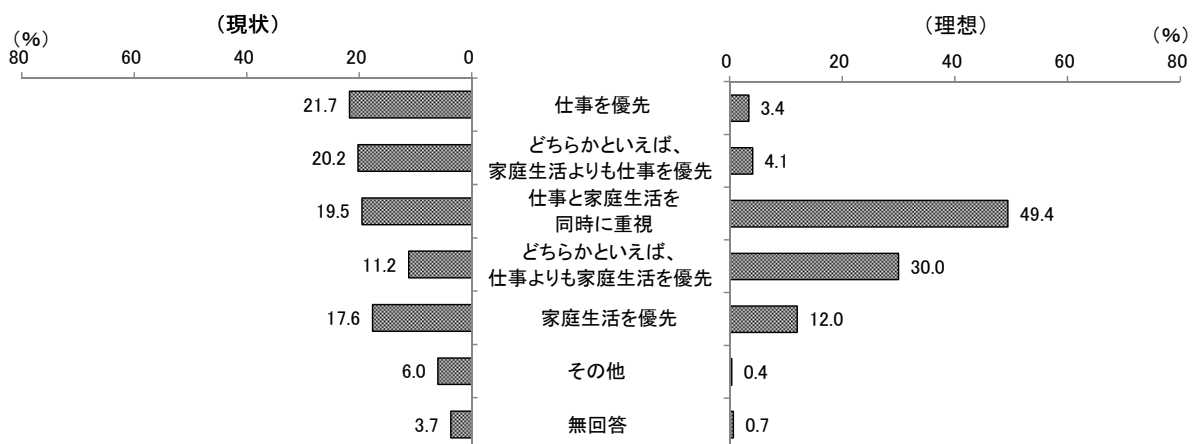
調査の結果では...

仕事と生活のバランスの現状と理想

仕事と生活のバランスについて、現状と理想をみると、理想では「仕事と家庭生活を同時に重視」が49.4%で最も多くなっていますが、現状は19.5%で理想と現状に大きく差が開いています。

また、理想では「仕事を優先」(3.4%)「どちらかといえば、家庭生活よりも仕事を優先」(4.1%)の割合は少なくなっていますが、現状では多くなっており、現状と理想で開きが生じています。

図表 II-17 仕事と生活のバランスの現状と理想



出典：新宿区「次世代育成支援に関する調査」平成25年度

【取組みの方向】

◆働きやすい職場づくりに向けた意識啓発と支援

- ・ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、区内事業者等を対象としたワーク・ライフ・バランスセミナーを実施します。
- ・ワーク・ライフ・バランス推進企業の取組み事例などを紹介し、より実践的なワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

◆ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定等

- ・ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定等を通じて、仕事と子育て・介護等との両立支援や、働きやすい職場づくりなどに積極的に取り組んでいる企業を支援していきます。希望する企業にはコンサルタントを派遣し、ワーク・ライフ・バランス推進に向けた具体的な取組みをサポートします。
- ・ワーク・ライフ・バランスを積極的に推進していくため、好事例の情報発信や他の模範となる企業を表彰するなど、企業の推進意欲を高めるための検討を行っていきます。

◆ワーク・ライフ・バランス推進企業への優遇措置及び発展への寄与

- ・ワーク・ライフ・バランスを推進する中小企業に対して、金融機関から融資を受けた際の借入金利の一部と信用保証料を補助することで、経営の安定化及び発展を支援していきます。

【主な事業】

※「現況」は表示がない限り平成25年度の実績です。

*＜29年度目標＞とある場合は、他の計画の最終年度に合わせて、29年度までの目標を記載しています。

事業名	現況※	31年度目標*
◆ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発 男女共同参画情報誌や区公式ホームページ等を通じて、ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発を行います。	・男女共同参画情報誌ウィズ新宿 年3回発行(5,000部×3回) ・男女共同参画フォーラムでのワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰 3社	継続して実施していきます。
◆ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度 中小企業を中心とした区内企業のうち、育児休業制度が充実しているなど、子育て支援に積極的な企業を、「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定し公表します。また、認定申請をした中小企業はワーク・ライフ・バランス企業応援資金の申し込みができます。	・ワーク・ライフ・バランス推進認定企業 36社	＜29年度目標＞ ・各年度 10社 ・コンサルタント派遣回数 60回
◆ワーク・ライフ・バランス企業応援資金 ワーク・ライフ・バランスを推進する中小企業向けの低利の融資を行います。 (対象企業は次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画届出企業及び区が推進企業認定制度の申請書を受理した中小企業者)	・ワーク・ライフ・バランス企業応援資金 貸付件数 10件	＜29年度目標＞ ・ワーク・ライフ・バランス企業応援資金 貸付件数 72件/年

2 男女がともに自分らしく生きるために

【現状と課題】

(1) 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成

男女共同参画社会を目指した法律や制度は整備されてきていますが、いまだに多くの領域で、男女による格差が見受けられ、「男は仕事、女は家庭」という言葉に象徴されるような性別による固定的な役割分担意識が存在しています。

すべての男女が、人として平等であり個人として尊重される男女共同参画社会を実現するためには、学校、家庭、地域などあらゆる場において、男女共同参画に関する認識を高めるための継続的な意識啓発を行い、性別による固定的な役割分担に対する意識を変えていく必要があります。

平成26年5月に発表されたOECDの男女の幸福度の格差は縮まってきていますが、男女の賃金格差は男性が+27%と大きくなっています。有給の職業についている割合も、男性92%に対して女性は67%と低くなっています。

また、仕事と生活のバランスでは、家事に従事する時間数（1週間当たり）が、女性が22時間に対して、男性は2時間となっています。この結果からもわかるように、女性が家庭で子育てや家事を分担するという固定的な性別役割分担意識がまだ根強くあり、男性が積極的に家事・育児に参画することが課題となっています。

家事・育児において男女がともに協力し合っていくことはとても大切です。役割分担が偏った固定的な男性像、女性像を日々の生活の中で見聞きしている子どもたちが、知らず知らずのうちに性別による固定的な役割分担意識を持ってしまう可能性があります。これは、将来の家庭像や職業観に大きな影響を与えることになります。

国においても女性の活躍促進に向けて、女性のライフステージに対応した活動支援や、男女が共に仕事と子育て等を両立できる環境整備など様々な取組みがなされています。区でも、女性の活躍促進に向けて誰もが性別に捉われることなく、あらゆる分野でその個性と能力を発揮できるよう、性別による固定的な役割分担意識をなくすための働きかけを行い、学校、家庭、地域などで生涯を通じた人権を尊重する教育や学習を行っていくことが必要です。

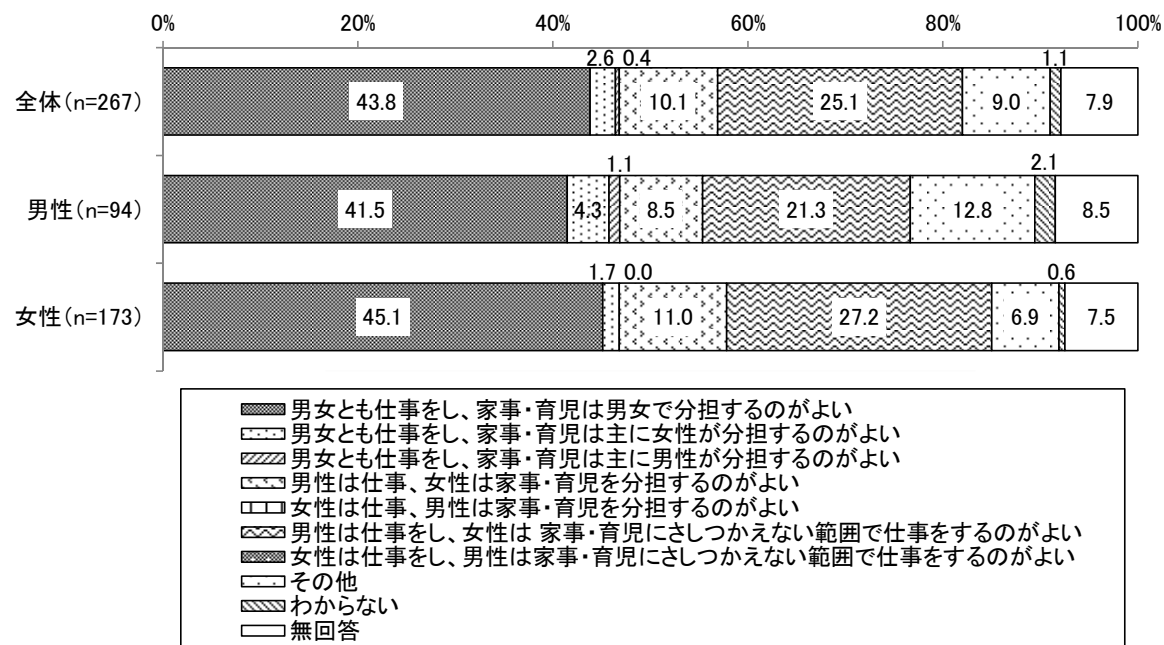


調査の結果では・・・

家庭での男女の役割分担について

家庭での男女の役割分担については、男女ともに「男女とも仕事をし、家事・育児は男女で分担するのがよい」が最も多くなっていますが、女性の方がやや割合が多くなっています。

図表 II-18 家庭での男女の役割分担について



出典：新宿区「次世代育成支援に関する調査」平成25年度

(2) 男女がともに尊重しあえる意識づくり

区の調査で、配偶者等からの暴力（DV）に当たる行為の意識調査をしたところ、「交友関係や電話・メールを細かくチェックする」ことを「絶対にいけない」と回答した割合は、中学生では5割台半ば、青少年と若者では6割強であり、他の行為に比べると高くありませんでした。さらに、中学生では「特に問題はない」と回答した割合が6.7%もありました。

この調査結果からは、デートDV※36を含む配偶者等からの暴力について、目に見える身体的暴力の認識度は高いものの、精神的な束縛や相手を支配するといった、目に見えない精神的暴力の認識度はまだ低いことがわかりました。

男女がともに自分らしく生きるためには、幼少時から命の大切さや他人を思いやる心を養い、男性と女性がお互いを認め合い、尊重しあえる関係を築くことが大切です。

そのため、学校、家庭、地域などで、学生等の若年層や若い世代の保護者等を対象に、人権を尊重する教育や、暴力は人権侵害で決して許されないということを学ぶ機会を提供し、意識向上を図っていく必要があります。

平成25年度には、DV防止の啓発講座を3回実施（うち1回はデートDVに関する講座）しました。受講者のアンケート結果では、平均して7割以上の方が「満足した」と回答し、DVについての理解が深まったという意見も多く得られました。引き続きDV防止講座を実施していきます。

※36 デートDV・・・若年層の恋人や交際相手などの親密な関係にある男女間での暴力のことです。

(3) 男性の育児参加へのきっかけづくり

男性も女性も、能力を十分に発揮する機会や待遇が確保されることは、男女共同参画社会の実現にとって大変重要です。

総務省実施の「平成23年社会生活基本調査」によると、6歳未満の子どもを持つ男性が、1日当たりの家事・育児関連に費やす時間は1時間7分（うち育児時間39分）でした。他の諸外国に比べると短く、男性の家事・育児への参画が進んでいない現状があります。

また、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など、制度の整備はされてきていますが、いまだ女性の出産後の職場復帰や、男性が育児・介護休暇を取ることが難しいなど、雇用環境が整ってきたとは言えません。

このため、男性の家事・育児参加への意識づくりを行うとともに、男性も女性も共に働きやすい雇用環境の整備を推進していくことが重要です。

(4) 男女がともに家族としての責任を果たす男女共同参画社会の実現に向けて

男女を問わず、個人がその意欲・能力や価値観に応じて、ライフステージの変化に対応しながら、多様で柔軟な働き方を選択でき、働きに見合った適正な処遇・労働条件が確保されることは、実質的な男女の平等を確保する上で重要な課題です。

育児・介護休業法の施行により、男性も女性も、育児や介護などの家族としての責任が果たせるような雇用環境が整備されてきました。しかし、現状ではまだまだ男性は仕事、女性は家事という性別役割分担を前提とした、長時間労働の就業形態があり、育児・介護などを担っている人たちが働きづらい面もあります。

現在、多くの女性がパートタイマーや派遣職員として働いています。自分の都合のよい日や時間に働くことができるというメリットはありますが、正社員に比べ賃金が低く、安定性に欠けるなど、雇用形態の違いが格差につながっていることは否めません。働き方が多様であっても、労働者が意欲を持ち、能力を発揮できるようにすることが大切です。

また、結婚、出産でいったん離職した女性の再就職支援や、今までの就労経験や家庭生活の中で蓄積したキャリアを活かして再チャレンジできる環境づくりも求められています。

そのため、男女が互いに尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力が発揮できるような男女共同参画社会の実現に向けて、働き方と家事分担のあり方を見直すための意識づくりが必要です。



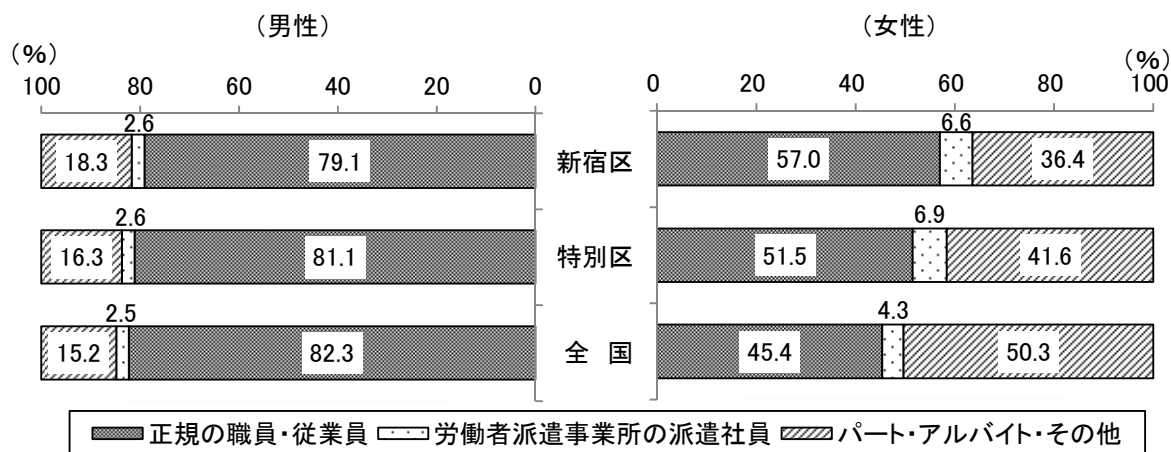
データでみると・・・

男女別雇用者の状況と女性の労働力率（平成22年（2010年））

男女別雇用者の3分類割合をみると、正規の職員・従業員の割合は、新宿区の男性は特別区、全国と比較して大きな違いはありませんが、女性は特別区、全国より高くなっています。一方、新宿区の女性は特別区、全国と比較して「パート・アルバイト・その他」の割合が低くなっています。

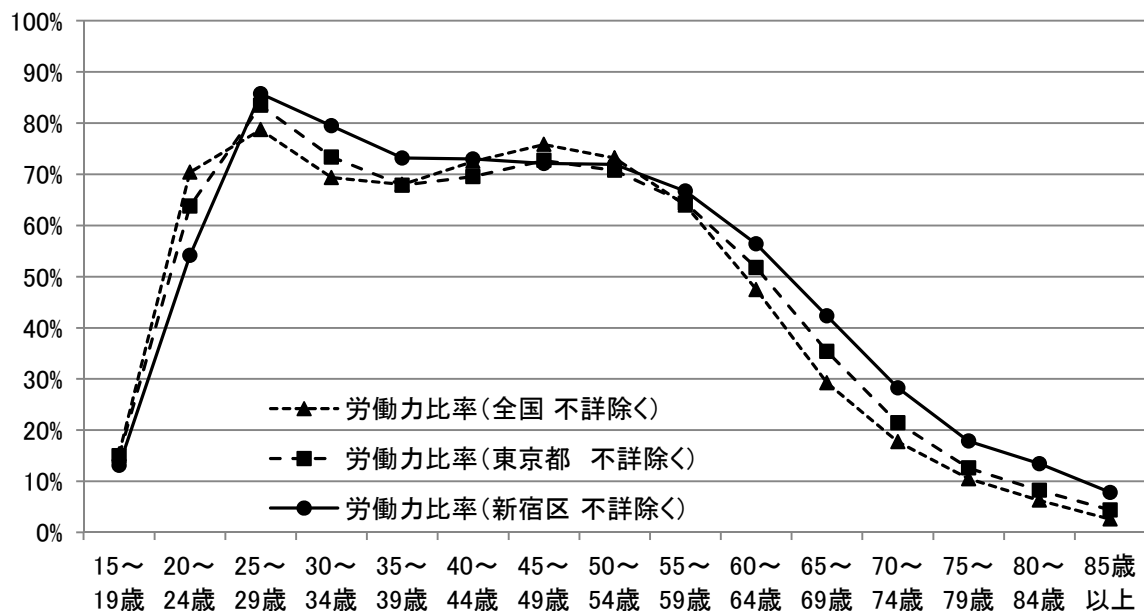
また、全国・東京都では、25歳～29歳をピークに一旦減少した労働力率が、40歳～49歳に再び増加（M字カーブ）していますが、新宿区の労働力率は25～29歳をピークに、年齢が上がるにつれて減少しています。

図表 II-19 男女別雇用者の3分類割合



出典：研究所レポート2012 No.1（新宿区新宿自治創造研究所）

図表 II-20 女性の労働力率比較



出典：総務省「国勢調査」 各年

【取組みの方向】

◆男女共同参画に関する情報提供や意識啓発

- ・男女共同参画について、広報紙や啓発誌、区公式ホームページ等で情報提供し、子育てしやすい社会の実現のため、性別役割分担意識の改革に努めます。
- ・男女共同参画を目指した講演会やフォーラムを実施するとともに、男女平等・男女共同参画に関する意識・実態調査を実施します。

◆配偶者等からの暴力の防止に向けた意識啓発及び情報提供

- ・配偶者等からの暴力について、広報紙や啓発誌等で情報提供し、暴力のない社会の実現のため、暴力容認意識や性別役割分担意識等の改革に努めます。
- ・配偶者等からの暴力防止を目指して、デートDV防止講座などを実施します。

◆多様な働き方の促進及び父親の育児参加に向けた意識啓発

- ・仕事と子育ての両立や多様な生き方の選択のために、すべての人々がワーク・ライフ・バランスを可能にできるよう、意識啓発を進めていきます。
- ・父親の育児参加等を促進するために、家庭における男女共同参画の意識づくりについて情報を提供していきます。

◆女性の就職・再就職などへの支援

- ・育児などで離職した女性が再就職を希望する場合に、職場復帰できるよう支援します。
- ・職場復帰に向けて、仕事と子育てが両立できる環境整備のための情報を提供します。

【主な事業】

※「現況」は表示がない限り平成25年度の実績です。

*＜29年度目標＞とある場合は、他の計画の最終年度に合わせて、29年度までの目標を記載しています。

事業名	現況*	31年度目標*
◆配偶者等からの暴力の防止 配偶者等からの暴力に関する正しい知識や理解を促進するための講座を開催します。	・配偶者等からの暴力防止のための啓発講座 年3回 (うち1回はデートDVに関する講座) ・区政モニターアンケートにおけるDVに関する設問で「DVだと思う行為」の認識度 64.5%	＜29年度目標＞ ・区政モニターアンケートにおけるDVに関する設問で「DVだと思う行為」の認識度 80%
◆男女共同参画啓発講座 誰もがいきいきと自分らしく生きるため、男女共同参画啓発講座を通じて自分らしく生きるための意識向上を図るとともにリーダーとして活躍できる人材を育成します。また、若者の生き方も支援します。	・男女共同参画講座 3回 ・男女共同参画情報誌ウィズ新宿 年3回発行(5,000部×3回) ・男女共同参画フォーラム 年1回 ・区政モニターアンケートにおける「性別役割分担に反対する割合」 42.6%	＜29年度目標＞ ・区政モニターアンケートにおける「性別役割分担に反対する割合」 70%
◆小学校高学年向け啓発誌の配付 小学校5年生を対象に、男女共同参画啓発誌を配付し、子育てを含めた男女共同参画社会を考える学習教材として活用します。	＜26年度実績＞ ・男女共同参画啓発誌「みんないきいき」 1,623部配付	継続して配付していきます。
◆男性の育児・介護サポート企業応援事業 男性が育児・介護休業を取得しやすい職場環境づくりに向けた取組みを行っている企業をサポート企業として認定登録し、対象要件を満たした場合、奨励金を支給します。	・登録企業 2社 ・奨励金支給 2件	男性の働き方を見直すため、育児・介護休業を取得しやすい職場環境づくりを支援する事業を推進していきます。
◆父親の育児参加の促進 男女共同参画の視点から、家庭における男女の意識づくりや父親の育児参加等について、講座や広報・情報誌を通じて促進します。	・男女共同参画情報誌ウィズ新宿 年3回発行(5,000部×3回) ・男性対象講座 1回	継続して父親の育児参加を促進していきます。



トピックス

ようこそ！女性の健康支援センターへ

女性の健康支援センターって？

平成26年2月に、新宿区の女性の健康づくりの拠点として、四谷保健センター内に女性の健康支援センターができました。

女性のからだは、思春期、妊娠・出産期、更年期など、各年代でホルモンバランスが大きく変動し、それぞれに健康課題があります。そのため、センターでは各年代の特徴に応じたからだところの健康づくりを支援しています。ぜひ、お気軽にご利用ください。



相談できる！

- 女性医師による女性の健康専門相談を行っています。(予約制)
- 保健師・栄養士・歯科衛生士による相談を行っています。(予約不要)

ひとりで悩まず
まずは相談して
みませんか？



プライバシーに
配慮し、リラックス
できる相談室



女性の健康専門相談は…

- 産婦人科系全般と更年期専門相談があり、それぞれ月1回行っています。
- 相談はおひとり30分程度です。
- 対象は区内在住の女性で、相談は無料です。

体験できる！情報をゲット！

- 健康測定機器による体のチェックや乳がんのしこり体験ができます。
- 健康に関する図書、インターネットで情報収集ができます。



- 体組成計、血圧計、血管年齢測定器、肌年齢測定器、ストレス測定器があり、自由に利用できます。

図書コーナー



学べる！

- 講義型のセミナー
「乳がん」や「月経」についてなど、女性特有の病気や健康に関するセミナーを年に6回行っています。

詳細は広報に
掲載されます



- 体験型のセミナー
リラクゼーション・体操など生活の中で実践できるセミナーを毎月行っています。

□ 出前講座

地域センター等に出向いて、女性の健康についての講座を行っています。また、ご希望に応じて、地域のグループや事業所でも講座を開催します。



つながりができる！

同じ健康課題を持つ方々や健康づくりに関心のある方々の情報交換や仲間づくりの場を提供するとともに、そのグループ活動の支援をしています。
(乳がん体験者の会、女性の健康づくりサポーターなど)



女性の健康支援センター

TEL 03-3351-5161

三栄町25番地(四谷保健センター内)



3 若者支援の総合的な推進

【現状と課題】

(1) 若者と地域をつなげるための支援

区は、単身者の総人口に占める割合が、平成22年で37.3%と、全国平均13.1%の約3倍で、23区では2番目の高さです。単身者割合は、男女とも20代後半が最も高く、男性65%、女性55%となっています。

単身者は、一人での生活や友だちとのつながりに満足している一方で、同居者がいる場合に比べて、相談できる相手や地域とのつながりが薄い傾向があります。

こうしたことから、若者が地域から孤立しないよう、行政や地域との関わりを持つ機会を増やすよう検討していく必要があります。

また、区は、平成24年8月に、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者に対する支援として、子ども・若者総合相談窓口を開設しました。これは、それまで区内の既存の相談機関で実施していた若者に対する相談事業を「子ども・若者総合相談」として整備したもので、関係窓口が連携することにより、総合的な相談に応じられる仕組みを作るとともに、子ども・若者が相談しやすい体制を整備しました。

しかし、関係窓口の連携だけでは支援に限界があるのも事実であり、特に若者に対する支援については、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を包括的に行うことができる仕組みづくりを今後検討する必要があります。

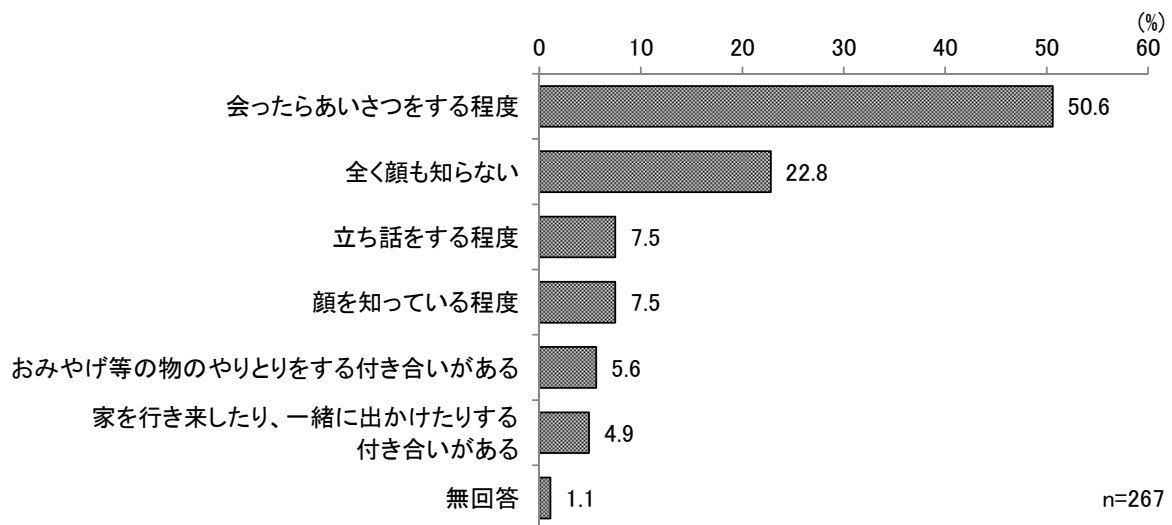


調査の結果では・・・

若者の日頃の近所付き合いの状況

若者（18歳～39歳）に日頃の近所付き合いの状況を尋ねたところ、「会ったらあいさつをする程度」が最も多く、50.6%となっています。その一方、「全く顔も知らない」が次いで多くっており、全く近所付き合いのない若者が約20%います。

図表 II-21 日頃の近所付き合い



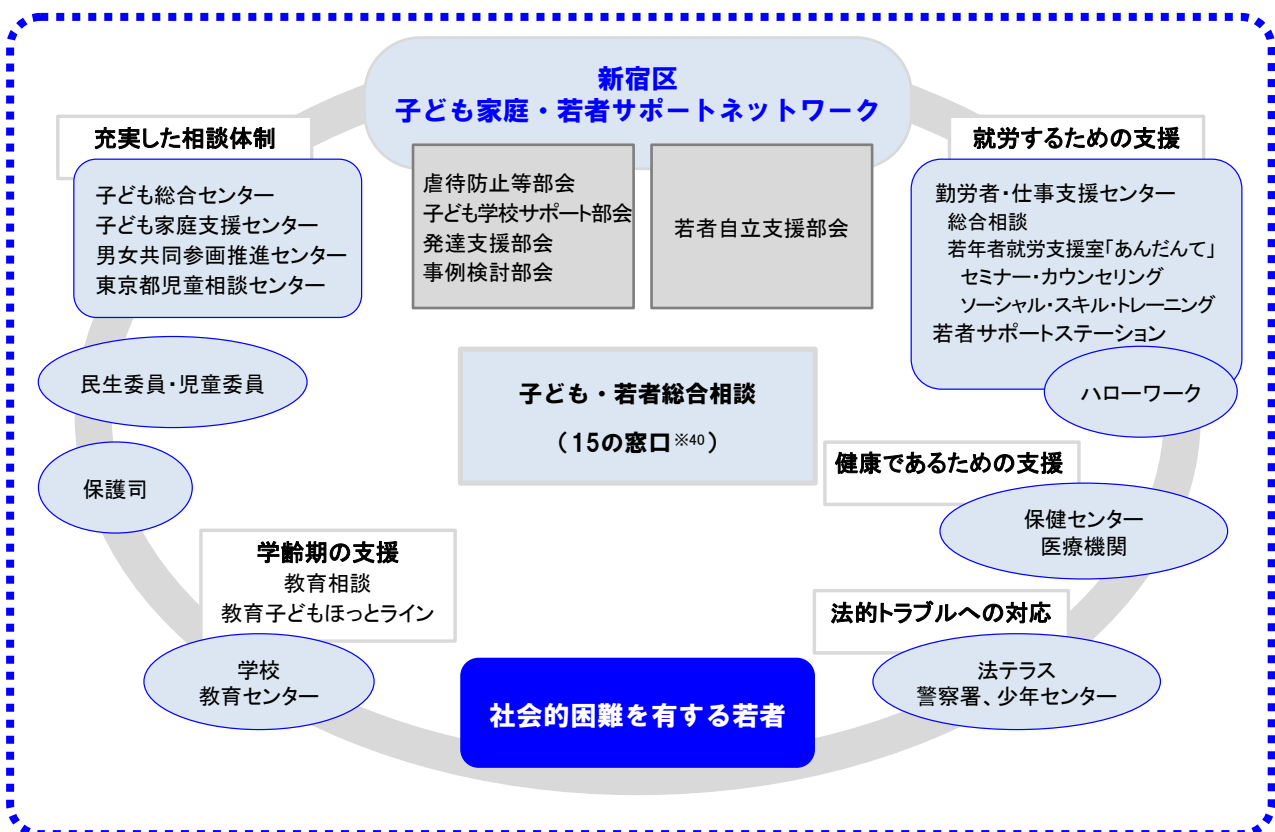
出典：新宿区「若者の意識調査」平成25年度

(2) 若者の自立支援、就労支援の実施

区は、平成23年4月、公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター※37内に若年者就労支援室「あんだんて」※38を設置しました。働くことや自立に不安や悩みを抱えた若者が、社会に出て働くことができるよう支援に取り組んでいます。

しかし、東京都調査によるひきこもりの推定値や文科省調査による区内の子どもの不登校数を勘案すると、「あんだんて」に相談に訪れる若者の数は真に支援を必要としている人の一部に過ぎないと考えられます。このような若者に対する有効なアプローチと「あんだんて」の更なる周知が課題となっています。さらに、若者を就労に結びつけるためには、「あんだんて」の支援メニューの拡充も課題となっており、ひきこもり状態の方への相談・支援に加え、就労に向けた準備や、訓練を充実させることが必要です。

また、区は子ども・若者育成支援推進法の施行を受け、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者を支援するために、平成24年4月に、それまでの「新宿区子ども家庭サポートネットワーク」に新たに「若者自立支援部会」※39を設置し、「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク」として発展改組しました。「若者自立支援部会」では、関係機関の連携のあり方や事例についての意見交換を行い、若者の自立支援に関する勉強会を開催するなど、若者支援に取り組んでいます。



※37 公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター…「働きたい」「社会に貢献したい」という思いをかなえ、「働き続ける」ことを応援するため、障害者、高齢者、若年者等への総合的な就労支援を実施しています。

※38 あんだんて…公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センターが設置する若年者就労支援室。働くことや自立に不安や悩みを感じている、新宿区在住の若者とその家族を支援し、就労を目指すことを目的としています。

※39 若者自立支援部会…新宿区子ども家庭・若者サポートネットワークの部会で、若者の自立支援に関することを協議します。

※40 15の窓口…子ども総合センター、子ども家庭支援センター(4所)、教育センター、子育て支援課(育成支援係)、公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター、若年者就労支援室「あんだんて」、保健センター(4所)、保健予防課(保健相談係)、男女共同参画推進センター

若者が抱える課題は、家庭環境、学校生活、職場でのトラブル、人間関係等、様々な要因が複雑に絡んでいるとともに、幼少期からの長期的な課題を抱えたまま大人になるケースが多いのが現状です。大人になり就労という課題に直面しても、前述のような複雑な課題が解決されないままでは、すぐに就労に結びつけることは難しくなっています。困難を有する若者の増加を防ぐという視点から、幼少期からの一貫した支援の実施が必要であり、学齢期、思春期における切れ目のない関わりも重要です。

(3) 若者の自殺総合対策

全国の自殺者数は、平成10年以降3万人を超えていましたが、平成24年に3万人を下回り減少傾向にあります。区の自殺者数は、おおむね年間70～80人で推移しています。自殺総合対策大綱によると、自殺の多くは、健康問題、失業・多重債務等の経済・生活問題、家庭問題など多岐にわたる要因が関係しているといわれており、区でも同様の傾向がみられます。

特に区では、若年層の自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）が20歳代は30.7、30歳代は27.8と、全国平均の20歳代21.1、30歳代21.9と比較して高い傾向があります。

若者が何に悩み自殺へと追い込まれるのか、どのような情報や支援が必要なのかを検討していく必要があります。

【取組みの方向】

◆若者が社会の中で自分らしく生きるための支援

- ・若者が社会の中で孤立することなく、自分らしく生きられるように、イベントや講座の実施を通して支援していきます。

◆若者の自立に向けた包括的な支援体制の構築

- ・区は、「あんだんて」の構成団体に対して、より就労や復学に結びつけるための事業を展開するよう働きかけていくとともに、就労支援に取り組む団体の獲得に取り組むことで、同センターの専門性を活かした効果的な就労支援を実施していきます。また、引き続き若者の自立支援に取り組む関係機関と連携しながら、利用者一人ひとりの状態に合わせたきめ細かな支援を展開し、支援を必要とする若者への事業周知に努めていきます。

若者自立支援体制については、現在実施している福祉、保健、雇用、教育など関係機関による連携だけでは十分に対応することは難しく、区として、区民にとってわかりやすく利用しやすい窓口や若者支援施策のあり方について、再構築を含めて今後検討していく必要があります。

◆若者の自殺総合対策の推進

- ・新宿区自殺総合対策会議^{※41}の下部組織として「若者支援対策専門部会」を平成26年7月に設置し、若者支援に関わる関係機関・団体間での課題の共有、支援策の検討を行っていきます。

※41 新宿区自殺総合対策会議・・・区の自殺対策についての提言や関係機関の情報共有を目的として平成21年度に設置した会議体です。学識経験者、医療・福祉などの地域団体、行政機関等の委員で構成しています。

【主な事業】

※「現況」は表示がない限り平成25年度の実績です。

※＜29年度目標＞とある場合は、他の計画の最終年度に合わせて、29年度までの目標を記載しています。

事業名	現況※	31年度目標*
◆若者のつどい 20代から30代の若者を中心に、若者同士の出会い・交流及び地域・行政とのつながりをテーマにイベントを開催し、若い人たちの元気と活力を発信するとともに、区の施策や事業への関心と理解を深めていきます。	・当日参加者数 850名	継続して開催していきます。
◆若者応援講座 若者を対象にした男女共同参画啓発及びエンパワーメントのための講座を開催します。	・若者応援講座 3回	引き続き、若い世代からの男女共同参画の意識づくりやエンパワーメントにつながる講座を実施していきます。
◆障害者、高齢者、若年非就業者等に対する総合的な就労支援 新宿区勤労者・仕事支援センターでは、働く意欲はあるものの一般就労に結びつきにくい障害者、高齢者、若年非就業者等に対して、就労機会の提供を行うことにより、就労支援を実施しています。	・就職者数 7人 (若年者就労支援事業)	＜29年度目標＞ ・就職者数 20人 (若年者就労支援事業)
◆自殺総合対策 自殺総合対策事業では、①ゲートキーパー※42養成講座の開催②自殺総合対策会議等を通じた地域における連携支援体制の強化③若者支援対策専門部会等を通じた若者支援の充実④「困りごと・悩みごと相談窓口一覧」や「こころの悩み相談」啓発用ポケットティッシュの配布などを通じた普及啓発の取り組みを行っています。	・平成25年新宿区の自殺死亡率(人口10万人あたりの自殺者数)の推移(厚生労働省人口動態統計に基づく) 全年代 25.5 (20.7) 20～30歳代 29.0 (21.5) ※()内は全国の数値	平成28年までに、20～30歳代の自殺死亡率を平成17年と比べて20%以上減少させるとともに、減少させた数値を維持するよう努めます。※43 なお、早期に目標が達成された場合は、計画の見直し期間にかかわらず、そのあり方も含めて数値目標を見直します。

※42 ゲートキーパー…ゲートキーパーとは、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

※43 平成17年の自殺死亡率(人口10万人あたりの自殺者数)…34.0(それを20%減少させると27.2となります。)